

静岡県行財政改革大綱

～ “ふじのくに” の自立の実現に向けた行財政経営の推進～

平成 26 年 3 月

静 岡 県

目 次

はじめに	1
序 章 行財政改革の課題と方向性	
1 取組の経緯と改革の基本姿勢	2
2 行財政改革の課題	3
3 課題を踏まえた新たな方向性	9
第1章 行財政改革大綱の理念と戦略	
1 総合計画の基本理念と戦略	1 2
2 大綱が目指す行財政経営の理念と計画期間	1 5
3 目標とする自立した“ふじのくに”の姿	1 5
4 大綱の3つの戦略と新たな機軸.....	1 6
5 大綱の戦略体系と戦略間の関係	1 8
6 大綱の目標一覧	1 9
第2章 行財政改革大綱の取組	
1 行財政改革の取組	2 1
戦略 透明性と県民参加による行政運営	
1 開かれた県政の推進	2 1
(1) 県政に対する県民の理解の促進	2 1
(2) 県民参加型の行政の推進	2 4
戦略 市町や民間と連携した行政運営	
1 地域が自立できる行政体制の整備	2 7
(1) 県から市町への権限移譲の推進	2 7
(2) 市町の体制強化支援と市町との連携促進	2 8
(3) 市町との連携による行政経営の推進	3 0
2 民間等の能力や創意工夫を活用したサービスの提供	3 1
(1) 民間の創意工夫の活用や協働・連携によるサービスの提供	3 1
(2) 行政サービスの質の向上を図る不断の取組	3 4
(3) ICT利活用による県民サービス向上と事務の効率化	3 5
(4) 外郭団体の検証・見直しと効果的な活用	3 6
戦略 未来を見据えた戦略的な行政運営	
1 将来にわたって安心な財政運営の堅持	4 0
(1) 歳出のスリム化	4 1

(2) 歳入の確保	4 3
(3) 国への提言	4 5
2 簡素で能率的な組織	4 6
(1) 地域主権の時代にふさわしい新たな組織の運営	4 6
3 人材と組織の活性化	5 0
(1) 中長期的な視点に立った人材育成の推進	5 0
(2) 職員の能力発揮支援による組織の活性化	5 1
(3) 職員の意欲と能力を高める人事マネジメントサイクルの構築	5 1
4 時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進	5 4
(1) 成果を重視した行政経営の推進	5 4
(2) 経営的視点による県有施設等管理の推進	5 5
(3) 活力にあふれた行政経営の推進	5 7
2 静岡県行財政改革大綱取組一覧表	5 9
資料編	7 7
資料 1 現在の行財政改革大綱(H22 ~ 25)の概要と成果	7 8
資料 2 “ふじのくに”づくりサポーター・若者と連携した事業レビューへの 取組	8 2
資料 3 市町と県との連携の推進(行政経営研究会(仮称)の概要)	8 4
資料 4 外郭団体の検証・見直しと効果的な活用	8 5
資料 5 「将来にわたって安心な財政運営の堅持」に係る目標設定	8 7
資料 6 ファシリティマネジメント(FM)の実施に向けて	9 1

はじめに

この大綱は、総合計画の基本理念、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」を着実に推進するため、行財政経営の方針と具体的な取組を取りまとめたものです。

本県を取り巻く厳しい行財政環境や人口減少予測などを踏まえると、行政サービスを今後も持続的に提供していくためには、将来を見据えた早急な対応が必要です。

しかし、こうした中であっても、自助・共助の考えに基づき、一人ひとりが才能と意欲を發揮し、個人・家庭・企業・地域社会が自立していくことで、将来に希望の持てる社会を創り上げることが可能であり、地域の持続的な発展の可能性が大きく広がっています。

この大綱では、総合計画の理念の1つである「“ふじのくに”の自立の実現」を目標とし、自立を促し支えるため、公助として行財政経営を推進していきます。

この目標を達成するためには、県だけではなく、市町も含めた県内の全ての自治体が連携して、県全体の行財政運営の効率化・最適化に努めることが極めて重要です。また、民間企業・NPO・各種団体などと、適切な役割分担の下での連携を進め、多様な主体によって住民ニーズに応じたサービスが提供される体制を構築することも求められます。

県では、徹底した行財政改革や行政の透明性の向上とともに、様々な主体による連携を推進し、活力あふれる地域社会を支える行財政経営の実践に向け、大綱に基づいて、職員一丸となって取組を進めます。

県民の皆様には是非こうした方向性を御理解いただき、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」のため、富国有徳の志を持った「“ふじのくに”^{しみん}士民」として、県政に力をお貸しいただきたいと思っております。将来にわたって発展し続ける“ふじのくに”の実現には、本県にお住まいの皆様一人ひとりの力が必要なのです。

大綱の策定に当たっては、“ふじのくに”行財政革新戦略会議、静岡県行財政改革推進委員会において、県内外の有識者の方々から多くの貴重な御意見、御提言をいただきました。厚くお礼を申し上げますとともに、“ふじのくに”づくりに寄せられた大きな期待を自覚し、全国のモデルとなる行財政経営を目指して、全庁を挙げて取り組んでまいります。

平成26年3月

静岡県知事 川勝平太

序章 行財政改革の課題と方向性

1 取組の経緯と改革の基本姿勢

1 これまでの取組の経緯

本県では昭和 60 年度以降、行財政改革大綱を策定し、それに基づいて行財政改革の取組を進めている。

(表 1 これまでの行財政改革大綱)

時 期	名 称	内 容	定員管理
昭和 60 年 9 月	静岡県行 財政改革 大綱	スクラップ・アンド・ビルドによる事業の廃止縮小 職員定数の 1%一律削減(昭和 62 年まで) 職員定数の 1%の全庁再配置(昭和 63 年以降)	-
平成 7 年 9 月	静岡県行 財政改革 大綱	リエンジニアリングに基づく行財政改革の導入 ・本庁各課での業務棚卸表の作成とそれに基づく事業 の効率化・重点化 ・文書、事務ハーフ運動(3C タイム、管理者研修等)	-
平成 10 年 4 月	静岡県行 財政改革 大綱	リエンジニアリングに基づく行財政改革の本格展開 ・定員管理計画の策定 ・本庁組織のフラット化(施策目的別組織) ・ひとり 1 改革運動の開始 ・計画的な市町村への権限移譲の推進 ・業務のアウトソーシングの推進 ・外郭団体の見直し	計画 500 人 (H10~14) 実績 509 人
平成 15 年 3 月	静岡県行 財政改革 大綱	行政の生産性向上と県内外への波及 ・権限移譲の推進と市町村合併の促進 ・市町村合併も踏まえた出先機関等行政組織の効率化 ・パブリックコメントの定着など住民参加の推進 ・外郭団体改革計画の推進	計画 250 人 (H15~17) 実績 287 人
平成 18 年 3 月	静岡県行 財政改革 大綱実施 計画(集 中改革プ ラン)	民間の考え方を取り入れた新公共経営(NPM)の実践 ・指定管理者制度、地方独立行政法人など新たな民間 活用手法の導入 ・本庁組織(1次産業部門など)の再編 ・市町村合併・広域連合推進や市町の行政改革支援 ・キャリア・デベロップメント・プログラムによる人 材育成	計画 500 人 (H18~22) 実績 557 人
平成 23 年 3 月	静岡県行 財政改革 大綱	“ふじのくに”の自立の実現 ・大綱を新たに総合計画の分野別計画として位置付け ・事業仕分け、新たな行政情報公開等透明性の向上 ・外部有識者の意見を踏まえた大綱の策定と取組状況 の外部委員会による検証 ・NPO 等支援など「新しい公共」の視点による取組 ・財源捻出に関する目標の設定 ・補助金のサンセット方式による見直し	計画 100 人 (H23~26) 実績 104 人

当初は節約型の改革から出発したが、それだけでは状況を大きく変えることは困難であることから、リエンジニアリング(業務の抜本的見直しと最適化)、新公共経営(NPM、民間経営の考え方の導入)など、様々な視点や手法を取り入れ、取組を発展させてきた。

(表2：行財政改革大綱の特徴)

時 期	特 徴	概 要
第1期 (H6以前)	節約型の行 財政改革	投入資源(予算や職員数)に重点 予算や職員数の一律削減
第2期 (H7~14)	リエンジニ アリング	節約型の限界(対症療法的、短期的・断片的な改革) リエンジニアリング(業務の抜本的見直しによる成果の達成)
第3期 (H14~22)	新公共経営 (NPM)	民間活用の新たな制度(指定管理者等)、地方分権の進展 民間経営手法の導入と最適な実施主体の選択
第4期 (H22~)	“ふじのく に”の自立	地域主権への転換、県民・市町等の自立 自立を支える行政経営(県民参画のための透明性の向上)

2 改革の基本姿勢と先進的な取組

本県では行財政改革を単なるコストカットの手段として捉えず、現在は、以下の3点を改革の基本姿勢として掲げている。

【3つの基本姿勢】

(1) 県民本位

県民の立場に立って成果を追求するとともに、県民に開かれた県政を推進する。

(2) 行政の生産性の向上

単なる削減でなく、常に業務を見直しサービスの質や効率性の持続的向上を図る。

(3) 手段の最適化

市町・民間などを含め、最適な実施主体を選び、できる限り任せる。

また、「行革先進県」として、全国的にも先駆的と考えられる様々な取組を進めてきた。

・事業仕分け(H21~24)、事業レビュー(H25~)

対象事業本数延べ288本、県民評価者参加人数(H23~)469人で全国最大規模

・市町への権限移譲に向けた取組(H6~ 全国に先駆けて取組)

権限移譲対象法律数 124本(H25.4.1) 9年連続日本一

・定員管理(H10~)

延べ1,451人(20%)削減 人口1万人当り職員数は同規模県で第1位(H24.4.1)

・県債の格付け

財政健全化への取組等が評価され高い格付けを維持(自治体で最高レベル)

なお、全国で始めて知事IR(投資家向け広報)を実施(H14~)

・ひとり1改革運動(H10~)

取組件数延べ165,018件(H24は15,063件)都道府県で全国1位の実績

・全国初の取組

業務棚卸表(H9)、総務事務のアウトソーシング(H14)、滞納整理機構(H19)など

2 行財政改革の課題

現在の行財政改革大綱（H22～25）に基づいた取組は、取組の最終的な進捗率は95%を超える見込みであり、概ね順調に進捗している（P79 資料編1参照）。

しかし、こうした取組にも関わらず、本県を取り巻く財政環境は厳しさを増しており、また今後、自治体を巡る大きな状況の変化も予想される。

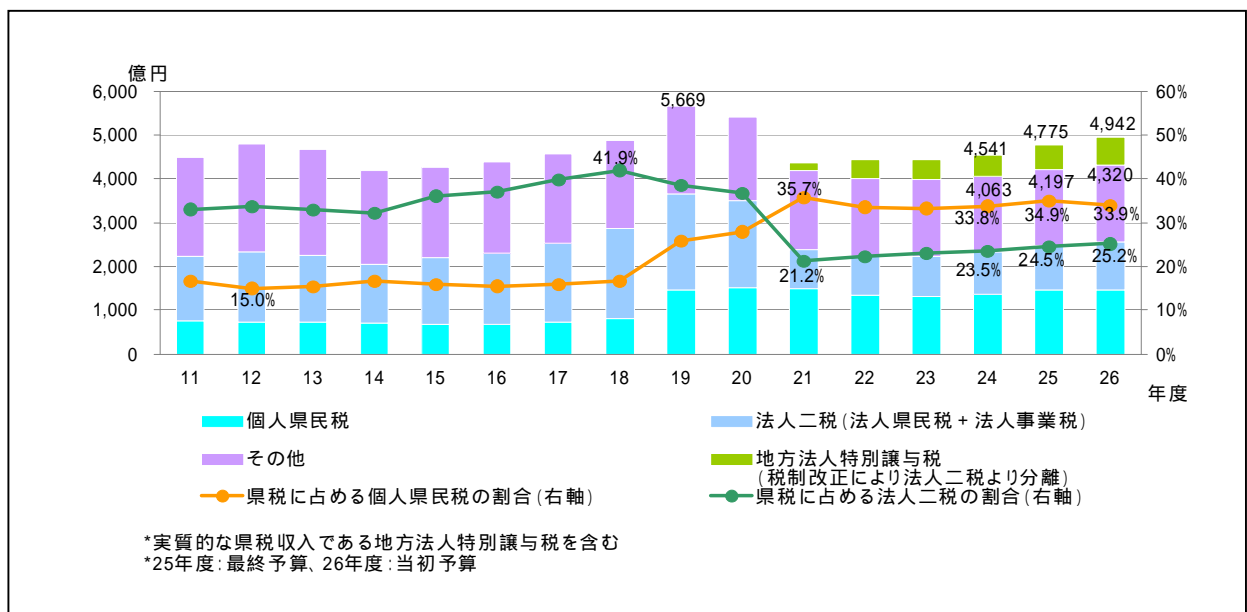
1 厳しい財政環境

(1) 県税収入の推移

本県の県税収入は、平成20年9月のリーマンショック等の世界的な景気低迷の影響により、19年度をピークに20～21年度に大幅に減少した。24年度以降、企業収益の改善等により、3年連続で増加しており、更なる改善が望まれる。

なお、19年度に税源移譲が行われ、所得税（国税）の引き下げに合わせて、市・県民税（地方税）が引き上げられたため、それ以降、個人県民税の割合が高まっている。

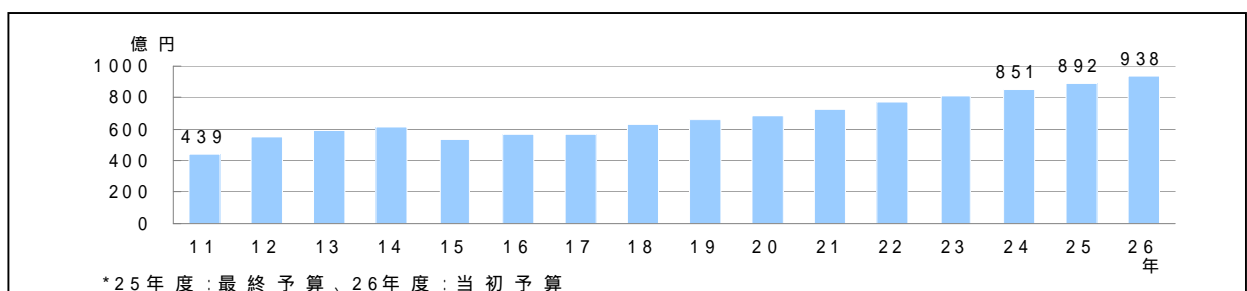
(図1 県税収入の推移)



(2) 扶助費（社会保障関係経費）の増加

一方、高齢化の進展に伴い、医療や介護等に支出される義務的経費である扶助費が年々増加している。

(図2 扶助費の推移)

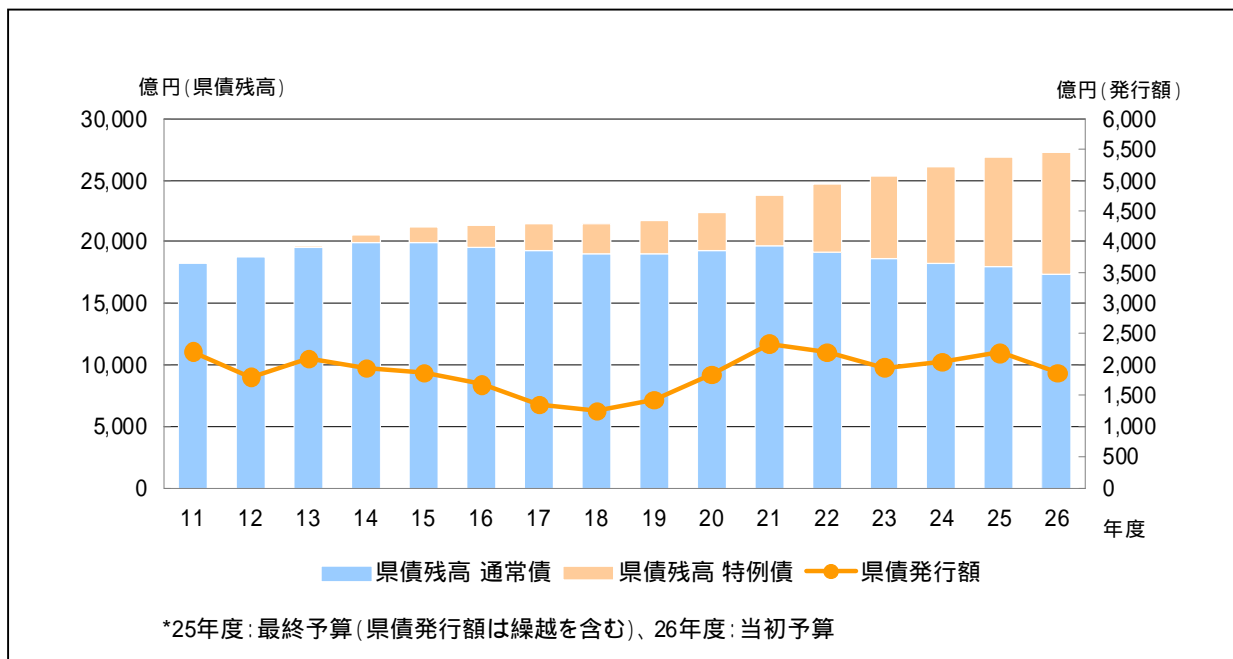


(3) 県債残高の状況

県がコントロールできる通常債残高は、目標 2 兆円の範囲内で着実に減少している。

しかし、本来交付されるべき地方交付税に代わって、国の基準で算定され発行する臨時財政対策債（特例債）は、近年大幅に増加している。

(図 3 県債残高の状況)



(4) 財政の中期見通し

一般財源総額（地方税、地方交付税、臨時財政対策債等の合計額）が据え置かれるパターンを「ケース 1」、本来の地方財政制度の機能が発揮されるパターン（義務的経費等の財政需要の増加が地方交付税に反映される場合）を「ケース 2」として試算した。

実質公債費比率、将来負担比率については、財政健全化法における健全段階を維持

県独自の健全化目標のうち、

- ・ 県債残高（通常債）は、いずれのケースも着実に減少し、目標の範囲内で推移
- ・ 経常収支比率は、ケース 2（地方財政制度機能発揮）では、目標を上回っているものの徐々に改善していく見通しであるが、ケース 1（一般財源総額据置）では、義務的経費の増加に伴い、上昇傾向で推移

財源不足額は、ケース 2（地方財政制度機能発揮）では、中期的に解消の方向に向かう見込だが、ケース 1（一般財源総額据置）では、420 億円程度まで増加する見通し

(表3 試算結果)

ケース1 一般財源総額据置パターン

(単位:億円)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経常収支比率	93.8%	94.8%	95.6%	96.2%	96.5%
実質公債費比率	14.9%	15.1%	15.0%	14.9%	14.7%
県債残高(通常債) <small>注1</small>	17,388	16,799	16,179	15,525	14,881
県債残高(全体) <small>注2</small>	27,303	27,337	27,173	26,690	25,988
将来負担比率	242.2%	242.2%	243.1%	239.2%	235.9%
財源不足額	324	330	370	394	421

ケース2 地方財政制度機能発揮パターン

(単位:億円)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経常収支比率	93.8%	93.9%	93.9%	93.8%	93.3%
実質公債費比率	14.9%	15.0%	14.8%	14.5%	14.2%
県債残高(通常債) <small>注1</small>	17,388	16,799	16,179	15,525	14,881
県債残高(全体) <small>注2</small>	27,303	27,337	27,173	26,690	25,988
将来負担比率	242.2%	239.3%	237.6%	231.7%	226.3%
財源不足額	324	258	232	200	166

(注) 1 臨時財政対策債は「実質的な地方交付税」とされているため、通常債から除外
 病院債は、県立病院の独立行政法人化に伴う県債であり、償還財源の全てが
 病院事業により措置されるため、通常債から除外

2 県債残高(全体)は、通常債、臨時財政対策債、病院債の合計

想定される南海トラフの巨大地震から県民の生命・財産を守るための更なる地震・津波対策の実施や、高齢化の進行に伴う社会保障関係費などの増加も想定される。また、消費税率の引上げに伴う景気の動向など、今後の税収の見通しにも留意する必要がある。

今後、現在の行政サービス水準を維持しながら、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”」の早期実現を目指すためには、本県経済の成長を促し、県内総生産や県民所得の向上を図る施策を積極的に実施する(県自らの取組)とともに、地方が安定的に財政運営を行うことができる地方税財政の枠組を確立する(国への提言)ことが不可欠である。

これに加え、行財政改革大綱に基づく県自らの取組として、徹底した行財政改革が必要であるが、現大綱による取組が順調に進捗しても、国の財政状況ほか社会経済的要因の影響が大きく、財政状況を劇的に好転させるには及ばないのが現状である。

2 自治体を取り巻く状況変化

本県では、地方分権の推進を県政の重要課題と捉え、県内基礎自治体の自治能力の向上を目指して、国の方針を受けた市町村合併と、県独自の取組として市町村への権限移譲を進めてきた。

(表4 市町村数の推移)

	H15.3.31	H18.3.31	H22.3.31～
政令市	0	1	2
中核市(30万人～)	2	1	0
特例市(20万人～)	3	2	2
一般市	16	19	19
町	49	19	12
村	4	0	0
合計	74	42	35

全国的にも、一律的に都道府県から市町村への権限移譲が進められる流れにあったが、今後の人口減少等、予想される社会状況の変化を踏まえ、新たな動きが見られている。

(1) 地方制度調査会での議論

国の第30次地方制度調査会では、人口減少社会でも基礎自治体のサービス提供体制を持続し、大都市等が安心安全な生活空間を形成し経済を牽引していくため、制度面での方策を検討し、答申を行った(「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申(H25.6.25)」)。概要は以下のとおりである。

- ・指定都市など大都市に対しては、特別市(仮称)も見据え、可能な限り権限・財源の移譲を検討する。
- ・市町村間連携を推進するため、現行の事務の共同処理制度に加え新制度を検討する。
- ・小規模市町村などに対しては、都道府県による補完も選択肢に追加する。

(表5 答申の内容)

1	現行の大都市制度に係る制度の見直し
(1)	指定都市制度
ア	「二重行政」の解消 指定都市が処理できるものは、できるだけ指定都市に移譲
イ	税財源の配分 事務移譲で指定都市にまとまった財政負担が生じる場合、税源の配分も含め財政措置の在り方を検討
(2)	中核市・特例市制度
ア	両制度の統合 両制度の統合により一層の事務の移譲を可能とすべき
イ	都道府県からの事務移譲 一定の事務の移譲は法令で行うが、その他については条例による事務処理特例制度を活用
ウ	住民自治の拡充 地域自治区の仕組みを活用することを検討すべき
2	新たな大都市制度
	特別市(仮称) 全ての都道府県・市町村事務を処理し二重行政を解消
	・警察事務等広域事務の取扱い、税の賦課徴収など検討すべき点あり
	・まずは都道府県から指定都市に事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市(仮称)に近づけることを目指す
3	今後の基礎自治体の行政サービス提供体制
(1)	新たな広域連携の制度の必要性
	現行の事務の共同処理の制度(一部事務組合、広域連合、協議会、機関等の共同設置、事務の委託)に加え、より弾力的な制度を設けるべき
(2)	地方圏における市町村間の広域連携
	中心的な役割を果たすべき都市と近隣の市町村との連携を一層促進すべき
(3)	都道府県による補完
	小規模市町村等で事務処理が困難な場合、市町村間の広域連携では課題の解決が難しいときには、都道府県が事務の一部を代わって処理できるようすべき

「人口減少が進む中であっても集落の数はそれほど減少せず...医療、介護、教育、交通、災害対応等の分野において、...基礎自治体の役割が増え、住民一人当たりの行政コストも増大することが見込まれている。...基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービスをどのような形で持続可能に提供していくか...。」(答申より抜粋)

人口減少社会においては、地域ごとの人口や高齢化率の偏りがさらに進むことが懸念され、ひいては地域における行政サービスの持続可能性が脅かされる恐れもある。

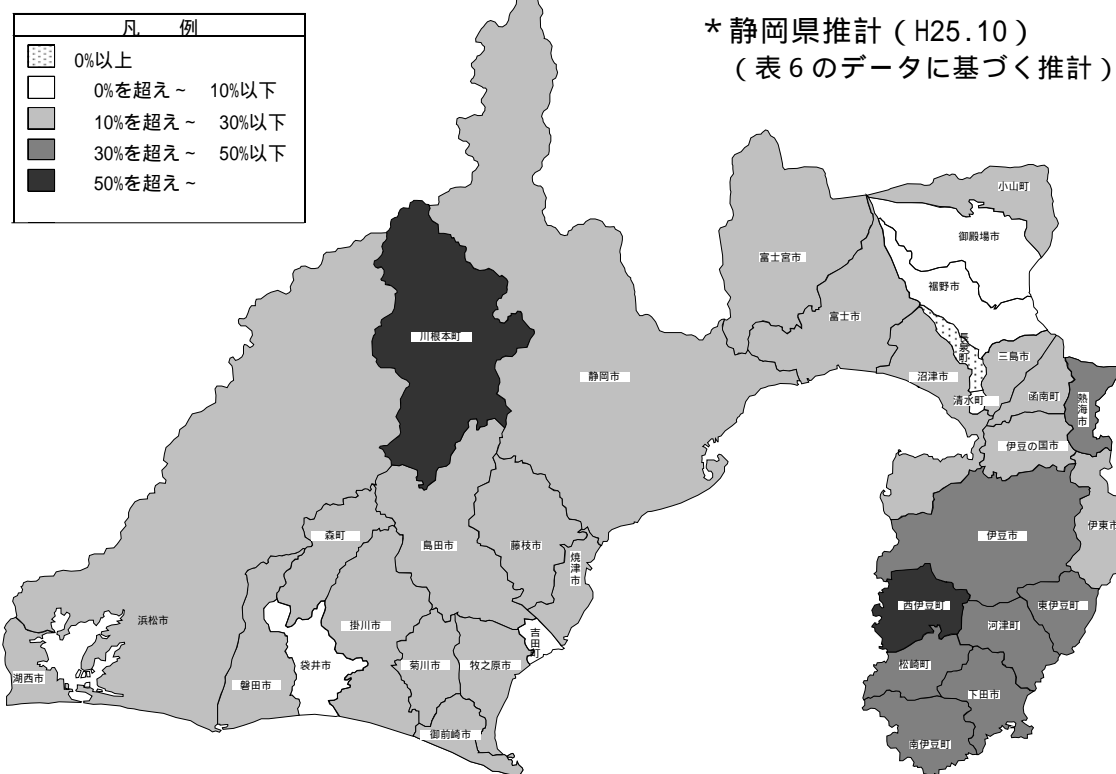
こうした中、地方分権を進める場合には、一律的ではなく、市町の規模や実情に応じて権限移譲の在り方を検討する必要がある。また、市町間、さらには民間・県も含めた連携により、地域全体としてサービス提供を支える体制をいかに築いていくかについても、早急に検討を進めなければならない。

(表6 静岡県の人口推計)

* 静岡県推計 (H25.10) (国立社会保障・人口問題研究所調査 (H25.3) を基に、合計特殊出生率が H42 (2030年) で 1.57 に達するとして推計)

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
総数(人)	3,765,007	3,690,970	3,599,359	3,487,623	3,362,046	3,227,559	3,088,098
0～14歳	512,003	488,825	455,174	423,137	390,197	374,349	364,733
15～64歳	2,356,056	2,177,027	2,058,033	1,969,296	1,881,325	1,764,849	1,618,635
65歳以上	896,948	1,025,118	1,086,152	1,095,190	1,090,524	1,088,361	1,104,530
75歳以上	431,935	496,758	566,252	652,630	679,949	666,264	648,888

(図4 将来人口推計図(2010年(H22)から2040年(H52)の人口伸び率))



(表7 普通会計における地方債残高(平成24年度末))

(単位: 百万円)

	静岡県	県内市町計	うち市分				うち町分	市町・県計
			うち市分		うち町分			
			政令市	政令市以外	政令市	政令市以外		
臨時財政対策債	747,285	467,952	432,944	204,421	228,523	35,008	1,215,237	
その他地方債	1,874,677	968,418	931,306	481,174	450,132	37,112	2,843,095	
合計	2,621,962	1,436,370	1,364,250	685,595	678,655	72,120	4,058,332	

(2) 道州制を巡る議論

市町村合併の進展、都道府県を越える広域行政課題の増加等への対応のため、都道府県に替えて、より広域の「道州」を設置する議論が国において進行中である。

仮に道州制が導入された場合、州都への一極集中も予想される。道州の一部となることが想定される「静岡県域」が埋没しないためには、地域を構成する様々な主体が自立・連携し、地域が有する能力を十分に発揮していくことが必要である。

3 課題を踏まえた新たな方向性

人口減少と少子高齢化、地方財政の状況の悪化など、本県行政は、厳しい社会経済状況の中に置かれている。

特に、人口減少は、社会経済の持続可能性を揺るがす大きな要因となる可能性がある。県では「人口減少社会への挑戦」として、今後の人口動態と行政需要の推計を踏まえた的確な施策展開を図り、保育環境の整備など出生率の向上につながる取組を総合的に推進する。また、人口の社会減に歯止めをかけるため、新東名高速道路などを活かした企業誘致、成長産業の集積の促進など、就業環境の整備を図るとともに、国際社会でも活躍できる高度な人材の確保・育成に向け、大学など高等教育機能の充実を図っていく。

行財政改革大綱は、こうした人口減少に対する施策の実施も含め、様々な行政サービスを限られた財源、人材を使っていかに効果的、効率的に提供していくか、という行財政運営の方向性や具体的取組を示すための計画である。

厳しい社会経済状況の中で、人々の暮らしを支える行政サービスの持続的な提供や県政の発展に向けた施策への資源投入を図るため、県ではP D C Aサイクルによる業務の見直しや財源の捻出など、引き続き、徹底した行財政改革の取組を推進する。

ただし、行政サービスの提供は実際には市町のほか、県以外の主体によるところが大きい。県だけでなくこれら外部の主体も含めた視点が、行財政運営には求められる。

こうした視点から見た場合、特に今後の人口減少社会を前提とすれば、市町や県がばらばらに改革に向けた取組を進めても限界があり、県全体で行財政運営の効率化・最適化に取り組むことが求められる。

例えば、行政サービスを「県全体の行政サービス」として考えた場合、市町同士、または市町と県が連携することにより、各市町、県がそれぞれの取組を進める場合に比べ、より効率的にサービスを提供できる体制や新たな効果的な手段を見出せる可能性が高まる。

さらに、サービスの提供主体を行政と限らず、誰もが担い手となり得る「公共サービス」と考えれば、県民、民間（企業・N P O等）などとの連携を進めることにより、最適なサービスの提供体制を構築できる可能性は大きく膨らむ。

加えて、様々な主体が機能を分有しネットワークを構成する協働統治（コ・ガバナンス）に向けた仕組みが構築できれば、人口減少の中でも社会全体で公共サービスを支えることが可能となる。また、その効果はサービス提供に限らず、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）として地域・社会の絆を豊かにし、民間・公共の連携が促進されることにより地域経済の活性化にもつながるなど、本県が持続的に発展する地域力を発揮するための基盤となり得る。

人口減少はこうした新たな地域社会の枠組みを、将来的に構築していくための契機と

なるもの、と前向きに捉えることも可能である。

様々な主体による連携を促進するに当たっての県の役割は、将来の人口減少予測を冷静かつ客観的に受け止めた上で、将来的なビジョンを市町や民間と連携して検討するとともに、ICT（情報通信技術）を活用した情報の共有化、民間事業者の公共マーケットへの参入促進、また市町間の広域連携や市町と民間との連携を促すための支援、企業・NPO等が実施する公益的活動への協力、様々な分野における人材の交流など、多様な形態が考えられる。

このような連携を進めるためには、個々の事例に応じた手法、考え方や役割分担が求められる。それぞれの課題解決に向けた検討を行うための仕組みを構築し、着実に実践していくことが、今後の行財政運営にとっては必要になる。また、課題の検討を進める上では、個別最適を超えた県全体の効率化・最適化という視点が必要なことから、静岡県域全体を俯瞰できる県の役割は重要である。

こうした取組を県として進めるに当たっては、まず全体的な方針を明示する必要があることから、平成26年度以降の行財政改革大綱（以下「大綱」）には、市町をはじめ県民・民間等との連携を進め、地域全体として行財政運営の効率化・最適化を図っていくことを、新たに方向性として加える。

【大綱に加える新たな方向性】

- ・「富国徳の理想郷“ふじのくに”」の自立に向けた、地域力の向上
- ・（県だけでなく）地域全体としての行財政運営の効率化・最適化
- ・（その手段として）市町をはじめ、県民・民間等との連携の促進

これらを踏まえ、行財政改革の基本姿勢についても、下線の語句を追加する。

【新・3つの基本姿勢】

(1) 県民本位

県民の立場に立って成果を追求するとともに、県民と連携して開かれた県政を推進する。

(2) 行政の生産性の向上

単なる削減でなく、常に業務を見直し、地域全体で連携してサービスの質や効率性の持続的向上を図る。

(3) 手段の最適化

市町・民間などを含め、連携して最適な実施主体を選び、できる限り任せる。

第1章 行財政改革大綱の理念と戦略

大綱は、県政全体の基本方針を定めた「静岡県総合計画 富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」(以下「総合計画」)の戦略4-3「地域主権を拓く「行政経営」」の取組を、具体的に推進するための分野別計画である。

まず上位計画である総合計画の基本理念と戦略について概要を記載し、大綱との関連性を示す。(以下は、総合計画「後期アクションプラン」から抜粋。)

1 総合計画の基本理念と戦略

1 総合計画の基本理念

富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり

日本の国土のシンボルであり、世界の宝である富士山を擁する静岡県は、県政運営を行う上での基本理念として、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」を掲げる。

「富士」は、物の豊かさや心の豊かさを示すとともに、尽きることのない価値の源泉としての「不尽」、不老長寿のシンボルとしての「不死」、幸せでやさしい思いやりにあふれる「福慈」、そしてオンリーワンを表わす「不二」など、歴史をさかのぼると様々な漢字が当てられ、そうした多様な意味を含めて、ひらがなで「ふじ」とも書かれる。こうした、「ふじ」が意味する多様な価値を希求し、多彩な広がりを持つ“ふじのくに”になることを目指していく。

富国有徳の考え方

豊かさの集積を「富」、廉直な心を堅持する者のことを「士」とすれば、両者を兼ね備えたものが富士であり、富士山は、「豊かにかつ廉直に生きること」を示唆する。

「富国有徳」は、徳のある人が、物心ともに豊かに暮らす、ヒトとモノをともに大切にする国や地域を実現しようとする考え方であり、本計画は、堅実な経済成長を実現しながら、県民誰もがよりよく暮らし、文化力を高め、他を惹きつける魅力を磨くという理想郷づくりに向けた、富士の名を体したビジョンである。

ポスト東京時代の日本の理想郷を創る

地方分権・地域主権が日本の課題である。東京を中心にした中央集権体制から、地方が自立して新時代を開く前夜にある。すでに日本は、西洋文明を模倣する立場から、むしろ日本が海外から模倣される立場に劇的に変わっている。日本がモデルとなり、海外の人々を惹きつける時代が到来しているのである。

日本の国土のシンボルは富士山である。富士山は国土の中心に位置する。富士山を擁する静岡県は、富士山から導き出される価値に立脚した地域づくりを進めるのが、その地域性にもっともかなうのである。“ふじのくに”静岡は「ポスト東京時代」の新しい日本の理想郷になりうる。

2 理念の具現化の方向性

日本の理想郷の実現に向けては、地域の多様性や住民の主体性を重んじ、地域の実情に応じて将来の姿を自ら構想し、地域の自立的な発展の可能性を広げていくとともに、地域を構成する個人、企業等の各主体においても、地域が有する能力を十分に発揮していくために、それぞれが自立していくことが必要である。

まずは全てに優先される「命」を守る危機管理体制の充実」に取り組み、徳のある人材の育成と豊かさの実現を図り、相互に助け合いながら、“ふじのくに”の「徳のある、豊かで、自立した」地域づくりを進めていく。

(自立の実現)

地域が持続的に発展していくためには、自助、共助により、一人ひとりの才能と意欲が発揮され、個人、家庭、企業、地域社会が自立し、将来に希望の持てる社会としていくことが必要である。

交通基盤や都市基盤の安全性や利便性を高め、治安機能を強化し、戦略的に行政経営を行うことなどにより、県民それぞれの活動を支えながら、“ふじのくに”の自立の実現を図る。

3 “ふじのくに”づくりの戦略

以下の戦略に基づき、県、市町との連携、企業・NPOをはじめとする各種団体、県民との協働により“ふじのくに”の総力を挙げて取組を進めていく。

(戦略横断的な重点取組)

大規模地震への万全の備え
「内陸のフロンティア」を拓く取組
人口減少社会への挑戦
富士山を活かした地域の魅力づくり
健康寿命日本一の延伸
新成長産業の育成と雇用創造
エネルギーの地産地消
多彩な人材を生む学びの場づくり

(戦略体系)

1 「命」を守る危機管理（危機管理・災害対策）

減災力の強化
地域防災力の充実・強化
防災力の発信
災害に強い地域基盤の整備

《徳のある人材の育成》

2-1 「有徳の人」づくり（教育）

心と体の調和した人間形成の基礎づくり
「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり
魅力ある高等教育・学術の振興
生涯学習を支える社会づくり

2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり（文化・観光）

- 多彩な文化の創出と継承
- スポーツに親しみ技量を高める環境づくり
- 多文化共生と地域外交の推進
- 交流を支えるネットワークの充実
- 誰もを惹きつけ、もてなす魅力づくり
- 多様な交流の拡大と深化

《豊かさの実現》

3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造（経済産業）

- 「場の力」を活用した地域経済の活性化
- 次世代産業の創出
- 次代の産業を拓く人材育成と就業環境の整備
- 豊かさを支える農林水産業の強化
- 豊かさを支える地域産業の振興

3-2 「和」を尊重する暮らしの形成（くらし・環境）

- 快適な暮らし空間の実現
- 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進
- 地球を守る低炭素・循環型社会の構築
- エネルギーの地産地消の推進
- 自然と調和する美しい景観の創造と保全
- 自然との共生と次世代への継承
- 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり

3-3 「安心」の健康福祉の実現（健康福祉）

- 安心して子どもを産み育てられる環境整備
- 安心医療の提供と健康寿命日本一の推進
- 障害のある人の自立と社会参加
- いきいき長寿社会の実現
- 希望や自立につなぐセーフティネットの整備
- 医療・介護・福祉人材の育成

《自立の実現》

4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり（交通基盤）

- 活力ある多自然共生地域の形成
- 賑わいと潤いを生む都市空間の創造
- 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充

4-2 「安全」な生活と交通の確保（防犯・警察）

- 官民協働による犯罪に強い社会づくり
- 総合的な交通事故防止対策の推進
- 犯罪発生を抑える警察力の強化

4-3 地域主権を拓く「行政経営」（経営管理・企画広報）

- 透明性と県民参加による行政運営
- 市町や民間と連携した行政運営
- 未来を見据えた戦略的な行政運営

大綱はこの戦略
の分野別計画

2 大綱が目指す行財政経営の理念と計画期間

総合計画の理念やその具現化の方向性を受け、大綱では、現大綱に引き続き「“ふじのくに”の自立の実現」を目指し、自助、共助により、一人ひとりの才能と意欲が発揮され、個人、家庭、企業、地域社会が自立し、厳しい行財政環境の中にあっても、将来に希望の持てる社会としていくことを目標とする。

県民それぞれが将来に向けて明るい展望を描き、自分の生き方を自由に選択できる、人々を惹きつけ憧れられる“ふじのくに”を実現するためには、県民それぞれの自立した活動を支える基盤が必要である。

こうした基盤の形成は、市町・県をはじめとする行政に期待される役割であるが、一方で今後の人口減少社会を踏まえると行政の力だけでは限界があり、県民、民間との協働・連携により可能となるものである。また、それをきっかけに様々な主体が地域づくりに参画していくことで、“ふじのくに”は一層徳のある、豊かな地域となる。

大綱は“ふじのくに”の自立の実現に向け、地域を支える基盤づくりを行財政運営の面において推進するための方向性を定めたものである。

県では大綱に基づいて、県民が行政に参画しやすい環境づくりをはじめ、市町の自立や市町・県等の連携の促進と民間の能力や創意工夫の活用に努め、多様化・高度化する県民ニーズに的確、柔軟かつ将来にわたって対応できるよう、県全体の行政運営の効率化・最適化に努め、地域の自立を促し連携により支える公助としての行財政経営を推進する。

なお、大綱の計画期間は、現大綱の計画期間が終了する平成26年度から、総合計画の計画期間に合わせ29年度までの4年間とし、その間に取り組むべき事項を掲げる。

3 目標とする自立した“ふじのくに”の姿

大綱で目標とする3つの自立の姿を、序章の新たな方向性も踏まえ以下のとおり示す。

1 “ふじのくに”士民^{しみん}としての自立

富国有徳の志を持った“ふじのくに”士民^{しみん}として、県民が主体的に地域づくりを進めていく。

士民^{しみん}

「士民^{しみん}」とは富国有徳の志を持った人々で、豊かさの集積を「富」、廉直な心を堅持する者のことを「士」とし、両者を兼ね備えた「富士」から引用している。また、都市の民だけでなく、農山漁村を含めてすべての地域の人々を意味する。

2 基礎自治体等の自立

地域の課題を地域で解決するため、住民に最も身近な基礎自治体である市町が、

民間等と連携しつつ主体的に住民の多様な行政需要にきめ細かく、かつ将来にわたって対応し、県は市町では対応が困難な広域機能、高度専門的な機能、または連携促進等に向けた調整機能などを担う。

3 “ふじのくに”の自立

地域主権の時代にふさわしい地域のモデルとして、“ふじのくに”が有する「場の力」(本県のヒト、モノ、大地という地域が持つ独自の潜在力)の最大限の発揮を図るため、県自ら未来を見据えた戦略的な取組を進める。

4 大綱の3つの戦略と新たな機軸

自立した“ふじのくに”の実現に向けて、行財政改革の新たな基本姿勢も踏まえ、目標とする3つの姿にそれぞれ対応する戦略を立てる。また戦略ごとに新しい機軸を示す。

戦略 透明性と県民参加による行政運営

「“ふじのくに”土民^{しみん}としての自立」として、県民が地域に関心を持ち、地域のために自ら考え行動していくためには、地域づくりに関わる行政情報が入手しやすく、分かりやすく、意見が言いやすいなど、行政運営の透明性が高いことが不可欠である。

効果的で分かりやすい情報提供により、県政に関する県民の理解を促進するとともに、地域の課題を積極的に把握し、県政への参加を促し県民の意見を施策に反映させることにより、透明性と県民参加による行政運営を推進する。

【新機軸：継続的な県民参加の促進と若者の力の県政への反映】

- ・県政への継続的な参加者層の拡大を図る。特に人口減少社会において、地域を将来的に支える若年層に対し、県政への関心等を高めその力を取り入れるため、県政参加の促進に向けた取組やICTなどによる情報発信を進める。

戦略 市町や民間と連携した行政運営

「基礎自治体等の自立」のためには、地域の課題は地域で解決できる能力、体制の確保が必要であり、多様化、高度化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、県全体としての生産性の高い行政運営や最適な実施手段の選択が求められている。

権限・財源・人材の三位一体による県から市町への権限移譲の推進、地域課題への対応に向けた市町の体制強化支援など、地域が自立できる行政体制の整備や、民間事業者の創意工夫、多様な主体との協働を生かすことによる県民サービスの質の向上を図り、市町や民間と連携した行政運営を推進する。

【新機軸：県全体の行政運営の効率化・最適化と連携の推進】

- ・市町をはじめ、民間、県民との連携を推進するため、関係者と広く意見交換を行い具体的な課題解決に向けて検討する仕組みを構築する。
- ・公の施設等における民間事業者の能力を活用するための新たな手法の導入検討、公共データの民間開放など、民間との連携を促進するための環境整備を進める。
- ・外郭団体は、検証と見直しに加え、自主的活動により行政を代替・補完し、住民の福祉の向上に貢献するという役割を果たし、県全体の効率化・最適化にも寄与できるよう、効果的な活用を促進する。

戦略 未来を見据えた戦略的な行政運営

「“ふじのくに”の自立」を支えるため、厳しい行財政環境の中、限られた資源で高い成果が得られる取組や、持続可能な公共サービスの提供が望まれている。

そのため、歳出のスリム化と歳入の確保などによる将来にわたって安心な財政運営の堅持、目的達成に柔軟に対応できる簡素で能率的な組織の確保とともに、職員の能力発揮支援等による人材と組織の活性化、成果の達成に向けたPDCAサイクルに基づく施策や事業の評価・見直し等を進め、未来を見据えた戦略的な行政運営を推進する。

【新機軸：持続可能な行政運営と限られた資源の効果的活用】

- ・新しい財政目標を設定し、健全財政の枠組みの確保に一層努める。
- ・BCP（業務継続計画）を見直し、災害応急対策業務や必要性の高い通常業務を実施するための人員配置を行い、危機管理体制を強化する。
- ・女性や高齢職員などの能力発揮を支援し、人材と組織の更なる活性化に努める。
- ・ファシリティマネジメントの考え方にに基づき、経営的視点による県有施設等管理の最適化を推進する。

（参考）現大綱との戦略の比較

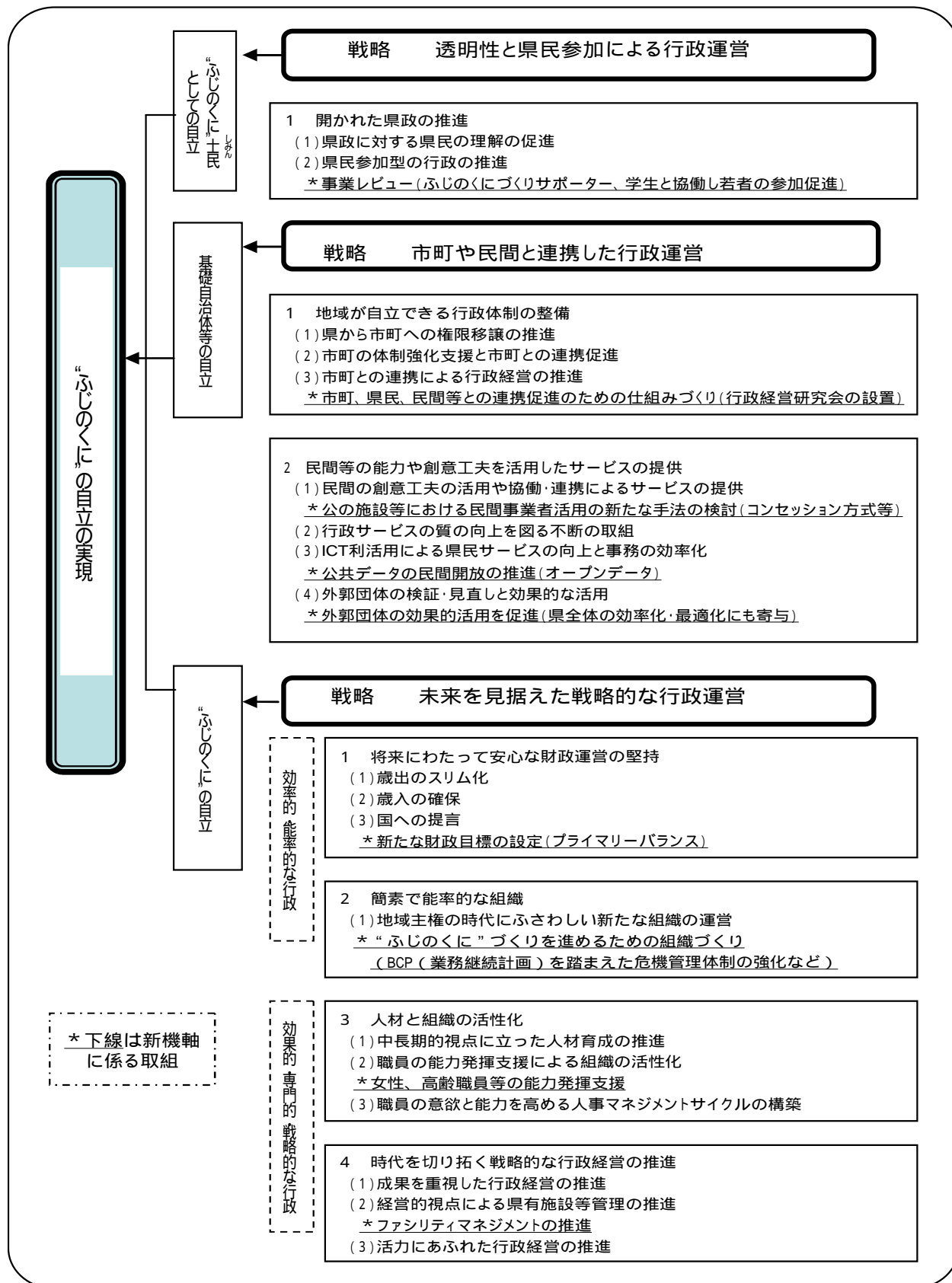
市町・県民・民間との連携を軸に、以下のとおり変更する（変更箇所下線）。

	現在の大綱（H22～25）	大綱（H26～29）
戦略	透明性の高い行政運営	透明性と <u>県民参加による行政運営</u>
戦略	効果的・能率的な行政運営	<u>市町や民間と連携した行政運営</u>
戦略	未来を見据えた戦略的な行政運営	変更なし（効率性・能率性と効果性・専門性・戦略性の二区分に整理）

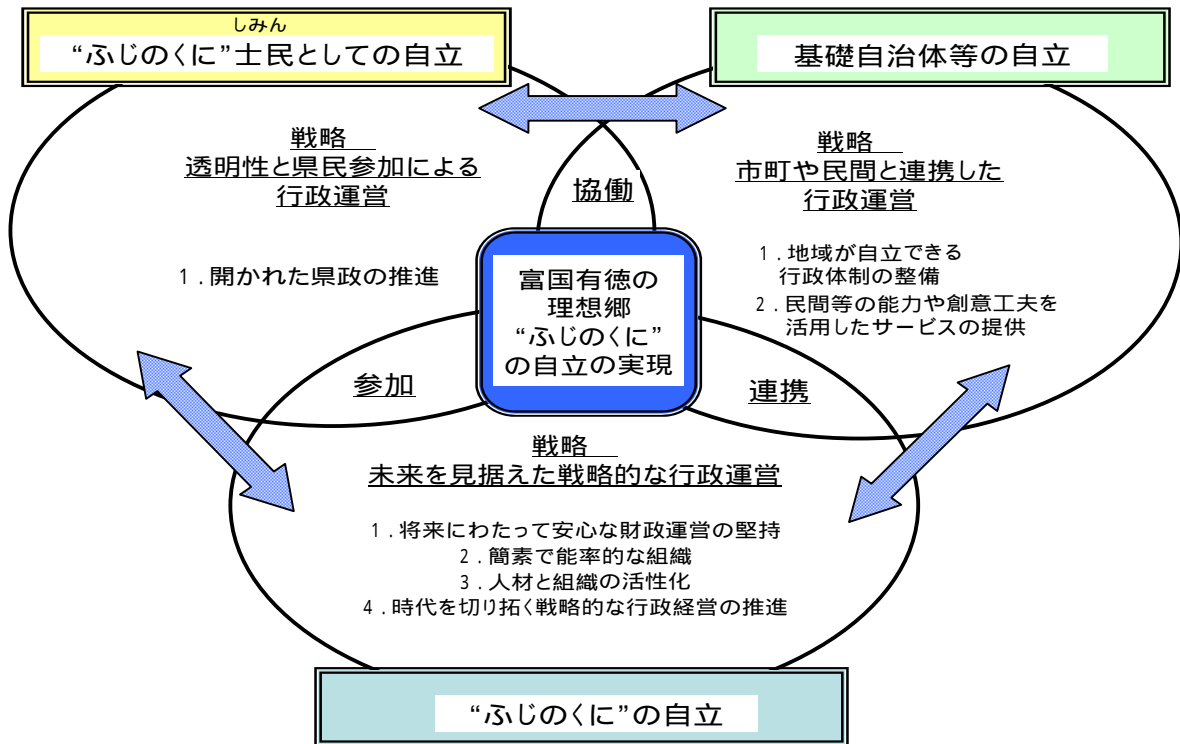
5 大綱の戦略体系と戦略間の関係

大綱の戦略体系（新機軸）は以下のとおりである。

県自らの取組（戦略）に加え、県民（戦略）、市町・民間等（戦略）と連携して取組を進めることにより、「“ふじのくに”の自立の実現」を目指す。



なお、各戦略間の関係については、以下の図のように表すことができる。



6 大綱の目標一覧

大綱では、戦略ごとに数値目標を設定し、その達成を目指す。(下線は総合計画指標と共通する目標。) 多面的に取組の成果を捉えられるよう、複数の目標を新たに追加する。

戦略 透明性と県民参加による行政運営

- 1 開かれた県政の推進

数 値 目 標	21 年度実績	24 年度実績	29 年度目標
県政に関心がある県民の割合	57.3%	62.2% (H25)	70%
県ホームページへのアクセス件数 (新規)	5,068 万件	5,211 万件	6,000 万件
県民だよりの閲読度 (新規)	67.3%	66.2% (H25)	70%
県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合	7.4%	14.5% (H25)	25%
タウンミーティングの開催回数 (新規)	171 回	201 回	200 回 / 年
“ふじのくに” づくりサポーターの登録人数 (新規)	-	-	250 人

戦略 市町や民間と連携した行政運営

- 1 地域が自立できる行政体制の整備

数 値 目 標	21 年度実績	24 年度実績	29 年度目標
地方債協議制上の許可団体数 (新規)	2 団体 / 35 団体	1 団体 / 35 団体	0 団体
将来負担比率が早期健全化基準以上の市町数 (新規)	0 団体 / 35 団体	0 団体 / 35 団体	0 団体
県から市町への権限移譲対象法律数	日本一 (120 本)	日本一 (124 本・H25)	日本一

- 2 民間等の能力や創意工夫を活用したサービスの提供

数 値 目 標	21 年度実績	24 年度実績	29 年度目標
指定管理者制度導入施設で利用者満足度が 80%以上の施設数(新規)	-	17 施設 / 22 施設	全施設
指定管理者制度を導入している公の施設の利用者数	613 万人 (H22)	631 万人	650 万人 / 年
県と N P O、地域住民、企業等との協働事案件数(新規)	251 件 (H22)	285 件	300 件 / 年
公共データの民間開放(オープンデータ)項目数(新規)	-	-	500 項目

戦略 未来を見据えた戦略的な行政運営

- 1 将来にわたって安心な財政運営の堅持

数 値 目 標	21 年度実績	24 年度実績	29 年度目標
県自らがコントロールできる通常債の残高	1 兆 9,610 億円	1 兆 8,248 億円	2 兆円程度 を上限
富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりの実現 に必要な新規事業等のための財源の捻出	187 億円	4 年間で 649 億円	4 年間で 600 億円
プライマリーバランス(新規)	黒字	黒字	黒字の維持

- 2 簡素で能率的な組織

数 値 目 標	21 年度実績	24 年度実績	29 年度目標
人口 1 万人当たりの県・市町村職員数の全国順位	7 位(63.35 人)	7 位(60.86 人)	5 位以内
同規模県(人口 200 万～500 万人)と比較した 人口 1 万人当たりの県職員数	最少(15.39 人)	最少(15.10 人)	常に最少
職員削減数(4 年間の純減数)	-	3 年間で 98 人	4 年間で 100 人

- 3 人材と組織の活性化

数 値 目 標	21 年度実績	24 年度実績	29 年度目標
自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合	54.9%	55.6%	60%
中堅職員の専門性の向上に配慮した人事異動の割合	66.7%	73.4%	75%
管理職に占める女性職員の割合(新規)	6.6%	7.2%	10%
職員一人当たりの時間外勤務の時間数()(新規)	159.4 時間	153.0 時間	10%縮減

災害対応等のための緊急業務分を除く

- 4 時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進

数 値 目 標	21 年度実績	24 年度実績	29 年度目標
静岡県の行財政改革の取組に対する県民の認知度(新規)	-	-	50%
全職員の行財政改革に対する不断の取組(ひとり 1 改革運動の件数)	平均 14,024 件 (17-21 年度)	平均 14,276 件 (17-24 年度)	14,300 件 / 年

(参考:目標数)現在の大綱(H22～25) 1 3 大綱(H26～29) 2 5

第2章 行財政改革大綱の取組

1 行財政改革の取組

“ふじのくに”の自立の実現のため、3つの戦略に基づき、新たな機軸とともに具体的な戦術としての行財政改革の取組を進めていく。

戦略 透明性と県民参加による行政運営

地域主権の実現には、県民が行政への理解を深め、積極的に参加することが不可欠であることから、県の行政情報が入手しやすく、分かりやすく、また県に意見が言いやすい環境を整備していく。

1 開かれた県政の推進

県民の関心が高い情報の提供などにより、日本一と誇れる情報公開の実現を目指す。また、分かりやすい広報や情報提供、地域での積極的な広聴活動などを推進し、行政運営の透明性の向上と県政に対する県民の参加を進め、「開かれた県政の推進」を図る。

【目標】

県政に関心がある県民の割合（平成25年度 62.2%）	70%
県ホームページへのアクセス件数（平成24年度 5,211万件）	6,000万件
県民だよりの閲読度（平成25年度 66.2%）	70%
県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合（平成25年度 14.5%）	25%
タウンミーティングの開催回数（平成24年度 201回）	200回/年
“ふじのくに”づくりサポーターの登録人数（新規）	250人

(1) 県政に対する県民の理解の促進

効果的で分かりやすい情報提供

ア 積極的な情報提供

ホームページなどを活用して、県政における重要な情報や統計など県民に役立つ情報、県民の関心が高い情報などを積極的に提供するとともに、「県民だよりの」や「広報番組」、フェイスブックほかICTを活用した情報発信など、各種媒体の特性を活かしながら、定期的な広報や緊急課題に対応した迅速かつ効果的な広報を展開する。

また、職員が地域に赴き、県の施策の説明や様々な情報の提供などを行う出前講座を推進し、県民の県政への理解を深めていく。

(ア) 行政情報の積極的な公表

各種行政情報の積極的な公表を推進し、情報提供の内容等を充実する。

a 提供する情報の拡充

- ・情報公開検討委員会などの庁内組織を活用し、全庁に対して、情報提供の拡充（提供項目数及び提供内容の充実等）を推進

- ・公共データの民間開放（オープンデータ）による官民協働を推進するため、二次利用可能な形式でデータを積極的に公開（ -2-(3)再掲）

b 県民の関心の高い行政情報を分かりやすく提供

- ・職員出張旅費の公表
- ・定例幹部職員会議の資料公表
- ・幹部職員(課長級以上)の再就職状況の公表
- ・規則、審査基準等の策定過程情報の原則公表
- ・随意契約情報の公表
- ・予算書及び予算説明書、決算書及び決算説明書の公表
- ・県の財政状況を県民向けに分かりやすく公表
- ・統計調査の結果を県民に分かりやすく提供
- ・施策展開表・事業シートにより施策・事業の情報を公表（ -4-(1)再掲）
- ・“ふじのくに”士民協働事業レビューの県民評価者意見と事業への反映状況を公表（ -1-(2)再掲）
- ・職員数の増減内容を公表（ -2-(1)再掲）
- ・職員の任用や給与等の人事行政運営に係る情報を公表（ -3-(3)再掲）

(イ)各種媒体の特性を活かした広報や報道機関を通じた情報発信

既存の媒体に加えて、ICTの発展を踏まえた新しい手法の広報にも柔軟に取り組んでいく。

また、各部局が取り組む事業に関連する情報が報道機関を通じて、正確かつ適時適切に県民に発信されるよう、報道機関へより一層働き掛けていく。

媒体	取組事項
県民だより	県の主要事業等をより分かりやすく紹介するとともに、地域で活躍する県民を取り上げるなど、親しみやすい紙面づくりを一層進める。
テレビ番組	視聴率の高い時間帯に、映像により分かりやすくテンポよく県政を紹介する番組を放送する。
ラジオ番組	A M、F Mそれぞれのリスナーの層に応じた情報をタイムリーに発信する。
ホームページ	誰もが使いやすいページを作成し、最新、重要な県政情報を発信する。
フェイスブック	主に若年層向けの県政情報を県内大学生との協働により発信する。
その他 (新しい広報)	ユーチューブ等、映像による情報発信など新しい広報を実施する。

- ・県民だより、テレビ、ラジオ、ホームページ等各種媒体の一層の活用や、報道機関への積極的な働きかけにより、県の行事などを効果的に情報提供

- ・若年層に向けた広報として、フェイスブックをはじめICT等を積極的に活用した情報発信

(ウ) ホームページの整備と充実

県のホームページについて、誰もが使いやすいよう整備を行うとともに、情報発信の一層の充実を図る。

- a 高齢者や障害のある人など誰もが使いやすいホームページの整備
 - ・新しいホームページガイドライン「静岡県ウェブアクセシビリティ方針」に沿った県ホームページの作成
 - ・WEB企画分野における分かりやすいホームページづくりの支援
- b 情報発信の充実
 - ・民間動画サイトを活用した情報発信（知事定例記者会見、県政ニュースやトピックス、静岡県の魅力映像、各種会議等の配信）
 - ・子供向けホームページでの各部局の子供向け情報紹介の拡充

(エ) 情報発信力の向上と広報マンの育成

職員の情報発信能力の向上を図る取組を充実し、効果的かつ分かりやすい情報発信を推進する。

- ・職員の広報技術の向上を図る広報グランプリを開催
- ・広報技術を備えた職員育成を図る広報研修を実施

(オ) 県政の出前講座の開催

お互いの顔が見える広報として県政への理解促進に効果が高い出前講座について、児童・生徒向けも含め、一層の充実に取り組む。

- ・職員が地域に赴き、県施策等の情報提供と説明を行う出前講座の実施

(参考) 出前講座の開催状況 (単位：回、人)

項目		21年度	22年度	23年度	24年度
開催回数	総数	795	751	1,085	1,320
	児童・生徒向け	341	434	386	408
参加人数	総数	47,955	90,383	81,283	99,926
	児童・生徒	23,825	29,305	24,792	28,046

イ 分かりやすい行政文書の作成

県の施策について、県民の理解と参加を促すため、県民視点に立った分かりやすい文書づくりを推進する。

(ア) 分かりやすい文書づくりの推進

県民に送付する通知文書などを行政用語のみではなく、分かりやすい言葉で作成し、県民の理解向上を図る取組を推進する。

- ・文書管理者会議、冊子「分かりやすい文書づくり」などを活用した研修会等を通じた職員の意識改革

(2) 県民参加型の行政の推進

県民のこえや現場のこえの的確な把握と反映

ア より多くの県民の意見を聴くための多様な手法

知事広聴やタウンミーティングなど、県民と意見交換を行う機会を拡充し、寄せられたこえにより早く、的確に対応するとともに、県政世論調査やインターネットモニター調査など、目的を絞り、より深く課題を探る調査広聴を実施し、施策等への反映を図る。

また、県政への県民のこえの反映を図るため、県民に意見を求める県民意見提出手続（パブリックコメント）の効果的な活用を推進する。

(ア) 県民が意見を伝える広聴手段の充実

集会広聴、調査広聴、個別広聴といった様々な手法により、県民の意識・意向や意見・要望等を的確に把握し、県政への反映を図る。

広聴事業名		内容
集会	知事広聴	知事が県民と直接意見を交換
	県政さわやかタウンミーティング	幹部職員（局長等）が県民と直接意見を交換
調査	県政世論調査	無作為抽出した県民を対象に、郵送方式による調査を実施
	県政インターネットモニターアンケート調査	モニターを対象に、即時性を生かしたアンケート調査を実施
個別	一般広聴（広報課受付）	電話、電子メール、県民のこえ意見箱などにより随時受付
	県民のこえ担当（各所属受付）	各所属の責任ある立場の職員が、県民のこえ担当としての的確に対応

- ・県民が直接県に意見を伝える知事広聴、タウンミーティングの開催
- ・県政世論調査、インターネットモニター調査による行政課題の把握
- ・県民意見への回答や県政への反映事例を、ホームページ等で分かりやすく公表

(参考) 知事広聴及びタウンミーティングの開催状況

項目		21年度	22年度	23年度	24年度
知事広聴	開催回数	5回	7回	5回	8回
	発言者数	41人	42人	30人	48人
	傍聴者数	1,310人	1,070人	697人	1,059人
タウンミーティング	開催回数	171回	201回	193回	201回
	参加者数	4,494人	5,383人	6,916人	6,818人
	意見総数	1,831件	2,328件	2,282件	2,115件

(イ) 県民意見提出手続（パブリックコメント）の効果的な活用

パブリックコメントを実質的なものとし、効果的な活用を推進する。

- ・規則、審査基準等の制定、改正については、パブリックコメントの原則実施を徹底
- ・職員に対する研修会等を通じ、分かりやすい参考資料の作成など、県民が意見を出しやすい環境づくりを徹底

（参考）パブリックコメントの実施件数

項目	21年度	22年度	23年度	24年度
実施件数	17	49	33	70

県民の県政への参加や協働による取組の促進

ア 県民参加型の行政評価の実施

県民参加型の透明性の高い行政評価手法である「“ふじのくに”^{しみん}士民協働事業レビュー」を実施し、改善意見を施策や事業見直しに活用するとともに、県民参加の促進と行政に対する県民の理解と信頼感の向上を図る。

また、事業レビューへの参加をきっかけに、「“ふじのくに”づくり」に継続的に参加できるような仕組みづくりを検討する。

(ア) 「“ふじのくに”^{しみん}士民協働事業レビュー」の実施

総合計画の推進に向け、県民意見を踏まえた事業の見直しを行う。

- ・事業レビューに参加する県民評価者の意見に基づく事業や施策の見直し
- ・見直し結果や意見の反映状況を公表

(イ) 継続的な県民参加の促進

事業レビューを軸にした県民参加の拡大と継続を図る。

- ・県民評価者等参加経験者のうち希望者を「“ふじのくに”づくりサポーター」として登録し、情報発信やアンケートを実施
- ・「“ふじのくに”づくりサポーター」等に対し、希望者の事業レビューへの参加など、県政参加の機会を積極的に提供

(ウ) 若者の県政参加の促進

- ・県内大学生と協働して、事業レビュー実施方法の検討等を行うとともに、若者へのICTによる情報発信や事業レビュー参加者の募集等を実施
- ・大学生など若者の事業レビューへの参加枠を設定

イ 多様な担い手による協働の促進

(ア) 様々な分野における協働の促進

県民をはじめ、企業、NPO等の多様な主体によって支えられる地域づくりに向け、協働促進に向けた環境整備や、事業実施における協働の推進に努める。

主な取組分野	主な取組例
環 境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働による富士山の環境負荷の軽減や生物多様性の確保 ・ 協働による荒廃した森林の整備
福 祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町社会福祉協議会の活動、民生児童委員活動の支援強化やボランティア活動の促進等により、多様な主体による地域福祉活動推進 ・ 地域における福祉活動のリーダー育成や、地区社会福祉協議会等の整備により住民参加型の地域福祉活動を促進 ・ 老人クラブなど、長寿者の知識や経験を子育て支援や支え合い活動に役立て、長寿者が地域で活躍できる環境づくりを促進 ・ 認知症の正しい理解普及を図り、認知症の方や家族を支えるため、幅広い年齢層で多くの「認知症サポーター」を育成 ・ 自殺の危険性の高い人の早期支援のため、周囲の人の悩みに気づき、傾聴して支援につなげ見守る「ゲートキーパー」を養成
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く子ども子育て支援に取り組む個人、団体、企業、行政等からなる「ふじさんっこ応援隊」への参加、連携を促進し、“ふじのくに”に住む子どもたちや子育て家庭を社会全体で応援する気運を醸成
健 康	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民を対象に健康づくりの各分野で主体的に取り組んでいる事業所、施設、店舗（「しずおか健康づくりサポーター」）との協働による「健康づくり運動」を展開
災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者等との協定による物資等確保や、中高生などの担い手を育成、地域防災力を充実
文化・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアによる県立美術館の運営支援、地域連携推進 ・ 大学間や大学と地域社会との連携を推進
社会資本整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路や河川などの整備において、計画作成や維持管理など地域住民やNPO等との協働による事業の拡充 ・ 地域住民、NPO等との意見交換会等を通じ、社会資本整備への相互理解の促進と協働ネットワークの構築・拡大 ・ 社会資本整備に係る協働推進のための積極的な情報発信

(イ)業務実施に係る協働・連携の推進

県の業務に関する情報を公開し、地域住民を含め、NPO、企業等からの業務実施に係る協働提案を広く受け付ける。

- ・「みんなで創るふじのくにプロジェクト」の実施（ -2-(1)再掲）

戦略 市町や民間と連携した行政運営

地域主権の実現に向け大きな役割を担う市町に対して、行財政基盤の強化を支援するとともに、市町と連携して県全体の行政運営の効率化や最適化を促進し、地域が自立して独自の行政運営を行うための体制を整備する。

あわせて、民間等との連携を進め、その能力の一層の活用を図ることにより、行政サービスの安定的な提供と質の向上を図るとともに、県政の活性化や効率化に努める。

1 地域が自立できる行政体制の整備

住民に身近な行政は市町が担い、市町では対応が困難な広域・調整機能や高度専門的な機能などを県が担うよう役割分担を整理し、県からの権限移譲を進める。

また、自主的な市町村合併、事務の共同処理など、市町の体制強化や効果的・効率的な行政運営の実現のための支援を進め、市町と連携して県全体の自立に向けた行政体制を整備することにより、将来にわたっての行政サービスの安定的な提供を図る。

【目標】

地方債協議制上の許可団体数（平成 24 年度 1 団体/35 団体） 0 団体（ 1 ）

将来負担比率が早期健全化基準以上の市町数（平成 24 年度 0 団体/35 団体）
0 団体（ 2 ）

県から市町への権限移譲対象法律数（平成 25 年度日本一 124 本） 日本一

1 標準財政規模に対する、実質的な公債費の比率が、「地方財政法」で規定する起債許可団体の基準（18%）以上の市町の数

2 標準財政規模に対する、地方公社等を含めた地方公共団体が将来負担すべき実質的な負担の比率が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で規定する早期健全化基準（350%、政令市は 400%）以上の市町の数

(1) 県から市町への権限移譲の推進

更なる権限移譲の推進

住民に身近な行政サービスは市町で完結できるよう、県と市町の役割分担を踏まえた権限移譲を進めるための計画を推進し、また新たな計画を策定・推進する。

- ・ 権限移譲推進計画（平成 26～28 年度）の推進
- ・ 新たな権限移譲推進計画（平成 29 年度～）の策定、推進
- ・ 研修会の開催、事務処理マニュアルの提供等、きめ細やかな事務引継と移譲後のフォローアップ

(参考) 権限移譲推進計画

計 画 (期 間)	法令数		事務数	
	計画	実績	計画	実績
第 1 次推進計画 (平成 10 ~ 12 年度)	(41)	37	(195)	156
第 2 次推進計画 (平成 13 ~ 15 年度)	(42)	60	(362)	470
第 3 次推進計画 (平成 16 ~ 18 年度)	(88)	131	(1,118)	1,303
第 4 次推進計画 (平成 19 ~ 21 年度)	(22)	42	(220)	375
(平成 22 年度)		8		59
ふじのくに権限移譲推進計画(平成 23 ~ 25 年度)	(53)	59	(673)	676

ふじのくに権限移譲推進計画の実績は、平成 25 年 11 月現在の実績

市町への財政的な支援

移譲された事務を円滑に実施できるよう、市町に対する財政措置を行う。

- ・市町への権限移譲事務交付金の交付

(参考) 権限移譲事務交付金の交付実績

(単位: 百万円)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25
交付金額	241	265	265	352	390	408	438	420	368

市町への人的な支援

移譲された事務を的確に実施できる人材の育成等を図るため、市町からの要請による技術職員等の派遣や市町・県の人事交流制度を活用した人的支援を行う。

- ・専門的技術を有する県職員の派遣による高い専門性が必要な業務等への支援
- ・市町・県の人事交流制度等を活用した人材育成の推進
- ・小規模市町との交流や管理職等への派遣の重点的な推進

(参考) 県と市町の交流職員数

(単位: 人)

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25
技術派遣 (県 市町)	46	42	60	48	29	21	12	12	10
交流研修 (県 市町)	31	31	29	22	29	31	35	40	37
交流研修 (市町 県)	62	80	44	30	37	37	40	63	42

(2) 市町の体制強化支援と市町との連携促進

市町の行財政基盤強化への支援と連携体制の整備

ア 市町の行財政基盤強化と市町間連携への支援

多様化し増大する行政需要に的確に対応できるよう、自主的な合併や事務の共同処理などの広域連携に取り組む市町等に対し支援を行う。

- ・自主的な市町村合併を目指す市町等に対する支援
- ・機関等の共同設置など、市町が推進する広域連携等に対する支援
- ・市町・県の人事交流制度等を活用した人材育成の推進

特に小規模市町との交流や管理職等への派遣の重点的な推進 (-1-(1)再掲)

イ 大都市制度改革への対応

基礎自治体優先の原則に基づき、地域の自主性・自立性を高めるため、特別自治市など大都市制度改革への対応を行う。

- ・「しずおか型特別自治市」実現に向け静岡市、浜松市と連携しての取組

しずおか型特別自治市

警察事務（道路交通行政に係るものを除く）等の真に広域的な事務を除く、地方が行うべき事務を大都市が一元的に担うとする新たな制度構想。県、静岡市及び浜松市の3者が、都道府県制の廃止及び道州制の導入を視野に入れ、基礎自治体の自立モデルとして位置付けたもの。

ウ 市町間、県との連携による行政執行体制の整備

県全体の行政執行体制の効率化、最適化を図るため、広域連携に関する具体的取組を推進する。

- ・徴収困難な地方税の滞納整理等を行う広域連合「静岡地方税滞納整理機構」の支援
- ・市町と県との協働による個人住民税の収入率向上（ -1-(2)再掲）
- ・電子入札システムの市町等と県による共同利用の推進（ -2-(3)再掲）
- ・市町・県で共同利用する「しずおか電子申請サービス」の運用（ -2-(3)再掲）
- ・教育行政において、現場により身近な市町の学校支援体制の充実を促進
- ・市町と県との協働による教育の情報化の推進

エ 市町と県の連携による地域発展への取組

市町、政令指定都市と県それぞれが対等の立場で地域発展等の見地から連携や協力を図り、効果的な行政運営を推進する。

(ア) 知事と市町長との協議

知事と市町長との円卓会議や地域サミット等を通じて、県と市町との共通認識を醸成し、市町との連携・協働による、広域的視点からの地域発展に向けた取組等を促進する。

- ・地域サミットの開催
- ・知事と市町長との円卓会議の開催

(参考) 知事と市町長との会議の開催状況

名 称	開 催 内 容
県・政令指定都市サミット(G3)	静岡市長・浜松市長との意見交換
伊豆半島地域サミット	伊豆半島地域7市長6町長との意見交換
東部地域サミット	東部地域6市長4町長との意見交換
遠州・志太榛原地域サミット	遠州・志太榛原地域10市長3町長との意見交換
知事と市町長との円卓会議	全ての市町長との意見交換(市町、県共通の話題をテーマに必要な応じて開催)

オ 市町と連携した地域コミュニティの活性化

人々の価値観や生活スタイルの変化等により、自治会加入率の低下や地域の絆の希薄化などが進み、地域の活力の低下が危惧されていることから、市町と連携し、住民が参加しやすい地域コミュニティの環境づくりに取り組む。

- ・市町コミュニティ担当職員が必要な知識や情報を習得し専門性を高めるため、地区別研修会を実施
- ・静岡県コミュニティづくり推進協議会を通じて、地域活動を牽引するリーダー等を養成

(3)市町との連携による行政経営の推進

行政経営における課題解決に向けた市町等との連携の仕組みづくり

市町の規模や実情に応じた県との連携や役割分担の在り方、行財政改革に関する個別課題等に対応するための検討を広く関係者で行うための仕組みを構築し、具体的課題の解決につなげる。

(ア)「行政経営研究会(仮称)」の設置

市町・県などが参加する「行政経営研究会(仮称)」を設置し、具体的検討テーマを設定し、テーマによっては民間事業者(企業、NPO等)の意見も参考に検討を行い、課題解決に向けた取組を推進する。

- ・検討テーマに応じた部会の設置

(検討テーマの例)

大都市制度改革(「しずおか型特別自治市」など)

広域連携体制の構築(教育行政など)

ファシリティマネジメント

自治体におけるクラウド等ICTの利活用

住民・NPO等と行政(市町・県)との協働

公民連携 など

- ・検討結果の取りまとめと具体的課題解決の推進

(イ)行政経営に関する市町への技術的支援

行政経営に関して支援を行い、市町と連携して行政の生産性の一層の向上を図る。

- ・「行政経営協働窓口」により行政経営に関する市町からの相談をワンストップで受け付け
- ・「行政改革推進アドバイザー」制度による講師派遣等の技術的支援

2 民間等の能力や創意工夫を活用したサービスの提供

ますます高度化、多様化する行政需要に的確に対応し、県民に提供する行政サービスの質の向上を図るため、企業、NPO など民間事業者等との役割分担を推進し、民間事業者の積極的な活用や、県民サービスの提供主体の最適化への取組を進めていく。

また、県民本位の視点に立った不断の改革・改善や協働による取組を推進し、質の高い行政サービスの提供に努める。

あわせて、自主的活動により行政を代替・補完し、住民の福祉の向上に貢献する外郭団体については、団体の自主性や自立性を確保しつつ、一層効果的で能率的な活用が図られるよう努める。

【目標】

指定管理者制度導入施設で利用者満足度が80%以上の施設数

(平成24年度 22施設中 17施設) 全施設

指定管理者制度を導入している公の施設の利用者数

(平成22~24年度平均 約622万人) 650万人/年

県とNPO、地域住民、企業等との協働事業件数 (平成24年度 285件) 300件

公共データの民間開放(オープンデータ)項目数 500項目

(1)民間の創意工夫の活用や協働・連携によるサービスの提供

民間事業者の創意工夫の活用を推進し、能率的かつ地域のニーズに応えたサービスの充実を図るとともに、民間能力を活用するための新たな手法の導入について検討する。また、地域課題への効果的な対応やきめ細かなサービスの提供を図るため、NPO、企業、地域住民等との協働・連携を進めるなど、民間との適正な役割分担を踏まえた公民連携の考え方に基づく取組を推進する。

公の施設等における民間の創意工夫の活用

公の施設等の設置目的や安全管理に配慮しながら、指定管理者制度などにより民間の創意工夫の活用を推進し、能率的で地域のニーズに応えたサービスの充実を図るとともに、コンセッション方式など新たな手法の導入について検討を進める。

ア 民間能力も活用した公の施設等における最適な管理運営

「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本として、施設の必要性や運営状況等について常に検証を行い、最適な管理方針や管理手法を選択する。また、可能なものについては、施設等の民間譲渡についても選択肢として検討する。

・法令の改正等、状況の変化が生じた場合における、新たな手法導入等についての検討の重点的实施

(参考) 公の施設等における民間能力活用の手法

	直営	指定管理	PFI			地方独立行政法人	民間譲渡
			サービス購入型	独立採算型	コンセッション		
制度の概要	-	【対象業務】 地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を委ねる 【サービス提供者】 民間事業者を含む幅広い団体	【対象業務】 公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を包括的に委ねる 【サービス提供者】 民間事業者を想定	【対象業務、サービス提供者】 PFIと同様 【特徴】 所有権を公に残したまま、 公共施設運営権を事業者に設定し運営を委ねる	【対象業務】 確実に実施される必要があり、民間に委ねては必ずしもそれが確保されない事業を地方公共団体から独立した法人が実施 【サービス提供者】 地方公共団体が設立する法人	-	
対象施設	-	公の施設 (住民の福祉を増進するためその利用に供する施設)	・公共施設 (道路、鉄道、港湾等) ・公用施設 (庁舎、宿舍等) ・公益施設等 (教育文化施設等) 等	左記のうち以下を満たすもの ・公が所有権を持つ ・利用料金を徴収する施設 ・事業者自らが収入として収受	・大学 ・地方公営企業 (病院、水道等) ・試験研究機関 ・社会福祉事業 (特別養護老人ホーム等) ・美術館・博物館 等	-	
役割分担	監視・監督						
	施設所有						
	料金決定	公共	利用料金制				
	料金収受						
	建設					事業者(民間)	
	維持管理						
対人サービス							
備考		本県での標準的な指定期間は5年程度	・長期にわたる契約(20~30年) ・ほとんどの事例はサービス購入型(公共は事業者にサービス購入料を支払う)	・事業者は利用料収入により施設を運営 ・現段階では、公物管理法により道路及び産業廃棄物処理施設については、適用困難	職員の身分は2種類 ・非公務員型(民間労働者と同じ) ・公務員型(中立性・公平性を特に確保する必要がある法人等に適用)		

「役割分担」については、各民間活用手法の代表的なスキームを記載しており、上記とは異なる分担となる場合もあろう。

(ア) 指定管理者制度

公の施設の管理運営について、利用者の安全を最優先に配慮しながら、県民サービスの質の向上と適正かつ能率的な運営を図る観点から、指定管理者制度が最も適切であると判断した場合は、制度を積極的に活用する。また、利用者満足度の向上等を図るため、適切な制度運用を行う。

- ・ 評価結果の次期選定への反映、利用者の安全確保など、利用者満足度向上に向けた指定管理者制度の運用
- ・ 制度導入施設の外部評価委員会における評価項目の類型化など優れた評価手法の共有化
- ・ 指定管理者施設の労働法令点検の実施による適切な労働環境の確保
- ・ 指定管理者が実施する安全管理対策について外部評価委員会等により毎年度確認

公の施設

県が設置する施設で、住民の利用を目的とした施設、住民の福祉の増進を目的とした施設、物的施設、のすべてに該当する施設。

(例) 図書館、美術館、公園など

県庁舎や試験研究機関など住民の利用を目的としない施設は、公の施設に該当しない。

(イ) PFI

PFI手法と従来の事業方式について、事業期間全体の財政負担額や期待

されるサービス水準等を比較検証し、個々の事業ごとに総合的に評価した上で、制度を活用する。

- ・ P F I 活用指針に基づき、制度活用を検討

(ウ) コンセッション方式

利用料金徴収を行う施設において、民間に運営権を譲渡し管理運営を委ねる、P F I の一形態であるコンセッション方式について、新たな民間能力活用の手法として導入を検討する。

- ・ 国の法令整備等の状況を踏まえつつ可能なものについて制度活用を検討

(イ) 地方独立行政法人制度

自立かつ弾力的な業務運営とともに、適切な事後評価と見直しによる業務の効率性やサービス水準が期待できることから、制度の活用を図る。

- ・ 法令により適用が可能なものについて、導入のメリット・デメリットを比較した上、制度活用を検討

N P O、企業等との協働・連携の推進とN P Oの組織体制整備の支援

新たな地域課題への効果的対応やきめ細かなサービス提供を図るため、N P O、企業、地域住民等との協働・連携を推進する。

また、N P Oが安定した活動を継続できるよう組織体制整備の支援を行い、活動の充実や拡大を促進する。

(ア) 業務実施に係る協働・連携の推進

県の業務に関する情報を公開し、N P O、企業、地域住民等からの業務実施に係る協働提案を広く受け付け、実現を図る「みんなで創るふじのくにプロジェクト」を実施し、協働・連携の推進に努める。

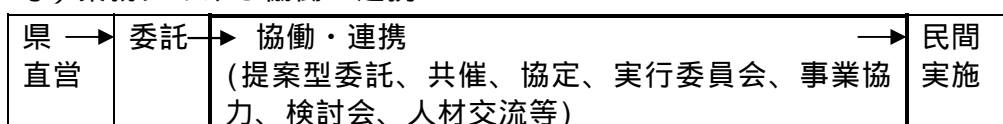
- ・ 県の全ての業務、及び各部局が個別に実施したい業務について提案募集
- ・ 提案者と関係所属が意見交換や協議を行い、実現に向けて検討

(イ) N P Oの活動基盤の強化

県民の豊かなくらしを支える主体として、自立するN P Oの増加を目指し、活動基盤の強化を支援する。

- ・ ふじのくにN P O活動センター等の活動(コンサルティング、セミナー、専門家派遣等)を通じて、N P Oの活動の充実や拡大を促進
- ・ 事例共有や情報交換等により、市町の市民活動センター等の中間支援機能を強化・充実し、地域におけるN P Oの協働の拡大を促進

(参考) 業務における協働・連携



(2) 行政サービスの質の向上を図る不断の取組

県民本位で質の高いサービスの提供を図るため、「ひとり1改革運動」による県民サービスの向上や協働による取組を推進する。また、市町・事業者・県民・NPO等と連携したユニバーサルデザインの取組の推進、行政手続の簡素化などに努め、利用者の視点に立ったサービスの向上を図る。

ひとり1改革運動による県民サービスの向上

職員一人ひとりが身近な業務を見直す「ひとり1改革運動」により、県民サービスの向上や協働推進のための業務の改善に向け、全庁的に取組を推進する。

- ・県民サービスの向上や協働の推進に係る推進月間テーマの設定や表彰を実施し、取組を推進

(参考1) 推進月間のテーマ設定(県民サービス・協働関係)

24年度	・協働を推進しよう ・相手に合わせた情報発信を心がけよう ・県民の立場に立ってサービスを向上しよう
25年度	・連携・協働を推進しよう ・ICTを利用して県民サービスを向上させよう ・県民目線で仕事のやり方を見直そう

*このほか、24年度の年間表彰では、県民サービス向上、みんなで取組(協働・連携)、規制緩和、ユニバーサルデザインに関する優れた取組等に対して表彰

(参考2) 県民満足度の向上につながったひとり1改革運動

年度	取組件数	県民満足度向上	事務費節減額	時間節約効果
21年度	15,722件 (1.81件/人)	8,092件 (51.5%)	16億3,580万円	108,344時間 (55人分)
22年度	14,597件 (1.72件/人)	8,359件 (57.3%)	5億8,705万円	73,551時間 (38人分)
23年度	14,431件 (1.70件/人)	8,013件 (55.5%)	25億2,239万円	32,594時間 (17人分)
24年度	15,063件 (1.80件/人)	8,095件 (53.7%)	15億9,209万円	25,642時間 (13人分)

県民満足度向上欄中の割合は、取組件数における県民満足度向上に結びついた取組件数の割合

利用者視点に立ったサービスの向上

様々な業務において、利用者視点に立ったサービスの向上を図る。

(ア) 様々な分野におけるサービス向上の取組

- ・ユニバーサルデザイン行動計画に基づいた取組の推進
(建築物の設計、歩道や案内標識整備、誰にでも分かりやすい情報提供等)
- ・県の施設、出先機関等で県民への直接サービスを行っている機関において利

用者意見を聴取（モニタリング）し対応結果を公表

(1) 行政手続の簡素化と利便性の向上

- ・県に提出する申請・届出等を汎用電子申請システムで受付（ -2-(3)再掲）
- ・施設予約システム「とれるN e t」の運用（ -2-(3)再掲）
- ・県税の電子申告(eLTAX)の推進（ -2-(3)再掲）
- ・自動車税のクレジットカード納付の導入
- ・自動車保有関係手続のワンストップサービス（O S S）の業務拡大（ -2-(3)再掲）
- ・公共事業等における電子入札の実施（ -2-(3)再掲）
- ・公金の電子収納（マルチペイメントネットワーク）（ -2-(3)再掲）
- ・本人確認手段の見直しや添付書類の省略等手続きの簡素化
- ・公文書開示請求手続でファックス・インターネットによる受付を推進

(3) I C T利活用による県民サービスの向上と事務の効率化

行政サービスのオンライン化の推進等による利便性の向上

インターネットによる各種申請や届出、税の申告など、行政手続のオンライン化等を高い安全性を確保しながら推進し、行政手続に伴う負担の軽減、利便性の向上と行政事務の効率化を図る。さらに、マイナンバー制度導入について、必要な対応を行っていく。

(ア) 汎用電子申請システムの利用推進

申請・届出等をインターネットから行うことができる汎用電子申請システムの利用を推進する。

- ・電子署名や添付書類の省略の可否の検討、県ホームページの案内画面構成の見直しなど利用率向上に向けた取り組み
- ・県民等からアンケートや各種募集等の簡易な手続きがインターネットでできる簡易申請の利用拡大
- ・市町・県で共同利用する「しずおか電子申請サービス」の運用

(イ) 各種オンライン手続きの運用

- ・静岡県施設予約システム（とれるN e t）の運用
- ・県税の電子申告(eLTAX)の推進
- ・自動車保有関係手続きのワンストップサービス（O S S）の業務拡大
- ・公共事業等における電子入札の実施とシステムの市町等との共同利用
- ・公金の電子収納の実施（マルチペイメントネットワーク）

(ウ) 公共データの民間開放（オープンデータ）の取組推進

- ・県や市町が保有するデータを二次利用可能な形式で公開し、営利目的も含めた利活用を促す、公共データの民間開放（オープンデータ）の取組を推進

クラウドの構築・運用等による業務の効率化

サーバの統合・集約化など、全庁的な最適化のため、クラウドコンピューティングや全庁的なパソコンネットワークシステム、グループウェア等の利活用を推進し、行政コストの削減や業務の効率化を図る。(県庁クラウドの構築・運用により、平成25年度から32年度までで約19億5千万円のコスト削減の見込み。)

(ア) 県庁クラウドの構築・運用

- ・県庁内に構築した全庁共通の情報処理基盤によるシステムの運用
- ・各システムの更新時期に合わせ順次サーバ等を集約

(イ) 自治体におけるクラウド等の利活用の推進

- ・市町を含め、クラウドコンピューティング等ICT技術の利活用の検討を実施
- ・民間クラウドサービスと教育情報ネットワークとの連携による教育・学習クラウドシステムの運用

(ウ) 内部管理事務の効率化

全庁的なパソコンネットワークシステムの活用により、内部管理事務の効率化を図る。

- ・人事給与システム、財務会計システム、給与計算・予算編成システムの運用
- ・パソコンネットワークシステムのグループウェアを活用した事務処理システムの拡充

(エ) 民間の外部クラウドサービスの利活用

民間が提供する外部のクラウドサービスを利活用することでシステム開発費用と運用費用の削減を図る。

- ・汎用電子申請システムを県内の市町と共同利用する「しずおか電子申請サービス」として運用(-2-(3)再掲)
- ・施設予約システムを民間が提供する外部のクラウド方式のシステムを採用することでシステム開発・運用費用を削減(-2-(3)再掲)

クラウドコンピューティング

ネットワーク上に存在するコンピュータ資源を活用するための情報通信技術を総称する用語で、厳密な定義はない。一般的には、利用者自らが情報システムを持つことなく、ネットワーク経由で事業者が提供するシステムを利用する形態を指す。

(参考) 県庁クラウドの構築・運用による効果(H25~32)

コスト削減額 約19億5千万円

サーバ数削減 約4分の1に削減

その他の効果 耐震性やセキュリティの向上、電気代の節約等

(4) 外郭団体の検証・見直しと効果的な活用

行政を代替・補完する外郭団体については、これまでの改革の取組等により、団体数・常勤役職員数とも大きく減少している。

今後は、団体の必要性、経営の健全性、事業の有効性などの経営状況等について、

定期的な点検評価と外部視点による検証を行い、継続的な見直しに努めるとともに、厳しい行財政環境を踏まえ、自主的活動により行政を代替・補完し、住民の福祉の向上に貢献するという役割を果たし、県全体の効率化・最適化にも寄与できるよう、団体の更なる効果的な活用の促進を図る。

(参考) 外郭団体数及び常勤役職員数の推移

年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	増減	
	9	25	17	25															
団体数	38	36	34	33	33	33	33	33	32	32	32	30	29	29	27	25	24	14	8
常勤役職員数	-	-	-	-	-	-	-	-	703	591	556	500	490	455	399	368	365	-	338

外郭団体

ア 外郭団体の検証と見直し

多様化、高度化する県民ニーズや社会経済環境の変化等を踏まえ、経営的視点により、団体の必要性、経営の健全性、事業の有効性等について、継続的な検証と見直しに努める。

(ア) 定期的な点検評価による経営状況等の検証

これまで実施してきた点検評価について、実施規定を明確化するとともに、点検評価表の評価項目を見直し、評価の実効性の向上を図る。

- ・ 外郭団体に係る点検評価要綱を策定し、要綱に基づいて点検評価を実施
- ・ 点検評価表の様式を以下の視点により改善
行政施策と団体活動との関係性を示し、団体の目的を明確化
経営的視点により、数値目標を設定するとともに、可能なものは単位当りのコストを記載し定量的に評価

(イ) 外部の視点による点検評価結果の検証

- ・ 点検評価の結果について、その客観性を高めるため新たに県議会に提出
- ・ 有識者等の視点による透明性及び客観性の高い外部評価を引き続き実施

イ 外郭団体の効果的な活用の促進

自主的活動により行政を代替・補完し、住民の福祉の向上に貢献するという役割を果たし、その能力を最大限発揮できるよう、サービス利用者など県民の意見も踏まえ、効果的な事業の実施を促進する。

(ア) 効果的な事業実施の促進

- ・ 社会状況の変化による新たな県民ニーズ等を踏まえた各団体の事業内容の見直しを促進
- ・ 市町業務の受託など、市町・県を含めた県全体の効率化・最適化に貢献する各団体の取組を促進

(イ) 県民視点による事業やサービス内容の質の向上

- ・ 住民やサービス利用者からの意見を事業の見直しに反映させる仕組みを

検討し、団体の事業内容の見直しやサービスの質の向上を促進

県全体の効率化等に貢献する取組や事業内容の見直しの取組の具体例

A 土地開発公社

国、県の用地先行取得業務を確実に受託するとともに、受託先の拡大を図るため、市町への調査や働き掛けを継続して実施
県からのあっせん事業の継続受託に努め、県と公社が一体となった効率的な用地取得体制を確立。なお、県からのあっせん事業の拡大について、平成 26 年度に検討

B 道路公社

採算性を確保して着実な償還を進めるため、伊豆中央道と修善寺道路に合併採算制を導入
渋滞の原因となっている伊豆中央道の江間信号交差点を立体交差に改築するとともに、東京オリンピックに向けて、景観整備や標識等の多言語化、施設のバリアフリー化など、伊豆・箱根スカイラインを再整備
「河津桜まつり」など、多くの観光客が伊豆を訪れる「富士山の日」前後の期間での料金割引や、浜名湖花博 10 周年記念事業への協力などにより地域振興に貢献

C 住宅供給公社

住宅行政の補完機関として、公営住宅の管理を継続する一方、住宅や宅地の新規供給事業等は役割を終えた清算事業として縮小、整理
高齢者への見守り支援や外国人への多文化共生支援など、特に増加が著しい高齢・外国人入居者に対する支援を積極的に推進。
市町の意向を確認し、外部委託を希望する市町の公営住宅管理を新たに受託し、住宅情報の一元管理により県民サービスを向上

ウ 経営の自立性の向上に向けた支援

- ・県からの派遣職員について必要性を精査し、必要最小限の範囲に限定
- ・役職員を新たに選任する場合は、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求めるよう、各団体に要請
- ・事業や経営状況等の検証を通じて、新たな収入源の確保など自主財源の拡大による経営基盤の強化に努める各団体の取組を支援

その他の県出資法人

外郭団体と比べ、出資比率等から県が関与できる度合いが低いことを踏まえ、外郭団体に準じた点検評価を実施し、県出資や財政関与の必要性等について検証を行う。

- ・外郭団体に準じた点検評価の実施と検証

外郭団体（27 団体）

* 地方 3 公社（3 団体）

静岡県住宅供給公社(66.7%)	静岡県道路公社(79.9%)
静岡県土地開発公社(100.0%)	

* 県出資 25% 以上の法人（ ）(20 団体)

(公財)静岡県国際交流協会(87.8%)	(公社)静岡県農業振興基金協会(49.9%)
(公社)静岡県緑化推進協会(67.0%)	(公財)世界緑茶協会(100.0%)
(公財)静岡県文化財団(88.7%)	(公社)静岡県畜産協会(34.0%)
(公財)静岡県舞台芸術センター(100.0%)	(公財)静岡県漁業振興基金(48.0%)
(公財)しずおか健康長寿財団(77.0%)	(公財)静岡県産業振興財団(100.0%)
(公財)静岡県障害者スポーツ協会(75.4%)	(公財)浜松地域イノベーション推進機構(57.2%)
(公財)静岡県腎臓バンク(48.8%)	(公財)静岡県コンテナ輸送振興協会(33.3%)
(公財)静岡県生活衛生営業指導センター(45.5%)	(財)静岡県下水道公社(50.0%)
(一財)静岡県労働福祉事業協会(96.7%)	(財)静岡県青少年会館(40.0%)
(公社)静岡県農業振興公社(50.0%)	(公財)静岡県暴力追放運動推進センター(81.0%)

* 県が出資し、職員を派遣している法人（ ）(1 団体)

(公財)浜名湖総合環境財団(24.3%)

* 県出資 25% 以上の会社法に基づく法人(2 団体)

天竜浜名湖鉄道(株)(39.7%)	(株)エイ・ピー・アイ(39.0%)
-------------------	--------------------

* 県が出資し、職員を派遣している会社法に基づく法人(1 団体)

富士山静岡空港(株)(14.4%)

その他県出資法人(25 団体)

* 県出資 25% 未満の法人（ ）(11 団体)

(一財)浜松国際交流協会(14.1%)	(一財)静岡県勤労者信用基金協会(3.4%)
(公財)静岡県グリーンバンク(9.9%)	(一社)静岡県農協保証センター(5.1%)
(公財)浜松観光コンベンションビューロー(20.8%)	(一社)静岡県果実生産出荷安定基金協会(23.6%)
(公財)静岡観光コンベンション協会(19.2%)	(公財)静岡県特産野菜生産出荷安定資金協会(10.0%)
(公財)静岡県アイバンク(22.2%)	(公社)静岡県林業会議所(4.1%)
(一財)静岡県生活科学検査センター(2.8%)	

* 県出資 25% 未満の会社法に基づく法人(14 団体)

(株)トコちゃんねる静岡(0.1%)	小笠山麓開発(株)(3.5%)
(株)メディアミックス静岡(1.0%)	磐田原総合開発(株)(5.3%)
(株)伊豆急ケーブルネットワーク(0.1%)	清水埠頭(株)(16.7%)
浜松ケーブルテレビ(株)(0.5%)	田子の浦埠頭(株)(20.0%)
(株)静岡茶市場(16.7%)	沼津埠頭(株)(20.0%)
(株)浜名湖国際頭脳センター(9.8%)	御前崎埠頭(株)(16.7%)
清水港振興(株)(10.0%)	清水コンテナターミナル(株)(20.0%)

...一般社団・財団法人法に基づいて設立された法人(公益法人認定法に基づいて公益性を認定された法人を含む)

なお、地方独立行政法人は、法律により中期目標・中期計画の策定や評価委員会の設置、県議会への報告など、管理と評価の仕組みが別途整備されていることから、外郭団体には含めていない。

戦略 未来を見据えた戦略的な行政運営

地域主権時代の行政経営には、地域の発展のため自らが的確に判断し、独自施策を推進していく能力が求められる。

そのためには、本県の場の力を引き出し魅力を高める政策形成能力、独自の施策の適法性を担保する優れた法務能力などを有する人材が求められる。また、独自の施策展開のためには、将来にわたる健全な財政基盤と迅速な意思決定ができる生産性の高い組織が不可欠である。

こうしたことから、“ふじのくに”の自立に向け、堅実な財政運営や簡素で能率的な組織の編成、専門的な人材の育成と組織の活性化に努めていくとともに、時代を切り拓く戦略的な行政運営を推進していく。

1 将来にわたって安心な財政運営の堅持

地域主権を確立するためには、“ふじのくに”の自立を支える財政基盤の確立や健全財政の維持が不可欠である。

限られた財源を有効に活用するために、歳出のスリム化や歳入の確保など徹底的な行財政改革に取り組み、予算配分においては選択と集中により事業の優先化や重点化を実施し、効果的で能率的な行政運営を実現する。

財政運営の目標については、引き続き、財源捻出に取り組むとともに、単年度の受益と負担のバランスを保つため、これまでのストック指標（県債残高）に加え、フロー指標としてプライマリーバランスを目標として設定し、持続可能な財政運営を図る。

（目標）

県自らがコントロールできる通常債の残高（平成 24 年度末 1 兆 8,248 億円）
2 兆円程度を上限

富国徳の理想郷“ふじのくに”づくりの実現に必要な新規事業等のための財源の捻出（平成 22～25 年度当初予算で 649 億円捻出） 4 年間で 600 億円（ 1 ）

プライマリーバランス（平成 24 年度決算 黒字 1,055 億円）
黒字の維持（ 2 ）

1 600 億円は政策的に使える一般財源の半分程度に相当する額

「政策的に使える一般財源」とは、税金や交付税等の使途の特定されていない財源のうち、社会保障関係費等の義務的経費に充てた残余で、医療費助成や子育て支援など、県独自の施策に使う財源

2 プライマリーバランスは、その年度の行政サービスの提供に必要な経費を、その年度の税金等でどれだけ賄えているかを示す指標

なお、臨時財政対策債は、地方交付税の振替であるため、一般財源として算定

(1) 歳出のスリム化

事業のスクラップアンドビルドの徹底

補助金等の見直し、長期継続事業の見直し、部局類似事業の見直し、定例化業務の点検など、事業のスクラップアンドビルドを徹底する。

ア 補助金等の見直し

国、県、市町、民間団体等の役割分担を踏まえ、補助金、団体への負担金をゼロベースで見直す。

(ア) 補助金の見直し

- ・ 終了年次を設定するサンセット方式の実施
- ・ 目的・目標に対する貢献度が不十分な補助金の廃止
- ・ 重複・類似している補助金の整理統合
- ・ 国庫補助制度に上乗せしている市町向け補助金（付増補助金）の見直し
- ・ 市町向け補助金の市町の財政力に応じた制度の拡大
- ・ 政令指定都市向け補助金の原則廃止

(イ) 団体への負担金の見直し

- ・ 国所管公益法人等の団体への負担金のうち、法令義務のない負担金について、目的や費用対効果を検証し、廃止や減額等を見直しを実施

イ 長期継続事業の見直し

- ・ 長期にわたって実施している事業について目的や手法、成果を検証し見直し

ウ 内部管理経費等の徹底した見直し

類似事業や定例化業務の見直しなどによる経費の節減など、内部管理経費の徹底した見直しを行う。

(ア) 類似事業の解消

- ・ 部局間の類似事業の解消

(イ) 定例化業務の見直し

- ・ 例年継続して実施しているイベント等、定例化している業務の見直し

(ウ) 業務の共通発注

- ・ 庁舎管理等において、コスト縮減効果が望める業務について一括発注等の導入検討（ -4-(2)再掲 ）

(イ) 効率的な公用車の運用

- ・ 軽自動車への買替促進、車両の共同利用、保守業務の共同発注等によりコストを縮減

(オ) 民間能力の活用

- ・ 指定管理者制度など、民間能力を積極的に活用する中で行政コスト縮減
- ・ 外部クラウドサービスを利活用することにより、システム開発、運用コ

ストを縮減

- ・システム関係の当初予算について、外部の専門家の視点を取り入れ、CIOアドバイザー（外部専門技術者）の審査を加えることにより、開発経費を削減

(カ) 予算節減努力評価制度の実施

- ・各部局の創意工夫による経費節減や財源確保を図るため、予算節減努力評価制度を実施

予算節減努力制度
創意工夫による経費節減や新たな財源確保の取組を評価し、優秀な取組を行った部局に対し、一般財源の歳出節減額の一定割合を翌年度予算において上乗せ配分する。

投資的経費の見直し

- ・財政状況や経済情勢等を踏まえた機動的かつ弾力的な投資水準の適正化を推進

(参考) 投資的経費の推移

(単位：億円)

項目	10年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
最終予算額	5,055	2,098	2,045	2,036	1,684	1,651	1,949

義務的経費の見直し

義務的経費（人件費、公債費等）は、歳出の5割強を占めて高止まりし、財政の硬直化を招いており、その増加を抑制する。

- ・人件費、公債費等の義務的経費の抑制

県有施設の効率的な管理

ア 経営的視点による県有施設の管理

ファシリティマネジメント（土地・建物などの管理の最適化）の考え方等に基づき、県有施設の長寿命化や管理経費の節減を進める。

(ア) 県有施設（建物）の長寿命化

- ・長寿命化指針など長寿命化のための基準類の整備（ -4-(2)再掲）
- ・技術的所見を活用した効率的な予算執行を目指す意見書制度の検討、導入（ -4-(2)再掲）
- ・劣化診断の診断基準等の整備と対象施設の拡充（ -4-(2)再掲）

(イ) 県有施設（建物）の維持管理経費の最適化

- ・維持管理業務委託の仕様・積算の標準化の導入検討（ -4-(2)再掲）
- ・長期継続契約等、多様な発注方法の導入検討（ -4-(2)再掲）
- ・省エネルギー診断の推進（ -4-(2)再掲）

(ウ) 社会資本（インフラ資産）の計画的な維持管理

- ・社会資本長寿命化行動方針に基づく中長期管理計画の策定（ -4-(2)再掲）
- ・基幹的農業水利施設の機能保全計画に基づく計画的な管理経費の低減

イ 県有施設の再編整備、在り方の見直し

(ア) 県有施設の再編整備

- ・分散している試験研究機関等の集約(農林技術研究所果樹研究センター)
- ・引佐地区の高等学校の再編整備

(イ) 県有施設の在り方の見直し

施設の利用状況や社会状況の変化を踏まえ、施設の在り方の見直しについて引き続き検討する。

- ・富士山麓山の村
- ・観音山少年自然の家 ほか

新公会計制度等の活用

- ・財務諸表等を活用し、職員のコスト意識を醸成

(2) 歳入の確保

県税の安定的な確保

将来にわたって安定した財政運営を行っていくためには、県税収入の安定的確保が必要であることから、税収増につながるよう、積極的に次世代産業の創出・育成等に取り組み、産業振興や雇用の確保につなげるとともに、徴収対策の強化や納税環境の整備等を行う。

(ア) 次世代産業の創出

次世代産業の創出・育成等を図り、産業振興や雇用の確保につなげる。

- ・静岡新産業集積クラスター(ファルマバレー(医療・健康)、フーズ・サイエンスヒルズ(食品)、フォトンバレー(光・電子技術))の推進
- ・成長産業分野等における地域企業等の参入の促進
- ・国内外からの企業誘致の推進

(イ) 徴収対策の強化

数値目標を設定した徴収対策の強化を図るとともに、市町と協働した税収確保対策等により収入率の向上と収入未済額の縮減を図る。

a 市町との協働による個人県民税収入率向上

- ・県個人住民税徴収対策本部会議(本部長:副知事、本部員:各市町の副市長、副町長等)による数値目標の設定、滞納整理強化月間などの取組の推進
- ・県職員の短期派遣による市町の個人住民税(県民税)徴収の支援

b 県税の徴収対策強化や納税環境の整備

- ・自動車税等の納期内納付の推進と滞納整理の強化
- ・クレジットカード納付やICT活用による納税環境の整備(-2-(1)再掲)

県債の計画的な管理と安定的な発行

財政健全化目標のもと、県債残高(通常債)の削減に努めるとともに、県債の

安定的な発行を行う。

- ・国の財政状況や税収の動向に伴う特別な起債を除いた建設事業債の残高を、計画期間中に着実に削減
- ・将来の公債費負担の軽減、資金の安定調達に資するよう、I R等により調達手段を多様化

未収金徴収対策の一層の強化

貸付金、家賃収入等の税以外の未収金徴収対策の取組強化を図る。

- ・全庁的な徴収対策会議を開催し、目標設定などにより徴収を強化
- ・研修会等による適正な債権管理の徹底や徴収技術の習得などを推進
- ・債権管理マニュアル等に基づき、効率的な管理を実施

効率的な資金運用

- ・基金、歳計現金の運用期間を長期化するなど、資金を効率的に運用

未利用財産の売却促進

未利用となった県有財産の売却等を推進する。

(ア) 県有財産の売却計画等に基づく未利用財産の売却

- ・県有財産の売却計画（平成 25～29 年度）に基づく未利用財産の売却
- ・企業会計における未利用財産の売却促進

(イ) 職員住宅の適正な管理（知事部局、教育委員会、公安委員会）

- ・職員住宅管理計画に基づき、計画的な修繕を推進するとともに未利用となった住宅の解体、処分を実施

経営的視点による県有施設の管理

ファシリティマネジメントの考え方等に基づき、県有施設の総量適正化や有効活用に向けた取組を進める。

(ア) 県有施設（土地・建物）の総量適正化

- ・施設利用度や建物性能など複数指標により施設アセスメントを実施（ -4-(2)再掲）
- ・施設における空きスペースの活用（ -4-(2)再掲）
- ・建物付売却など売却を促進するための新たな方策の検討（ -4-(2)再掲）

(イ) 県有施設（土地・建物）の有効活用

a 行政財産の余裕床の貸付等

- ・自動販売機の設置者の公募（ -4-(2)再掲）
- ・庁舎内のエレベーターなどへの民間広告物などの掲出（ -4-(2)再掲）
- ・新たな貸付け対象の検討・借受者の公募（ -4-(2)再掲）

b 提案公募型の利活用の実施

- ・ネーミングライツ（命名権）等、提案公募型の利活用の実施（ -4-(2)再掲）

受益者負担の適正化

- ・受益者負担に応じた新たな使用料・手数料の設定や、コストバランスに基づく低額な使用料・手数料の見直しなど、受益者負担を適正化

基金の見直し

- ・目的を達成した基金の廃止など、基金の有効活用を推進

(3) 国への提言

将来にわたって安心な財政運営の確立を図る。

- ・国・地方を通じた中長期的に安定的な税財政の枠組みの構築
- ・行政サービスの安定的提供のための一般財源総額の確保
- ・臨時財政対策債の廃止も含めた抜本的な改革と償還財源の確実な確保

（参考）財政の健全化に係る各指標の状況

年 度	20	21	22	23	24	国基準
経常収支比率	92.5%	93.3%	89.7%	94.9%	94.2%	-
実質公債費比率	11.7%	13.1%	14.3%	15.3%	15.0%	18%未満
県債残高(億円)	19,272	19,610	19,100	18,643	18,248	-
将来負担比率	248.1%	262.6%	251.8%	248.2%	241.1%	400%未満

県債残高は一般会計で臨時財政対策債と病院債を除く

2 簡素で能率的な組織

地域主権時代を迎え、ますます高度化、多様化する行政需要に対して限られた人的、財政的資源によりの確に対応するため、迅速な意思決定や施策展開が可能な簡素で能率的な組織づくりを一層進めていく。

(目標)

人口1万人当たりの県・市町村職員数の全国順位 (平成24年度7位 60.86人)
5位以内
同規模県(人口200万~500万人)と比較した人口1万人当たりの県職員数
(平成24年度最少 15.10人)常に最少
計画期間中(平成26~29年度)における職員削減数 100人

(1)地域主権の時代にふさわしい新たな組織の運営

“ふじのくに”づくりを進めるための組織づくり

ア 富士山静岡空港の新たな運営体制構築に向けた対応強化

- ・富士山静岡空港を取り巻く環境の変化に対応するため、先導的空港経営検討会議の答申を踏まえ、空港の管理運営と利活用の促進に関する施策を一元的に実施する新たな運営体制構築に向け、的確に対応できるよう組織体制の見直し

イ 富士山を後世に継承するための対応強化

- ・富士山の保全管理、富士山世界遺産センター(仮称)の整備等、富士山を後世に継承するための諸課題に迅速かつ着実に対応するための組織体制の見直し

ウ スポーツを通じた交流拡大等に向けた対応強化

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ2019等の大規模スポーツイベントの開催を契機に、競技合宿の誘致、観光誘客、地域交流、スポーツ産業の振興等に向けた取組を強化するための組織体制の見直し

エ 新幹線空港新駅設置に向けた対応強化

- ・国の基幹的広域防災拠点の施設整備計画や、2020年東京オリンピック・パラリンピックに伴う航空需要を踏まえ、富士山静岡空港直結の新幹線新駅に実現に向けた取組を強化するための組織体制の見直し

オ 生涯学習を支える新たな拠点機能の整備と活動の充実に向けた対応強化

- ・自然史から環境史に広がる新たな博物館であるふじのくに地球環境史ミュージアム(仮称)の整備と収集保管、調査研究、展示・情報発信、教育普及の

博物館の諸機能の充実にに向けた組織体制の見直し

「命」を守る危機管理の体制強化

大規模な地震災害時において、県民の生命・身体・財産を保護し被害を最小限にとどめるための災害応急対策業務や県民生活に密着する行政サービスなど継続の必要性の高い通常業務を適切に行うことを目的とし、第4次地震被害想定を踏まえたBCP（業務継続計画）を平成26年2月に見直した。

- ・BCPに配慮した人事異動を行うとともに、BCPを踏まえた組織体制を検討

簡素で能率的な組織づくり

ア 権限移譲に対応した組織の見直しと職員の適正配置

- ・国の動向や「権限移譲推進計画」、「しずおか型特別自治市」の実現に向けた取組を踏まえ、国から県、県から市町への権限移譲に対応した組織の見直しの推進
- ・国と県、県と政令指定都市や市町との役割分担の在り方を改めて整理し、県が担うべき役割を踏まえた適正な職員配置の在り方の検討
- ・毎年度、職員数の増減内容の公表

一般行政部門における職員の適正配置

分散している機関の集約化、新たな業務委託の推進、公益法人等への派遣の見直しなど行財政改革の取組を積み重ね、引き続き、同規模県における人口1万人当たりの職員数が最少となるよう定員管理に努め、計画期間中に100人程度の職員削減を目指す。

(参考1) 一般行政部門の職員数の推移と全国との比較

年 度	職員数	人口1万人 当たり職員数	同規模県 順位	全国順位	
				県のみ	市町村含
9年度	7,089	18.94	2位	8位	4位
12年度	6,757	17.97	1位	7位	3位
14年度	6,508	17.28	1位	7位	3位
17年度	6,225	16.49	1位	7位	4位
22年度	5,715	15.16	1位	8位	7位
24年度	5,662	15.10	1位	8位	7位

職員数は企業局、清水港等港湾整備事業特別会計及び流域下水道事業特別会計を含まない。

(参考2) 同規模県（人口200～500万人：平成25年3月31日現在）

宮城県、茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県、岐阜県、京都府、広島県、福岡県、静岡県

教育部門における職員の適正配置

- ・小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員については、児童生徒数の動向を踏まえ、教職員定数等に関する標準法のほか、諸課題に応じた適正配置を実施
- ・教育委員会事務局職員については、一般行政部門の取組に準じ適正配置するとともに、政策形成能力の高い職員を育成・配置するため、知事部局等との人事交流を促進

警察部門における職員の適正配置

- ・警察官については警察法等のほか、治安情勢に応じて適正に管理

イ 直営の公の施設及びその他出先機関等の見直し

- ・県の役割や県民のニーズの変化、施設・機関の適正な規模、各地域の実情を考慮し、施設及び出先機関のあり方について常に見直し

(ア)直営の公の施設例

福祉施設、就業支援関係施設、美術館等、企業局関係施設

(イ)その他出先機関等例

財務事務所、地域政策局、県民生活センター、健康福祉センター、農林事務所、試験研究機関、計量検定所、土木事務所、地域危機管理局、静岡がんセンター

(ウ)具体的取組例

a 試験研究機関の見直し

- ・新産業の創出や6次産業化の推進など総合計画の達成に向け、分野を超えた総合的な研究の推進、研究企画機能の強化、顧問と外部評価委員の活用による民間視点の導入等の検討

b 支所、駐在等の再編、見直し

- ・市町への権限移譲や交通状況の改善等、県行政を取り巻く状況の変化を踏まえた支所、駐在の見直し

c 業務の民間委託

- ・自動車取得時の自動車税（証紙徴収分）にかかる徴収事務等の民間委託の検討

d 企業局の体制整備への取組

- ・独立採算による経済活動や弾力的な予算執行など公営企業会計の特性を県の施策実現の手段として活かしつつ、状況の変化に応じた適切な体制整備への取組

e 静岡がんセンターの運営形態の検討

- ・全床開棟後の運営形態として、県立病院機構の状況等を踏まえ、地方独立行政法人化や地方公営企業法全部適用の継続も含め、最適な運営形態の検討

コンプライアンス（法令遵守）に基づく適正な業務執行

コンプライアンスに基づく適正な業務執行のため、職員一人ひとりが、公務員として、公私にわたり高い倫理観をもって行動できるよう、研修等により意識付けるとともに、外部の専門家を構成員とする静岡県コンプライアンス委員会の助言を受けながら、不祥事の未然防止、早期対応を図ることができる組織づくりに努める。

ア 職員に対する法令遵守の意識付けの徹底

- ・全ての階層別の職員研修等を通じた継続的なコンプライアンスの意識付けの徹底
- ・コンプライアンス推進月間等の取組を通じ、所属におけるリスクの共有や所属内コミュニケーションの活性化の推進
- ・物品調達手続き等の事項につき各所属の物品取締員による「職場リレー研修」を実施

イ 誰もが働きやすい職場づくりの推進

- ・全所属に所属コンプライアンス担当者を設置し、所属ごとのコンプライアンス推進体制を整備
- ・公務の円滑な遂行を阻害する行為である、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための相談窓口の運営やハラスメント相談員の配置

ウ 県民目線での組織運営の推進

- ・県職員の不正行為等の早期発見や不祥事の未然防止のための通報窓口である静岡県倫理ヘルプライン及び県職員不正行為 110 番の運営
- ・外部有識者による静岡県コンプライアンス委員会での施策の企画と検証

3 人材と組織の活性化

地域主権の実現を推進する新たな行財政運営を担う人材を育成するため、職員の意欲・能力を高め、活かす人事施策を推進し、組織全体の生産性の向上と、職員一人ひとりがやりがいを実感できる環境づくりを進めていく。

(目標)

自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合(平成24年度 55.6%)	60%
中堅職員の専門性の向上に配慮した人事異動の割合 (平成24年度 73.4%)	75%
管理職(1)に占める女性職員の割合 (平成24年度 7.2%)	10%
職員一人当たりの時間外勤務(2)の時間数(平成24年度 153.0時間)	10%削減

- 1...管理職とは課長級以上の職員を指す
- 2...災害対応等のための緊急業務分を除く

(1) 中長期的な視点に立った人材育成の推進

静岡県キャリア・デベロップメント・プログラムによる人材育成の推進

職員の主体的なキャリア形成意識を醸成し、意欲と能力を最大限に活用する人材開発プログラム「静岡県キャリア・デベロップメント・プログラム(CDP)」により、キャリアプランの実現を支援し、将来の活躍と貢献を生み出す。

- ・CDPによる職員のキャリアプラン実現の支援

静岡県キャリア・デベロップメント・プログラム
職員の意思・意欲、それに対する努力・研鑽、その行動・成果を反映した人事管理を行い、より専門性の高い職員を育成しようとする長期人材育成システム。

適材適所の人事異動

- ・職員の意欲、能力、適性、経験やキャリア意向等をきめ細かく把握し、適材適所の配置に努めることによる職員の士気の高揚及び組織の活性化
- ・各種の公募制度を活用した意欲ある人材の積極的な登用

〔現在実施している公募〕

派遣研修の公募

課長職の公募

専門分野のコース別公募

業務経験やキャリアプランを踏まえた自己申請型の公募

技術職員の職種変更と事務分野への交流の公募

特定職場の職の公募

能力開発の支援

- ・独自施策の推進に必要な政策形成能力や法務能力など、“ふじのくに”づくりに必要な人材を育成するため、職員の能力開発を支援する研修制度を推進

(2) 職員の能力発揮支援による組織の活性化

民間企業、大学、海外機関等の異分野や他団体との交流促進

県組織の中では得がたい技術や能力を有する民間人の活用など、異なる組織風土を持つ民間企業等との交流を通じて県組織に刺激と活力を与える。

ア 異分野との交流拡大による人材と組織の活性化

民間企業、大学、海外機関、国・他の都道府県・市町等との交流を通じて職員の視野を広め、組織の活力を高める。

- ・民間企業経営者や中堅社員との交流・共同討議の実施
- ・海外機関への派遣研修などによる高度な語学力や専門知識を有する職員の育成
- ・県・市町の人事交流制度を活用した市町職員との交流機会の拡大
特に小規模市町との交流や管理職等への派遣を重点的に推進（ -1-(1)再掲）

イ 民間人材の活用による組織体制の強化

民間人材の活用により、県組織における専門性の向上による体制強化を図る。

- ・地域外交の推進体制の強化
- ・広報機能の強化

女性職員の能力発揮支援

生涯にわたって女性職員が活躍できるように、子育てに関わる職員にも幅広い職務経験を積む機会を与えるなどキャリア形成を支援するとともに、管理職・監督職に積極的に登用するなど、職場環境づくりを推進する。

- ・女性リーダー養成のための研修や、メンター制度（先輩職員が後輩に対して行う個別的支援）の導入等を通じた将来の活躍を目指す女性職員のキャリア開発の支援
- ・能力と適性に応じて女性職員の登用を積極的に推進
- ・短時間勤務制度や育児休業中の職員に対する職場復帰時支援研修など、仕事と子育ての両立を支援し、女性がライフステージに応じて活躍できる職場環境づくりの推進

高齢の職員の能力発揮支援

高齢の職員の知識、経験と技能を有効に活用するとともに退職後の地域における社会貢献等をも見据えたキャリア開発の機会を設ける。また、再任用職員の士気向上を図るため、多様な活用について検討する。

- ・定年退職後までを見据えたキャリア開発・活用など 50 歳代の職員の能力開発の支援
- ・雇用と年金の接続に関する動向を踏まえ、職員の能力、経験等を考慮した再任用を実施できるよう、再任用職員の職域の拡大や多様な活用方法等の検討

管理監督職員のマネジメント能力向上支援

- ・研修等を通じた管理監督職員の組織運営、業務執行及び人材育成に関するマネ

ジメント能力の向上支援

能率的な業務執行支援

業務の能率的執行は、職員の心身の健康保持や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する上で重要な課題であり、様々な手法により推進する。

- ・全庁を挙げた時間外勤務縮減月間の設定などの時間外勤務縮減の取組を通じた職員一人ひとりの意識改革
- ・タイムマネジメント研修等の成果を活かした能率的な業務執行
- ・班内の段取りミーティング（業務の進捗状況等を確認するミーティング）を通じた計画的な業務執行
- ・作成文書・資料の簡素化などの事務改善

(3) 職員の意欲と能力を高める人事マネジメントサイクルの構築

地方公務員法の改正など国の動向を踏まえつつ、職員の意欲と能力を高め、組織力の向上を図るため、現行の勤務成績評価制度を見直し、能力・実績に基づく人事管理の更なる推進を図るとともに、任用、評価、研修及び給与が結び付いた新たな人事マネジメントサイクルを構築する。

評価制度を活用した人事マネジメントサイクルの構築

- ・職員の勤務成績の正確な把握に向けた勤務成績評価制度の見直し
- ・任用、評価、研修及び給与が結び付いた新たな人事マネジメントサイクルの検討

勤務成績の適切な反映

- ・職員の士気を高め、組織活力を向上させるため、現行勤務成績評価制度の結果を勤勉手当に適切に反映

評価を通じた人材育成の推進、適切な研修機会の付与

- ・評価制度を通じた自己の能力の把握及び評価者からの指導、助言を通じた人材育成の推進
- ・勤務成績評価制度における評価要素と結び付いた研修内容の充実
- ・評価結果を踏まえた研修機会の付与

社会経済情勢の変化に対応した人事給与制度改革

県内民間給与との均衡を図ることを基本とした人事委員会勧告や国及び他の都道府県の状況等を踏まえ、人事給与制度について引き続き適時適切に見直しを行うとともに、今後の雇用と年金の接続に関する動向や公務員制度改革の動きにあわせ、人事給与制度改革を推進する。

ア 給与制度の適時適切な見直し

- ・人事委員会勧告を尊重した給与制度の見直し
- ・国や他の都道府県の状況、社会経済情勢の変化等を注視した諸手当の見直し

- イ 勤務時間、休暇・休業制度の適時適切な見直し
 - ・ 人事委員会報告を踏まえた勤務時間、休暇・休業制度の見直し
 - ・ 国や他の都道府県の状況、社会経済情勢の変化等を注視し、勤務時間、休暇・休業制度の適時、適切な見直し
 - ・ 研修の機会や庁内ネットワーク等を活用した休暇制度の周知など、各種休暇・休業制度を利用しやすい職場環境づくりの推進

- ウ 福利厚生制度の見直し
 - ・ 社会経済情勢の変化に応じ、他の都道府県の状況等も参考にしながら、福利厚生事業を見直し

- エ 人事給与制度の見直し
 - ・ 定年延長や再任用制度の取扱いなど、今後の雇用と年金の接続に関する動向を踏まえた人事給与制度の見直し

- オ 人事給与に関する情報の積極的な公表
職員の任用や給与等の人事行政運営に係る情報を公表する。
 - ・ 職員の任用、給与、勤務時間、サービス、福利厚生事業等の人事行政運営等の状況を、県公報及び県のホームページで毎年公表
 - ・ 職員数の状況、初任給の状況、平均給料月額等を、県民だよりで毎年公表
 - ・ 職員の給与水準の状況を県のホームページで公表
 - ・ 職員団体との交渉の経過を県のホームページで随時公表

4 時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進

地域主権時代の行政経営には、地域の発展のため県自ら独自の施策を着実に推進していく必要がある。

このため、目標を定め、常に施策や事務事業の評価や見直しを行いながら、県民視点に立った成果を重視した行政経営を展開していく。

【目標】

静岡県の行財政改革の取組に対する県民の認知度 50%

全職員の行財政改革に対する不断の取組(ひとり1改革運動の取組件数)

(平成17~24年度平均14,276件) 14,300件/年

(1) 成果を重視した行政経営の推進

透明性の高い目的指向型の行政運営の推進

ア 目的指向型行政運営システムによる施策や事業の推進

施策や事業について、目的指向型行政運営システムによりPDCAサイクルや県民意見を踏まえた評価と見直しに努め、総合計画の着実な推進を図る。

なお、成果重視、透明性の向上という基本方針は普遍的なものであり、システム自体の考え方は今後も継続するが、個別の取組内容については、状況に合わせて不断に見直していく。

ア) 施策展開表(H23まで業務棚卸表)による施策等の見直し

総合計画に掲げる施策目的の達成を図るため、業務実施に係る作戦書として各所属が作成する「施策展開表」により、成果の達成に向けた施策や業務の見直しを一層推進する。

出先機関施策展開表は、財務事務所、農林事務所、土木事務所等、健康福祉センターにおいて一層の定着を図るとともに、導入機関の拡大を検討する。

- ・ 施策展開表の施策体系、PDCAサイクルにより毎年度、各所属の作戦を見直すとともに公表、県議会に提出
- ・ 主要事業について事業シートを作成、予算編成や事業レビューに活用するとともに、施策展開表と併せて公表
- ・ 作戦の質を向上させるため、施策展開表の記載内容の点検を実施
- ・ 研修等を通じた出先機関施策展開表の定着の推進と、導入機関の拡大の検討

イ) “ふじのくに”^{しみん} 士民協働 事業レビューによる事業の見直し

総合計画の推進に向け、県民意見を踏まえた事業等の見直しを行う。

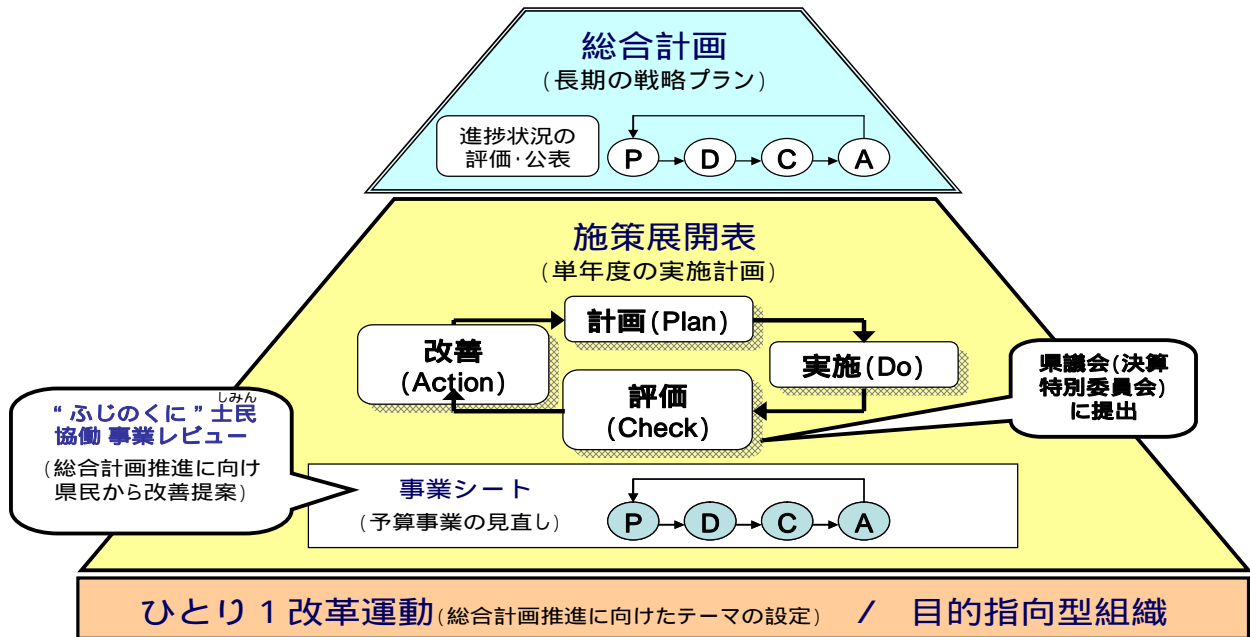
- ・ 県民評価者意見に基づく事業や施策の見直しと結果の公表(-1-2再掲)
- ・ 総合計画や施策展開表の施策体系を踏まえて対象事業を選定し、レビューの際には施策を踏まえた事業説明等を実施

(ウ) ひとり1改革運動による業務の改善

職員一人ひとりが業務の質の向上を目指して改善を行い、日常的に自ら考え行動する組織風土を醸成するとともに、総合計画の推進を図る。

- ・ 総合計画の推進に向けた推進月間のテーマや表彰部門の設定
- ・ 組織として改善に向けた取組を進めるよう、班単位での取組を推進
- ・ 表彰事例のノウハウ共有化など、過去の優秀事例を活用した取組の推進

(参考) 目的指向型行政運営システム (H25)



(2) 経営的視点による県有施設等管理の推進

ファシリティマネジメントの考え方に基づく県有施設管理の最適化

県有施設（社会資本＝インフラ資産を除く）の総量適正化、百年庁舎を目指した長寿命化、維持管理経費の最適化及び有効活用を推進するため、未利用財産の売却促進、劣化診断の拡充、維持保全業務の標準化、未利用財産の利活用推進を行うなど、ファシリティマネジメントの考え方に基づき県有施設の管理の最適化に努める。

ファシリティマネジメント (FM)
土地、建物などの財産 (ファシリティ: facility) を経営資源として有効活用していくとともに、総合的に企画、管理、活用 (マネジメント: management) することにより全体的な最適化を目指す活動。

県有施設情報一元化データベース (DB)
県有施設情報を一元的に管理し、横串の視点での全体最適を目指す情報ツールとして平成 24 年度に構築したデータベース。

ア 県有施設の総量適正化

人口減少社会に対応した適正な施設総量を目指す。

- ・ 施設利用度や建物性能など複数指標により施設アセスメントを実施

- ・施設における空きスペースの活用
- ・建物付売却など売却を促進するための新たな方策の検討

イ 県有施設の長寿命化

県有施設の長寿命化を推進し、持続可能な取組とするための体制整備を図る。

- ・長寿命化指針の作成、公共建築物保全マニュアルの改訂
- ・技術的所見を活用した効率的な予算執行を目指す意見書制度の検討、導入
- ・劣化診断の診断基準等の整備と対象施設の拡充
- ・中期維持保全計画の策定方法、策定施設拡大の検討
- ・施設管理者への技術支援を強化するため保全業務説明会等の充実

ウ 維持管理経費の最適化

県有施設情報一元化データベースを活用し、横断的に比較・分析しながら、改善を目指す。

- ・維持管理業務委託の仕様・積算の標準化の導入検討
- ・長期継続契約等、多様な発注方法の導入検討
- ・省エネルギー診断等の実施による県有施設のエコビル化に向けた取組

エ 施設の有効活用

施設を経営資源として捉え、新たな利活用策を検討・実施していく。

(ア) 行政財産の余裕床の貸付等

- ・自動販売機の設置者の公募
- ・庁舎内エレベーターなどへの民間広告物などの掲出
- ・新たな貸付対象の検討・借受者の公募

(イ) 提案公募型の利活用の実施

- ・ネーミングライツ（命名権）等、提案公募型の利活用の実施

オ ファシリティマネジメント（FM）推進のための環境整備

市町との連携の推進など、FM推進のための環境整備に努める。

- ・県有財産有効活用推進委員会の充実強化
- ・FM情報一元化及び市町情報との連携の検討
- ・市町等と連携したFM研究会の開催

社会資本（インフラ資産）の長寿命化（アセットマネジメント）

高度経済成長期に建設された多くの公共土木施設が近い将来、更新期を迎え、施設の更新費や維持管理費の増大が課題となっている中、維持管理コストの低減を図り最適な維持管理を行うため、平成25年3月にこれまでの計画を更新し、対象施設の追加や最新の知見を取り入れた新たな「社会資本長寿命化行動方針」を策定した。

この方針に基づき、優先的取組対象施設12工種については、28年度までに中

長期管理計画の策定完了を目指すとともに、計画に沿った点検や補修を行うなど、適切な維持管理に努める。

- ・ 社会資本長寿命化行動方針に基づく中長期管理計画の策定
- ・ 中長期管理計画に沿った点検・補修

(3) 活力にあふれた行政経営の推進

“ふじのくに”の発展を見据えた戦略的な取組

市町、民間企業、海外等での研修など、県組織の外における様々な交流、体験などを通じて職員の視野を広め、組織の活力を高めるとともに、県組織の中では得がたい技術や能力を有する民間専門家の活用などを通じて、組織に刺激と活力を与える。また、国内外で活躍する有識者の協力を得て、“ふじのくに”の重要施策や未来を見据えた戦略的な課題に取り組む。

(ア) 異分野との交流拡大による人材と組織の活性化（ -3-(2)再掲）

市町、隣接県、民間企業、海外等との交流を通じて職員の視野を広め、組織の活力を高める。

- ・ 県・市町の人事交流制度等を活用した市町職員との交流機会の拡大
特に小規模市町との交流や管理職等への派遣を重点的に推進（
-1-(1)再掲）
- ・ 民間企業経営者や中堅社員との交流・共同討議の実施
- ・ 海外機関への派遣研修などによる高度な語学力や専門知識を有する職員の育成

(イ) 民間専門家等の活用による組織の専門性の向上

現在、以下の各分野において民間の専門家をアドバイザー等として任用し、地域外交など、専門的・戦略的な行政の推進を図っている。

民間専門家等を活用している主な分野

地域外交の推進

危機管理体制の強化

広報機能の強化

試験研究の推進

富士山に係る総合的施策の推進

引き続き、積極的に民間人材を活用し、組織の専門性の向上に努め、県施策における重要課題に取り組む。

- ・ 県施策の状況に応じて専門的な人材を活用し、組織の専門性を向上
（ -3-(2)再掲）
- ・ 諸外国に対する高度な交渉力を有する民間人材の活用

(ウ) “ふじのくに” づくりに向けた智囊の結集

県政の重要施策等を推進するに当たり、国内外で活躍する有識者の協力を得て取り組む仕組みを活用する。

- ・ 各部局の課題解決に向けた「富国有徳の理想郷“ふじのくに” づくりリーディングアドバイザー」制度の一層の活用

富国有徳の理想郷“ふじのくに” づくりリーディングアドバイザー 県政の重要課題に関して、知事に対し、高度な識見に基づいた意見・提言等をするためのアドバイザーを設置（委員：梅原猛氏（最高顧問）ほか。26年3月現在 33名）

不断の行財政改革の推進

大綱の実現に当たって重要なことは、計画を実践して具体的な成果を出すことである。このような観点に立って、大綱を着実に推進するため、取組ごとの進捗状況を明らかにし、毎年度の的確な進捗管理に努める。

また、外部委員から成る組織を設けて進捗状況の検証を行うとともに、社会状況の変化等による新たな課題への対応などについても併せて検討を行う。

こうした取組を県民に分かりやすく公表して透明性を高めるとともに、常に行革の精神で改革・改善を心掛けるなど不断の行財政改革に努める。

- ・ 大綱に掲載した全項目について取組の進捗状況を明らかにし、公表
- ・ 公開の外部委員会により、大綱の進捗状況の検証や新たな課題に関する検討を実施

2 静岡県行財政改革大綱 取組一覧表

大綱に掲載した全取組項目は、272 項目となる。

全ての項目について、26 年度から速やかに着手するとともに、目標、担当課を記載した取組一覧表を作成し、進捗管理を行う。また、新たな取組を行った場合には、取組一覧表に追加する。

なお、取組の進捗状況については、外部委員会で検証を行う。

【取組一覧表目次】

戦略	透明性と県民参加による行政運営	
	1 開かれた県政の推進	6 0
戦略	市町や民間と連携した行政運営	
	1 地域が自立できる行政体制の整備	6 3
	2 民間等の能力や創意工夫を活用したサービスの提供 ...	6 4
戦略	未来を見据えた戦略的な行政運営	
	1 将来にわたって安心な財政運営の堅持.....	6 8
	2 簡素で能率的な組織	7 1
	3 人材と組織の活性化	7 2
	4 時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進	7 4

静岡県行財政改革大綱 取組一覧表

戦略 透明性と県民参加による行政運営

1 開かれた県政の推進

項目	細項目	取組番号	具体的取組	目標	H25担当課等
		1101		県政に関心がある県民の割合 70% (目標年度 29年度)	各部署
		1102	県民の関心が高い情報の提供などによる日本一と誇れる情報公開の実現	県ホームページへのアクセス件数 6,000万件 (目標年度 29年度)	各部署
		1103		県民だよりの閲読度 70% (目標年度 29年度)	各部署
		1104		県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合 25% (目標年度 29年度)	各部署
		1105	広報・広聴の推進等による行政運営の透明性向上と県政に対する県民参加の促進	タウンミーティングの開催回数 200回 (目標年度 29年度)	各部署
		1106		ふじのくにづくりサポーター(仮称)の登録人数 250人 (目標年度 29年度)	各部署

(1)効果的で分かりやすい情報提供により県政に対する県民の理解を促進

効果的で分かりやすい情報提供	ア 積極的な情報提供	(ア)行政情報の積極的な公表			
		1107	情報公開検討委員会などを活用し情報提供の拡充を推進	毎年度開催	経営管理部法務文書課、各部署
		-	公共データの民間開放(オープンデータ)を推進(再掲)	公共データの民間開放(オープンデータ)項目数 500項目以上 (目標年度 29年度)	企画広報部情報政策課、各部署
		1108	職員出張旅費の公表	毎年度公表	経営管理部人事課、法務文書課、企画広報部電子県庁課、出納局集中化推進課、各部署
		1109	定例幹部職員会議の資料公表	毎年度公表	企画広報部知事戦略課
		1110	幹部職員(課長級以上)の再就職状況の公表	毎年度公表	経営管理部人事課
		1111	規則、審査基準等の策定過程情報の原則公表	毎年度公表	経営管理部人事課、法務文書課、各部署
		1112	随意契約情報のホームページでの公表	毎年度公表	経営管理部財政課、各部署
		1113	予算書・予算説明書、決算書・決算説明書のホームページでの公表	毎年度公表	経営管理部財政課 出納局会計指導課
		1114	県の財政状況を県民向けに分かりやすく公表	毎年度公表	経営管理部財政課
1115	統計調査の結果を県民に分かりやすく提供	「統計センターしずおか」へのアクセス数 年間90万件以上 (目標年度 29年度)	企画広報部統計利用課、統計調査課		
-	施策展開表、事業シートにより施策・事業の情報を公表(再掲)	毎年度公表	経営管理部行政改革課		

		- 「ふじのくに」 ^{しみん} 士民協働 事業レビューの県民評価者意見と事業への反映状況の公表(再掲)	毎年度公表	経営管理部行政改革課
		- 職員数の増減内容を公表(再掲)	毎年度公表	経営管理部人事課
		- 職員の任用や給与等の人事行政運営に係る情報を公表(再掲)	毎年度公表	経営管理部人事課
		(イ)各種媒体の特性を活かした広報や報道機関を通じた情報発信		
		1116 県民だより、テレビ、ラジオ、ホームページや報道機関への働きかけ等による情報提供	情報提供率100%	企画広報部広報課、各部署
		1117 若年層向けにフェイスブックをはじめICT等を活用した情報発信	フェイスブック定期読者5000人(目標年度29年度)	企画広報部広報課
		(ウ)ホームページの整備と充実		
		1118 「静岡県ウェブアクセシビリティ方針」に沿った県ホームページの作成	毎年度、方針に適合するようページを更新	企画広報部広報課、電子県庁課、各部署
		1119 WEB企画分野における分かりやすいホームページ作成支援	毎年度実施	企画広報部電子県庁課
		1120 民間動画サイトを活用した情報発信	動画再生回数年間90万件(目標年度 29年度)	企画広報部広報課
		1121 子供向けホームページによる情報発信	子供向けホームページの年間アクセス件数20,000件(目標年度 29年度)	企画広報部広報課、各部署
		(エ)広報のスキルアップと広報マンの育成		
		1122 職員の広報技術の向上を図る広報グランプリを開催	グランプリへの応募件数年間200件(目標年度 29年度)	企画広報部広報課
		1123 広報技術を備えた職員育成を図る広報研修を実施	研修開催回数 年間8回	企画広報部広報課
		(オ)県政の出前講座の開催		
		1124 職員が地域に赴き、県施策など様々な情報の提供と説明	出前講座の開催回数年間1,000回	企画広報部広報課、各部署
	イ 分かりやすい行政文書の作成	(ア)分かりやすい文書づくりの推進		
		1125 文書管理者会議、研修会等を通じた職員の意識改革	毎年度開催	経営管理部法務文書課、各部署
(2)県民意見を積極的に反映させる県民参加型の行政を推進				
県民のこえや現場のこえの的確な把握と反映	(ア)より多くの県民の意見を聴くための多様な手法			
		1126 知事広聴、タウンミーティングの開催	タウンミーティングの開催回数 200回/年	企画広報部広報課、各部署
		1127 県政世論調査、インターネットモニター調査の実施	インターネットモニター年間調査回数16回	企画広報部広報課、各部署
		1128 県民意見への回答や県政への反映事例の県民への公表	ホームページ、県民だより等で随時事例を紹介	企画広報部広報課
	(イ)県民意見提出手続(パブリックコメント)の効果的活用			
		1129 規則、審査基準等についてパブリックコメントの原則実施を徹底	パブリックコメントの実施件数(全体)60件	経営管理部人事課、法務文書課、各部署
		1130 職員に対する研修会の開催など県民が意見を出しやすい環境づくりの徹底	毎年度開催	経営管理部法務文書課、各部署
		(ア)「ふじのくに」 ^{しみん} 士民協働 事業レビューの実施		

県民の 県政への 参加や協 働による 取組の促 進	ア 県民 参加型の 行政評価 の実施	1131	事業レビューに参加する県民評価者の意見に基づく事業や施策の見直し	県民評価者意見を参考に 見直しを行った事業の 割合100%	経営管理部行政改 革課	
		1132	見直し結果や意見の反映状況を公表	毎年度実施	経営管理部行政改 革課	
		(イ)継続的な県民参加の促進				
		1133	県民評価者等参加経験者のうち希望者を「"ふじのくに"づくりサポーター(仮称)」として登録、情報発信等を実施	情報発信回数6回/年	経営管理部行政改 革課	
		1134	「"ふじのくに"づくりサポーター」等に事業レビューなど、県政参加の機会を提供	サポーター・大学生の事 業レビュー参加人数50人	経営管理部行政改 革課	
		(ウ)若者の県政参加の促進				
		1135	県内大学生と協働して、事業レビュー実施方法の検討、情報発信等の実施	インターネット視聴数 2,500件以上	経営管理部行政改 革課	
		1136	大学生など若者の事業レビューへの参加枠を設定	大学生の事業レビュー参 加人数 30人	経営管理部行政改 革課	
	イ 多様な 主体による 協働の 促進	(ア)様々な分野における協働の促進				
		1137	協働による富士山の環境負荷の軽減や生物多様性の確保	富士山憲章に賛同し環 境保全活動に取り組む 団体等の数 600団体等 (目標年度 29年度)	くらし・環境部自然保 護課	
		1138	協働による荒廃した森林の整備	毎年度実施	交通基盤部森林計 画課	
		1139	県・市町社協、民生児童委員活動等、多様な主体の地域福祉活動を推進	毎年度実施	健康福祉部地域福 祉課	
		1140	地域福祉活動のリーダー育成、県民ボランティアの参加促進等、住民参加型の地域福祉活動を促進	毎年度実施	健康福祉部地域福 祉課	
		1141	老人クラブなど、長寿者が活躍できる環境づくりを促進	毎年度実施	健康福祉部長寿政 策課	
		1142	「認知症サポーター」の育成を推進	18万人を養成 (目標年度 29年度)	健康福祉部長寿政 策課	
1143		ふじさんっこ応援隊の参加・連携を促進	1,000団体 (目標年度 29年度)	健康福祉部こども未 来課		
1144		自殺の危険性の高い人の早期支援のため「ゲートキーパー」を養成	3万人を養成 (目標年度 28年度)	健康福祉部障害福 祉課		
1145		民間活力を活かした「健康づくり運動」を展開	しずおか健康づくりサ ポーター登録件数 2,500件	健康福祉部健康増 進課		
1146		民間事業者等との協定による物資等確保や、中高生などの担い手を育成、地域防災力を充実	毎年度実施	危機管理部危機政 策課、危機情報課		
1147		ボランティアによる県立美術館運営支援、地域連携推進	毎年度実施	文化・観光部文化政 策課		
1148		大学間や大学と地域社会との連携を推進	毎年度実施	文化・観光部大学課		
1149		道路や河川などの整備において、計画作成や維持管理など地域住民やNPO等との協働による事業の拡充	必要な箇所について実 施	交通基盤部技術管 理課		
1150		地域住民、NPO 等との意見交換会等を通じ、社会資本整備への相互理解の促進と協働ネットワークの構築・拡大	毎年度実施	交通基盤部技術管 理課		
1151		社会資本整備に係る協働推進のための積極的な情報発信	毎年度実施	交通基盤部技術管 理課		
(イ)業務実施における協働・連携の促進						
-	「みんなで創るふじのくにプロジェクト」の実施	毎年度実施	経営管理部行政改 革課			

戦略 市町や民間と連携した行政運営

1 地域が自立できる行政体制の整備

項目	細項目	取組番号	具体的取組	目標	H25担当課等	
		2101	市町への権限移譲や行財政基盤の強化に対する支援と連携	地方債協議上の許可団体 0団体 (目標年度 29年度)	各部署	
		2102		将来負担比率が早期健全化基準以上の市町数 0団体 (目標年度 29年度)	各部署	
		2103		権限移譲対象法律数 日本一 (目標年度 29年度)	各部署	
(1)権限・財源・人材の三位一体による県から市町への権限移譲の推進						
更なる権限移譲の推進		2104	権限移譲推進計画(H26～28)の推進	計画(H26～28)を着実に推進	経営管理部自治行政課、各部署	
		2105	新たな権限移譲推進計画(H29～)の策定、推進	新たな計画(H29～)をH28に策定、計画を着実に推進	経営管理部自治行政課、各部署	
		2106	研修会の開催等、きめ細やかな事務引継と移譲後のフォローアップ	必要な事務について適宜実施	経営管理部自治行政課、各部署	
市町への財政的な支援		2107	市町への権限移譲事務交付金の交付	毎年度実施	経営管理部自治行政課	
市町への人的な支援		2108	専門的技術を有する県職員の派遣による、高い専門性が必要な業務への支援	毎年度、要請に応じて派遣	経営管理部人事課、自治行政課	
		2109	市町・県の人事交流制度を活用した人材育成の推進	中小市町を重点として100人以上を交流 (目標年度 30年4月)	経営管理部人事課、自治行政課	
		2110	小規模市町との交流や管理職等への派遣の重点的な推進		経営管理部人事課、自治行政課	
(2)地方分権改革改革や地域課題への対応に向けた市町の体制強化支援と市町との連携推進						
市町の行財政基盤強化への支援と連携体制の整備	ア 県と市町との連携による行政執行体制の整備	2111	自主的な市町村合併を目指す市町等に対する支援	自主的取組に対する枠組み形成率 100%	経営管理部自治行政課	
		2112	機関等の共同設置など、市町が推進する広域連携に対する支援	自主的取組に対する枠組み形成率 100%	経営管理部自治行政課	
		-	市町の要請に応じた県職員の派遣(再掲)	中小市町を重点として100人以上を交流 (目標年度 30年4月)	経営管理部人事課、自治行政課	
	イ 大都市制度改革への対応	2113	「しずおか型特別自治市」実現に向け静岡市、浜松市と連携して取組	県・政令市共通の話題をテーマに必要なに応じて検討	経営管理部自治行政課、各部署	
		ウ 市町間、県との連携による行政執行体制の整備	2114	「静岡地方税滞納整理機構」の支援	円滑な運営(毎年度)	経営管理部税務課
			-	市町と県との協働による個人住民税の収入率向上(再掲)	数値目標の設定 (目標年度 26年度)	経営管理部税務課、自治財政課
			-	市町等・県による電子入札システム共同利用の推進(再掲)	物品等入札業務所管部局(情報統計局・自治局・出納局)を加え、共同利用運用体制を検討するとともに、市町での物品等電子入札を早期開始 (目標年度 27年度)	交通基盤部技術管理課
			-	市町と県で共同利用する「しずおか電子申請サービス」の運用(再掲)	毎年度実施	企画広報部電子県庁課
			2115	教育行政において、市町の学校支援体制の充実を促進	指導主事の配置率100% (目標年度 29年度)	教育委員会事務局 教育総務課

		2116	市町と県との協働による、教育の情報化を推進するための取組	ワークショップ等の毎年度開催	教育委員会事務局 教育政策課
工 地域の発展への取組	(ア)知事と市町長との協議				
		2117	地域サミットの開催	政令指定都市サミット、伊豆半島、東部、遠州・志太榛原地域で年間各1回開催	経営管理部自治行政課
		2118	知事と市町長との円卓会議の開催	県・市町共通の話題をテーマに必要なに応じて開催	経営管理部自治行政課
	オ 市町と連携した地域コミュニティの活性化	2119	市町コミュニティ職員に対する地区別研修会の実施	毎年度実施	経営管理部自治行政課
		2120	地域活動を牽引するリーダーを養成	コミュニティカレッジ修了者数 累計1,000人 (目標年度29年度)	経営管理部自治行政課

(3)市町との連携による行政経営の推進

行政運営の課題解決に向けた市町等との連携の仕組みづくり	(ア)行政経営研究会(仮称)の設置				
		2121	行政経営研究会について、検討テーマに応じた部会を設置	26年度に設置、検討着手	経営管理部行政改革課、自治行政課
		2122	検討結果の取りまとめと具体的課題解決の推進	毎年度検討結果を公表	経営管理部行政改革課、自治行政課
	(イ)行政経営に関する市町への技術的支援				
		2123	「行政経営相談窓口」で市町からの相談等を一括して受け付け	相談への回答率 100%	経営管理部行政改革課
		2124	「行政改革アドバイザー」制度による講師派遣等の技術的支援	市町からの要請に応じて派遣	経営管理部自治行政課

2 民間等の能力や創意工夫を活用したサービスの提供

項目	細項目	取組番号	具体的取組	目標	H25担当課等
		2201	民間事業者等との役割分担、民間事業者の創意工夫の積極的な活用と、質の高い行政サービスの提供	指定管理者制度導入施設で利用者満足度が80%以上の施設数 全施設 (目標年度 29年度)	各部署
		2202		指定管理者制度を導入している公の施設の利用者数 650万人/年 (目標年度 29年度)	各部署
		2203		県とNPO、地域住民、企業等との協働事業件数 300件 (目標年度 29年度)	各部署
		2204		公共データの民間開放(オープンデータ)項目数 500項目 (目標年度 29年度)	各部署

(1)民間の創意工夫の活用や協働・連携によるサービスの向上

公の施設等における民間の創意工夫の活用	ア 民間能力も活用した公の施設等における最適な管理運営	2205	状況の変化が生じた場合の新たな手法導入についての重点的実施	導入可能な全施設等で検討、導入を推進	経営管理部行政改革課、各部署	
		(ア)指定管理者制度				
		2206	利用者満足度向上に向けた制度の運用	26年度までに方針検討以降実施	経営管理部行政改革課、各部署	
		2207	外部評価委員会における評価項目の類型化など優れた評価手法の共有化	26年度までに方針検討以降実施	経営管理部行政改革課、各部署	

	2208	労働法令点検の実施による労働環境の適切な確保	25年度末までに策定する方針に従い実施	経営管理部行政改革課、各部署
	2209	指定管理者が実施する安全対策について毎年度確認	毎年度外部評価委員会等で確認	経営管理部行政改革課、各部署
	(イ)PFI			
	2210	PFI活用指針に基づき、制度を活用	活用可能な全事業について活用指針に基づき検証	経営管理部管財課、各部署
	(ウ)コンセッション方式			
	2211	国の法令整備の状況を踏まえつつ、適用可能なものについて検討	活用可能な全施設等で検討、活用を推進	経営管理部行政改革課、各部署
	(エ)地方独立行政法人制度			
	2212	法令等で適用が可能なものについて制度活用を検討	活用可能な全施設等で検討、活用を推進	経営管理部行政改革課、各部署
NPO、企業等との協働・連携の推進とNPOの組織体制整備の支援	(ア)協働提案制度の実施によるNPO等との協働の推進			
	2213	県の全ての業務について協働提案を募集	毎年度実施	経営管理部行政改革課、各部署
	2214	提案の実現に向けた検討	毎年度実施	経営管理部行政改革課、各部署
	(イ)NPOの活動基盤の強化			
	2215	ふじのくにNPO活動センターの活動(コンサルティング等)を通じてNPO活動を支援	個別コンサルティング団体数 毎年度18団体	くらし・環境部県民生活課
	2216	市町の市民活動センター等の活動を支援し、中間支援機能を強化・充実	毎年度実施	くらし・環境部県民生活課
(2)行政サービスの質の向上を図る不断の取組				
ひとり1改革運動による県民サービスの向上	2217	県民サービスの向上に係る推進月間テーマ等を設定し取組を推進	県民満足度向上に係る取組件数8,200件	経営管理部行政改革課
利用者視点に立ったサービスの向上	(ア)様々な分野におけるサービス向上の取組			
	2218	ユニバーサルデザイン行動計画に基づいた取組の推進	行動計画に基づき毎年度取組を推進	くらし・環境部政策監(UD担当)、各部署
	2219	直接サービスを行っている県の機関で利用者意見を聴取(モニタリング)し対応結果を公表	毎年度実施し結果を公表	経営管理部行政改革課、各部署
	(イ)行政手続の簡素化と利便性の向上			
	-	県への申請、届出等を汎用電子システムで受付(再掲)	毎年度実施	企画広報部電子県庁課
	-	施設予約システム「とれるNet」の運用(再掲)	毎年度実施	企画広報部電子県庁課
	-	県税の電子申告(eLTAX)の推進(再掲)	電子申告率60%以上(目標年度 29年度)	経営管理部税務課
	2220	自動車税のクレジットカード納付の導入	自動車税(定期課税分)で開始(26年度)	経営管理部税務課
	-	自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)の業務拡大(再掲)	納税証明電子化開始(目標年度 27年度)	経営管理部税務課
	-	公共事業等における電子入札の実施(再掲)	物品等入札業務所管部局(情報統計局・自治局・出納局)を加え、共同利用運用体制を検討するとともに、市町での物品等電子入札を早期開始(目標年度 27年度)	交通基盤部技術管理課
	-	公金の電子収納の実施(マルチペイメントネットワーク)(再掲)	システムごとに速やかに検討	出納局会計指導課

	2221	本人確認手段(電子署名、押印、顔写真等)の見直し	毎年度実施	企画広報部電子県庁課、各部署
	2222	添付書類の省略等手続きの簡素化	毎年度実施	企画広報部電子県庁課、各部署
	2223	誰もが手軽に公文書開示請求ができるようファックスやインターネットによる受付を推進	受付件数2,000件又は申請率40%以上(目標年度29年度)	経営管理部法務文書課
(3)ICT活用による県民サービスの向上と事務の効率化				
行政サービスのオンライン化の推進等による利便性の向上	(ア)汎用電子申請システムの利用促進			
	2224	県HPの案内画面構成の見直しなど利用率向上に向け取り組み	毎年度実施	企画広報部電子県庁課
	2225	簡易申請の利用拡大	各種アンケート調査及びイベント募集等へ利用	企画広報部電子県庁課
	2226	市町・県で共同利用する「しずおか電子申請サービス」の運用	毎年度実施	企画広報部電子県庁課
	(イ)各種オンライン手続きの運用			
	2227	施設予約システム「とれるNet」の運用	毎年度実施	企画広報部電子県庁課
	2228	県税の電子申告(eLTAX)の推進	電子申告率60%以上(目標年度29年度)	経営管理部税務課
	2229	自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)の業務拡大	納税証明電子化開始(目標年度27年度)	経営管理部税務課
	2230	公共事業等における電子入札の実施とシステムの市町等との共同利用	物品等入札業務所管部局(情報統計局・自治局・出納局)を加え、共同利用運用体制を検討するとともに、市町での物品等電子入札を早期開始(目標年度27年度)	交通基盤部技術管理課
	2231	公金の電子収納の実施(マルチペイメントネットワーク)	システムごとに速やかに検討	出納局会計指導課
	(ウ)公共データの民間開放(オープンデータ)の取組推進			
	2232	県や市町が保有するデータを二次利用可能な形式で公開する公共データの民間開放(オープンデータ)の取組を推進	公共データの民間開放(オープンデータ)項目数500項目以上(目標年度29年度)	企画広報部情報政策課
クラウドの構築・運用等による業務の効率化	(ア)県庁クラウドの構築・運用			
	2233	県庁情報処理基盤(県庁クラウド)によるシステムの運用	毎年度実施	企画広報部電子県庁課
	2234	庁内業務システムの更新時期に合わせ順次サーバ等を集約	毎年度実施	企画広報部電子県庁課
	(イ)自治体におけるクラウドの活用推進			
	2235	市町を含めクラウドコンピューティング技術の活用を検討を実施	市町と連携し、継続的に検討を実施	企画広報部情報政策課 教育委員会事務局 教育政策課
	2236	民間クラウドサービスと教育情報ネットワークとの連携による教育・学習クラウドシステムの運用	システムの円滑な管理運用	教育委員会事務局 教育政策課
	(ウ)内部管理事務の効率化			
	2237	人事給与システム、財務会計システム、給与計算・予算編成システムの運用	システムの円滑な管理運用	企画広報部電子県庁課

	2238	パソコンネットワークシステムのグループウェアを活用した事務処理システムの拡充	毎年度実施	企画広報部電子県庁課 教育委員会事務局 教育政策課
(I)民間の外部クラウドサービスの利活用				
	-	汎用電子申請システムを県内の市町と共同利用する「しずおか電子申請サービス」として運用(再掲)	毎年度実施	企画広報部電子県庁課
	-	施設予約システムを民間が提供する外部のクラウド方式のシステムを採用することでシステム開発・運用費用を削減(再掲)	毎年度実施	企画広報部電子県庁課
(4)外郭団体の検証・見直しと効果的な活用				
外郭団体	ア 外郭団体の活用策等の検証と見直し	(ア)定期的な点検評価による経営状況等の検証		
		2239	外郭団体に係る点検評価要綱を策定し、要綱に基づいて点検評価を実施	26年度から要綱に基づいた点検評価実施 経営管理部行政改革課、各部署
		2240	コスト情報の追加など点検評価表の様式の改善	26年度から要綱に基づいた点検評価実施 経営管理部行政改革課、各部署
		(イ)外部の視点による点検評価結果の検証		
		2241	点検評価の客観性の向上を図るため結果を県議会に提出	26年度から実施 経営管理部行政改革課、各部署
		2242	外部有識者等の視点による透明性及び客観性の高い評価を引き続き実施	毎年度実施 経営管理部行政改革課、各部署
	イ 外郭団体の効果的な活用の促進	(ア)効果的な事業実施の促進		
		2243	新たな県民ニーズ等を踏まえた各団体の事業内容の見直しを促進	毎年度実施 経営管理部行政改革課、各部署
		2244	市町・県を含めた県全体の効率化・最適化に貢献する各団体の取組を促進	毎年度実施 経営管理部行政改革課、各部署
		(イ)県民視点による事業やサービス内容の質の向上		
		2245	サービス利用者等、県民意見を評価に反映させ、事業内容やサービスの質の向上を促進	26年度から実施 経営管理部行政改革課、各部署
		ウ 経営の自立性の向上に向けた支援	2246	県からの派遣職員について、必要性を精査し、必要最小限の範囲に限定
2247	新たに役職員を選任する場合、職務権限や責任にふさわしい人材を広く募集するよう要請		毎年度実施 経営管理部人事課、行政改革課、各部署	
2248	事業や経営状況等の検証を通じて、経営基盤の強化に努める各団体の取組を支援		毎年度実施 経営管理部行政改革課、各部署	
その他の県出資法人	2249	外郭団体に準じた点検評価の実施と検証	毎年度実施 経営管理部行政改革課、各部署	

戦略 未来を見据えた戦略的な行政運営

1 将来にわたって安心な財政運営の堅持

項目	細項目	取組番号	具体的取組	目標	H25担当課等
		3101	歳出のスリム化や歳入の確保など徹底的な行財政改革、予算配分における選択と集中による事業の優先化や重点化	県がコントロールできる通常債の残高 2兆円程度を上限 (目標年度 29年度)	各部局
		3102		新規事業等のための財源捻出 4年間で600億円 (目標年度 29年度)	各部局
		3103		プライマリーバランスの黒字の維持 (目標年度 29年度)	各部局
(1) 歳出のスリム化					
事業のスクラップアンドビルドの徹底	ア 補助金等の見直し	(ア)補助金の見直し			
		3104	終了年次を設定するサンセット方式の導入	予算編成の中で見直し	経営管理部財政課
		3105	目的・目標に対する貢献度が不十分な補助金の廃止	予算編成の中で見直し	経営管理部財政課
		3106	重複、類似している補助金の整理統合	予算編成の中で見直し	経営管理部財政課
		3107	国庫補助制度に上乗せしている市町向け補助金の見直し	予算編成の中で見直し	経営管理部財政課
		3108	市町向け補助金の市町の財政力に応じた制度の拡大	予算編成の中で見直し	経営管理部財政課
		3109	政令指定都市向け補助金の原則廃止	予算編成の中で見直し	経営管理部財政課
	イ 長期継続事業の見直し	(イ)団体への負担金の見直し			
		3110	国所管公益法人等への負担金のうち法令義務のないものについて検証し、廃止や減額等の見直し	予算編成の中で見直し	経営管理部財政課
		3111	長期にわたって実施している事業について、目的や手法、成果を検証し見直し	予算編成の中で見直し	経営管理部財政課
	ウ 内部管理経費等の徹底した見直し	(ア)部局類似事業の解消			
		3112	部局間の類似事業の解消	予算編成の中で見直し	経営管理部財政課
		(イ)定例化業務の見直し			
		3113	例年実施のイベントなど定例化業務について見直し	予算編成の中で見直し	経営管理部財政課
		(ウ)業務の共通発注			
3114		庁舎管理等において、コスト縮減効果が望める業務について一括発注等の導入検討(再掲)	毎年度実施	経営管理部管財課、財政課	
(エ)効率的な公用車の運用					
3115		軽自動車への買替促進、車両の共同利用、保守業務の共同発注等の促進	毎年度実施	出納局用度課、経営管理部財政課	
(オ)民間能力の活用					

		3116 指定管理者制度など、民間能力を積極的に活用する中で、行政コストを縮減	毎年度、公の施設の管理形態等について見直し	経営管理部行政改革課、財政課、各部署
		3117 外部クラウドサービスを活用してシステム開発、運用コストを縮減	毎年度実施	企画広報部電子県庁課、各部署
		3118 外部の専門家の視点を採り入れ、CIOアドバイザーの審査を加え開発経費を削減	予算編成の中で見直し	企画広報部電子県庁課
		(カ) 予算節減努力評価制度の実施		
		3119 予算節減努力評価制度を実施、各部署の創意工夫による経費節減や財源確保	毎年度実施	経営管理部財政課
投資的経費の見直し		3120 財政状況や経済情勢等を踏まえた機動的・弾力的な投資水準の適正化を推進	予算編成の中で見直し	経営管理部財政課
義務的経費の見直し		3121 人件費、公債費等の義務的経費の増加の抑制	県がコントロールできる通常債の残高 2兆円程度を上限	経営管理部財政課
県有施設の効率的な管理	ア 経営的視点による県有施設の管理	(ア) 県有施設(建物)の長寿命化		
		- 長寿命化指針など長寿命化のための基準類の整備(再掲)	長寿命化指針の作成(H27)、保全マニュアルの改訂(H28)	経営管理部管財課、管繕企画課
		- 技術的所見を予算編成に活用する意見書制度の検討、導入(再掲)	試行(H26)、段階的に導入(H27~29)	経営管理部管財課、管繕企画課
		- 劣化診断の診断基準の整備と対象施設の拡充(再掲)	手法の改善等の検討(H26)、段階的に拡充(H27~29)	経営管理部管財課、管繕企画課
		(イ) 県有施設(建物)の維持管理経費の最適化		
		- 維持管理業務委託の仕様・積算の標準化の導入検討(再掲)	毎年度実施	経営管理部管財課、各部署
		- 長期継続契約等、多様な発注方法の導入検討(再掲)	26年度から実施	経営管理部管財課、各部署
	- 省エネルギー診断の推進(再掲)	毎年度実施	経営管理部設備課	
	(ウ) 社会資本(インフラ資産)の計画的な維持管理			
	- 社会資本長寿命化行動方針に基づく中長期管理計画の策定(再掲)	28年度までに優先的取組対象12工種の中長期管理計画の策定を完了(目標年度 28年度)	交通基盤部技術管理課	
	3122 基幹的農業水利施設の機能保全計画に基づく計画的な管理経費の低減	コスト削減見込額4億円(目標年度 29年度)	交通基盤部農地整備課	
	イ 県有施設の再編整備、在り方の見直し	(ア) 県有施設の再編整備		
		3123 分散している試験研究機関等の集約(農林技術研究所果樹研究センター)	平成28年度に完了	経済産業部研究調整課
3124 引佐地区の高等学校の再編整備		平成27年度を目途に引佐・気賀・三ヶ日を再編整備	教育委員会学校教育課	
(イ) 県有施設の在り方の見直し				
3125 富士山麓山の村		当面は現状を維持しつつ利用者の動向を見極め必要に応じ検討	教育委員会学校教育課	
3126 観音山少年自然の家	当面は現状を継続しつつ他の施設の動向を見極め必要に応じ検討	教育委員会社会教育課		
新公会計制度等の活用	3127 財務諸表等を活用し、職員のコスト意識を醸成	毎年度実施	経営管理部財政課	

(2) 歳入の確保				
県税の安定的な確保	(ア)次世代産業の創出			
	3128	静岡新産業集積クラスターの推進	事業化件数 92件(H26～29累計) ファルマ 6件/年 フーズ 10件/年 フォトン 7件/年	経済産業部新産業集積課
	3129	成長産業分野への地域企業等の参入促進	新成長分野の取組件数400件(H26～29累計)	経済産業部新産業集積課
	3130	企業立地の促進	企業立地件数400件/4年	経済産業部企業立地推進課
	(イ)徴収対策の強化			
	3131	県個人住民税徴収対策本部会議による数値目標の設定、滞納整理強化月間などの取組の推進	数値目標の設定 (目標年度 26年度)	経営管理部税務課、自治財政課
	3132	職員の短期派遣による市町の個人住民税徴収支援	全市町に要望を確認し実施	経営管理部税務課
	3133	自動車税等の納期内納付の推進と滞納整理の強化	毎年度数値目標の設定	経営管理部税務課
	-	クレジットカード納付やICT活用による納税環境の整備(再掲)	自動車税(定期課税分)で開始(26年度)	経営管理部税務課
	県債の計画的な管理	3134	国の財政状況や税収の動向に伴う特別な起債を除いた建設事業債の残高を、計画期間中に着実に削減	県がコントロールできる通常債の残高 2兆円程度を上限
3135		将来の公債費負担の軽減、資金の安定調達に資するよう、IR等により調達手段を多様化	経営管理部財政課	
未収金徴収対策の一層の強化	3136	全庁的な徴収対策会議を開催、目標設定などにより徴収を強化	毎年度会議を開催し、目標設定	経営管理部管財課、各部局
	3137	研修会等による適正な債権管理の徹底や徴収技術の習得などを推進	毎年度研修会を開催	経営管理部管財課、各部局
	3138	債権管理マニュアル等に基づき、効率的な管理を実施	毎年度債権の整理を実施	経営管理部管財課、各部局
効率的な資金運用	3139	基金、歳計現金の運用期間を長期化するなど、資金を効率的に運用	金融情勢に応じた効率的な預託期間の設定	経営管理部財政課、出納局会計管理課
未利用財産の売却促進	(ア)県有財産の売却計画等に基づく未利用財産の売却			
	3140	県有財産の売却計画(平成25～29年度)に基づく未利用財産の売却	25年度からの5か年間で89億円分の財産を売却	経営管理部管財課
	3141	企業会計における未利用財産の売却促進	可能なものから実施	企業局
	(イ)職員住宅の適正な管理(知事部局、教育委員会、公安委員会)			
3142	職員住宅管理計画に基づき、計画的な修繕を推進するとともに未利用となった住宅の解体、処分を実施	26年度から処分開始予定	経営管理部福利厚生課 教育委員会福利課 警察本部施設課	
経営的視点による県有財産の管理	(ア)県有施設(土地・建物)の総量適正化			
	-	施設利用度や建物性能など複数指標により施設アセスメントを実施(再掲)	27年度から実施	経営管理部管財課、各部局
	-	施設における空きスペースの活用(再掲)	毎年度実施	経営管理部管財課、各部局
	-	建物付売却など売却を促進するための新たな方策の検討(再掲)	27年度から実施	経営管理部管財課
	(イ)県有施設(土地・建物)の有効活用			

	-	自動販売機の設置者の公募(再掲)	毎年度実施	経営管理部管財課、各部局
	-	庁舎内のエレベーターなどへの民間広告物などの掲出(再掲)	毎年度実施	経営管理部管財課
	-	新たな貸付対象の検討・借受者の公募(再掲)	毎年度実施	経営管理部管財課、各部局
	-	ネーミングライツ(命名権)等、提案公募型の利活用の実施(再掲)	26年度検討 27年度から実施	経営管理部管財課、各部局
受益者負担の適正化	3143	受益者負担に応じた新たな使用料・手数料の設定や、コストバランスに基づく低額な手数料の見直しなど、受益者負担を適正化	3年ごとに見直し	経営管理部財政課
基金の見直し	3144	目的を達成した基金の廃止など、基金の有効活用を推進	予算編成の中で見直し	経営管理部財政課
(3) 国への提言				
	3145	国・地方を通じた中長期的に安定的な税財政の枠組みの構築	計画期間中実施	経営管理部財政課
	3146	行政サービスの安定的提供のための一般財源総額の確保	計画期間中実施	経営管理部財政課
	3147	臨時財政対策債の廃止も含めた抜本的な改革と償還財源の確実な実施	計画期間中実施	経営管理部財政課

2 簡素で能率的な組織

項目	細項目	取組番号	具体的取組	目標	H25担当課等
		3201	簡素で能率的な組織づくりの推進や外郭団体の効果的で能率的な活用	人口1万人当たりの県・市町村職員数の全国順位5位以内 (目標年度 30年4月)	各部局
		3202		同規模県と比較した人口1万人当たりの県職員数常に最少 (目標年度 30年4月)	各部局
		3203		計画期間中(平成22~25年度)における職員削減数 100人 (目標年度 30年4月)	各部局

(1)地域主権の時代にふさわしい新たな組織の運営

”ふじのくに”づくりを進めるための組織づくり	ア 富士山静岡空港	3204	富士山静岡空港の新たな運営体制構築に向けた対応強化	毎年度、状況に応じて組織の見直し	経営管理部人事課
	イ 富士山	3205	富士山を後世に継承するための対応強化	毎年度、状況に応じて組織の見直し	経営管理部人事課
	ウ スポーツ	3206	スポーツを通じた交流拡大等に向けた対応強化	毎年度、状況に応じて組織の見直し	経営管理部人事課
	エ 新幹線新駅	3207	新幹線空港新駅設置に向けた対応強化	毎年度、状況に応じて組織の見直し	経営管理部人事課
	オ 生涯学習施設	3208	生涯学習を支える新たな拠点機能の整備と活動の充実に向けた対応強化	毎年度、状況に応じて組織の見直し	経営管理部人事課
「命」を守る危機管理体制強化		3209	BCPに配慮した人事異動を行うとともに、BCPを踏まえた組織体制を検討	毎年度、BCP改定を踏まえた人事異動を実施	経営管理部人事課
簡素で能率的な組織づくり	ア 権限移譲に対応した組織の見直しと職員の適正配置	3210	国から県、県から市町への権限移譲に対応した組織の見直しの推進	毎年度、状況に応じて組織の見直し	経営管理部人事課
		3211	県が担うべき役割を踏まえた適正な職員配置の在り方の検討	毎年度、状況に応じて組織の見直し	経営管理部人事課
		3212	職員数の増減内容の公表	毎年度公表	経営管理部人事課

		3213	教職員について、教職員定数等に関する標準法のほか、諸課題に応じて適正に配置	毎年度、状況に応じて見直し	教育委員会事務局	
		3214	教育委員会事務局について、一般行政部門の取組に準じ適正管理	毎年度、状況に応じて見直し	教育委員会事務局	
		3215	警察官については警察法等のほか、治安情勢に応じて適正に管理	毎年度、状況に応じて見直し	警察本部警務課	
	イ 直営の公の施設及びその他出先機関等の見直し	(ア)直営の公の施設、(イ)その他出先機関				
		3216	施設及び出先機関のあり方について常に見直し	毎年度検討、方針に従い実施	経営管理部行政改革課、人事課	
		(ウ)具体的取組				
		3217	試験研究機関について、分野を超えた総合的な研究推進、研究企画機能の強化、顧問と外部評価委員の活用による民間視点の導入等の検討	毎年度実施	経済産業部研究調整課	
		3218	交通状況の改善、権限移譲や災害対策等、状況の変化を踏まえ支所駐在を見直し	毎年度検討、方針に従い実施	経営管理部人事課	
		3219	自動車取得時の自動車税(証紙徴収分)に係る徴収事務の民間委託の検討	毎年度検討、方針に従い実施	経営管理部人事課	
		3220	独立採算による経済活動や弾力的な予算執行など公営企業会計の特性を県の施策実現の手段として活かしつつ、状況の変化に応じた企業局の適切な体制整備への取組	毎年度、状況に応じた検討を実施	企業局	
3221	全床開棟後の運営形態として、県立病院機構の状況等を踏まえ、地方独立行政法人化や地方公営企業法全部適用の継続も含め、静岡がんセンターの最適な運営形態の検討	全床開棟後3年以内の方針検討	がんセンター局			
コンプライアンス(法令遵守)に基づく適正な業務執行	ア 職員に対する法令遵守の意識付けの徹底	3222	全ての階層別の職員研修等を通じた継続的なコンプライアンスの意識付けの徹底	毎年度実施	経営管理部人事課	
		3223	コンプライアンス推進月間等の取組を通じ、所属におけるリスクの共有や所属内コミュニケーションの活性化の推進	全所属で実施	経営管理部人事課	
		3224	物品調達手続き等の事項につき各所属の物品取締員による「職場リレー研修」を実施	全所属で実施	出納局用度課、各局	
	イ 誰もが働きやすい職場づくりの推進	3225	全所属に所属コンプライアンス担当者を設置し、所属ごとのコンプライアンス推進体制を整備	全所属で実施	経営管理部人事課	
		3226	セクハラやパワハラの防止のための相談窓口の運営やハラスメント相談員の配置	毎年度実施	経営管理部人事課	
	ウ 県民目線での組織運営の推進	3227	静岡県倫理ヘルプライン及び県職員不正行為109番の運営	毎年度実施	経営管理部人事課	
		3228	コンプライアンス委員会での施策の企画と検証	毎年度実施	経営管理部人事課	

3 人材と組織の活性化

項目	細項目	取組番号	具体的取組	目標	H25担当課等
		3301	職員の意欲・能力を高め、活かす人事施策の推進	自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合 60% (目標年度 30年4月)	各局
		3302		中堅職員の専門性の向上に配慮した人事異動の割合 75% (目標年度 30年4月)	各局

	3303		管理職に占める女性職員の割合 10% (目標年度 30年4月)	各部署	
	3304		職員一人当たりの時間外勤務の時間数 10%削減 (目標年度 30年4月)	各部署	
(1) 中長期的な視点に立った次代を担う人材育成の推進					
静岡県キャリア・デベロップメント・プログラムの推進	3305	CDPによる職員のキャリアプラン実現の支援	対象者全職員受講	経営管理部人事課	
適材適所の人事異動	3306	職員のキャリア意向と能力、適性を十分に把握し、最大限に反映した人事異動	人事異動反映率75% (目標年度 30年4月)	経営管理部人事課	
	3307	各種の公募制度を活用し、意欲ある人材を積極的に登用	能力を發揮できていると感じる職員 60% (目標年度 30年4月)	経営管理部人事課	
能力開発の支援	3308	職員の能力開発を支援する研修制度を推進	能力を發揮できていると感じる職員 60% (目標年度 30年4月)	経営管理部人事課	
(2) 職員の能力發揮支援による組織の活性化					
民間企業、大学、海外機関等の異分野や他団体との交流促進	ア 異分野との交流拡大による人材と組織の活性化	3309	民間企業経営者や中堅社員との交流・共同討議の実施	受講者数30人/年	経営管理部人事課
		3310	海外機関への派遣研修などによる高度な語学力や専門知識を有する職員の育成	毎年度5人派遣	経営管理部人事課
		-	県・市町の幹部職員や中堅・若手職員の交流機会の拡大(再掲)	中小市町を重点として100人以上を交流 (目標年度 30年4月)	経営管理部人事課、自治行政課
	イ 民間人材の活用による組織体制の強化	3311	地域外交の推進体制の強化	毎年度、状況に応じて体制を見直し	経営管理部人事課
		3312	広報機能の強化	毎年度、状況に応じて体制を見直し	経営管理部人事課
女性職員の能力發揮支援	3313	研修やメンター制度導入等を通じ、将来の活躍を目指す女性職員のキャリア開発を支援	毎年度実施	経営管理部人事課	
	3314	能力と適性に応じて女性職員の登用を積極的に推進	管理職における女性職員の割合 10% (目標年度 30年4月)	経営管理部人事課	
	3315	仕事と子育ての両立を支援し、女性がライフステージに応じて活躍できる職場環境づくりを推進	毎年度実施	経営管理部人事課	
高齢の職員の能力發揮支援	3316	定年退職後まで見据えたキャリア開発・活用支援など50歳代職員の能力開発支援	毎年度実施	経営管理部人事課	
	3317	再任用職員の職域を拡大するとともに、再任用職員の多様な活用方法等の検討	毎年度実施	経営管理部人事課	
管理監督職員のマネジメント能力向上支援	3318	研修等を通じた管理監督職員の組織運営、業務執行及び人材育成に関するマネジメント能力の向上支援	毎年度実施	経営管理部人事課	
能率的な業務執行支援	3319	時間外勤務縮減月間の設定などを通じた職員一人ひとりの意識改革	時間外勤務 24年度比10%削減 (目標年度 30年4月)	経営管理部人事課	
	3320	タイムマネジメント研修等の成果を活かした能率的な業務執行	毎年度実施	経営管理部人事課	
	3321	班内の段取りミーティングを通じた計画的な業務執行	毎年度実施	経営管理部人事課	
	3322	作成文書・資料の簡素化などの事務改善	毎年度実施	経営管理部人事課	
(3) 職員の意欲と能力を高める人事マネジメントサイクルの構築					

評価制度を活用した人事マネジメントサイクルの構築	3323	職員の勤務成績の正確な把握に向けた勤務成績評価制度の見直し	方針に従い見直しを実施	経営管理部人事課	
	3324	任用、評価、研修及び給与が結び付いた新たな人事マネジメントサイクルの検討	年度ごとの目標を定め検討	経営管理部人事課	
勤務成績の適切な反映	3325	現行勤務成績評価制度の結果を勤勉手当に適切に反映	毎年度実施	経営管理部人事課	
評価を通じた人材育成の推進、適切な研修機会の付与	3326	自己評価による能力の把握及び評価者からの指導、助言を通じた人材育成の推進	能力を発揮できていると感じる職員 60% (目標年度 30年4月)	経営管理部人事課	
	3327	勤務成績評価制度における評価要素と結び付いた研修内容の充実	毎年度実施	経営管理部人事課	
	3328	評価結果を踏まえた研修機会の付与	毎年度実施	経営管理部人事課	
社会 経済情勢の変化に対応した人事給与制度の改革	ア 給与制度の適時適切な見直し	3329	人事委員会勧告を尊重した給与制度の見直し	毎年度実施	経営管理部人事課
		3330	国や他の都道府県の状況、社会経済情勢の変化を注視した諸手当の見直し	毎年度実施	経営管理部人事課
	イ 勤務時間、休暇・休業制度の適時適切な見直し	3331	人事委員会報告を踏まえた勤務時間、休暇・休業制度の見直し	毎年度実施	経営管理部人事課
		3332	国や他の都道府県の状況、社会経済情勢の変化等を注視し勤務時間、休暇・休業制度の適時適切な見直し	毎年度実施	経営管理部人事課
		3333	研修の機会や庁内ネットワーク等を活用した休暇制度の周知など、各種休暇・休業制度を利用しやすい職場環境づくりの推進	毎年度見直しを実施	経営管理部人事課、行政改革課
	ウ 福利厚生制度の見直し	3334	社会経済情勢の変化や他の都道府県の状況等も参考に福利厚生事業を見直し	毎年度状況に応じて見直し	経営管理部福利厚生課
	エ 人事給与制度の見直し	3335	定年延長や再任用制度の取扱いなど、今後の雇用と年金の接続に関する動向を踏まえ、人事給与制度を見直し	毎年度状況に応じて見直し	経営管理部人事課
	オ 人事給与に関する情報の積極的な公表	3336	職員の任用、給与、勤務時間、服務、福利厚生等の状況を、公報・ホームページで公表	毎年度実施	経営管理部人事課
		3337	職員数の状況、初任給の状況、平均給料月額等を、県民だよりで公表	毎年度実施	経営管理部人事課
		3338	職員の給与水準の状況を県のホームページで公表	毎年度実施	経営管理部人事課
		3339	職員団体との交渉の経過を県のホームページで公表	随時実施	経営管理部人事課

4 時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進

項目	細項目	取組番号	具体的取組	目標	H25担当課等
		3401	目標を定め、県民視点に立った成果を重視した行政経営の推進	静岡県の行財政改革の取組に対する県民の認知度 50% (目標年度 29年度)	各部局
		3402		「ひとり1改革運動」の件数 14,300件/年 (目標年度29年度)	各部局
(1)成果を重視した行政経営の推進					

透明性の高い目的指向型の行政運営の推進	ア 目的指向型行政運営システムによる施策や事業の推進	(7)施策展開表(H23まで業務棚卸表)による施策等の見直し			
		3403	施策展開表により毎年度、各所属の作戦を見直すとともに公表、県議会に提出	毎年度、各所属が見直しを行い公表、提出	経営管理部行政改革課、各部署
		3404	主要事業について事業シートを作成、予算編成や事業レビューに活用するとともに公表	毎年度公表	経営管理部行政改革課、各部署
		3405	作戦の質を向上させるため、施策展開表の記載内容の点検を実施	毎年度実施	経営管理部行政改革課
		3406	出先機関施策展開表の定着の推進と、導入機関の拡大の検討	研修等、定着に向けた取組を毎年度実施 導入に適した機関から順次導入	経営管理部行政改革課
	(イ)“ふじのくに” ^{しみん} 士民協働 事業レビューによる事業の見直し				
	-	県民評価者意見に基づく事業や施策の見直しと結果の公表(再掲)	毎年度公表	経営管理部行政改革課、各部署	
	3407	総合計画や施策展開表の施策体系を踏まえて対象事業を選定し、施策を踏まえた事業説明を実施	毎年度実施	経営管理部行政改革課	
	(ウ)ひとり1改革運動による業務の改善				
	3408	総合計画の推進に向けた推進月間のテーマや表彰部門の設定	総合計画の推進につながるテーマ数 年間4テーマ以上	経営管理部行政改革課	
	3409	組織として改善に向けた取組を進めるよう、班単位での取組を推進	班を挙げた取組及び連携・協働による取組件数800件 (目標年度 29年度)	経営管理部行政改革課	
	3410	表彰事例のノウハウ共有化など、過去の優秀事例を活用した取組の推進	過去の優秀事例を活用した取組件数100件 (目標年度 29年度)	経営管理部行政改革課	
	(2)経営的視点による県有施設等管理の推進				
	ファシリテスマネジメントの考え方に基づく県有施設管理の最適化	ア 県有施設の総量適正化	3411	施設利用度や建物性能など複数指標により施設アセスメントを実施	26年度検討 27年度から実施
3412			施設における空きスペースの活用	毎年度実施	経営管理部管財課、各部署
3413			建物付売却など売却を促進するための新たな方策の検討	26年度検討 27年度から実施	経営管理部管財課
イ 県有施設の長寿命化		3414	長寿命化指針の作成、公共建築物保全マニュアルの改訂	長寿命化指針の作成(H27)、保全マニュアルの改訂(H28)	経営管理部営繕企画課
		3415	技術的所見を活用した効率的な予算執行を目指す意見書制度の検討、導入	試行(H26)、段階的に導入(H27～29)	経営管理部営繕企画課
		3416	劣化診断の診断基準等の整備と対象施設の拡充	手法の改善等の検討(H26)、段階的に拡充(H27～29)	経営管理部営繕企画課
		3417	中期維持保全計画の策定方法、策定施設拡大の検討	効率的な手法の検討(H26、27)、対象施設拡大の検討(H28、29)	経営管理部営繕企画課
		3418	施設管理者への技術支援を強化するため保全業務説明会等の充実	システム操作説明会、事前相談会、保全業務説明会の開催(H26～)	経営管理部営繕企画課
ウ 維持管理経費の最適化		3419	維持管理業務委託の仕様・積算の標準化の導入検討	毎年度実施	経営管理部管財課、各部署
		3420	長期継続契約等、多様な発注方法の導入検討	26年度から実施	経営管理部管財課、各部署
		3421	省エネルギー診断等の実施による県有施設のエコビル化に向けた取組	毎年度実施	経営管理部設備課

エ 施設の 有効活用	(ア) 行政財産の余裕床の貸付け等		
	3422	自動販売機の設置者の公募	毎年度実施 経営管理部管財課、各部局
	3423	庁舎内エレベーターなどへの民間広告物などの掲出	毎年度実施 経営管理部管財課
	3424	新たな貸付対象の検討・借受者の公募	毎年度実施 経営管理部管財課、各部局
	(イ) 提案公募型の利活用の実施		
	3425	ネーミングライツ(命名権)等、提案公募型の利活用の実施	26年度検討 27年度から実施 経営管理部管財課、各部局
	オ ファシリ ティマネジ メント(FM)推 進のための 環境整備	3426	県有財産有効活用推進委員会の充実強化
3427		FM情報一元化及び市町情報との連携の検討	26年度検討 27年度から実施 経営管理部管財課
3428		市町等と連携したFM研究会の開催	26年度から実施 経営管理部管財課
社会資本(インフラ 資産)の長寿命化(ア セットマネジメント)	3429	社会資本長寿命化行動方針に基づく中長期管理計画の策定	28年度までに優先的取組対象12工種の中長期管理計画の策定を完了(目標年度 28年度) 交通基盤部技術管理課
	3430	中長期管理計画に沿った点検・補修	28年度までに優先的取組対象12工種の中長期管理計画の策定を完了(目標年度 28年度) 交通基盤部技術管理課
(3)活力にあふれた行政経営の推進			
"ふじのくに"の発展を見据えた戦略的な取組	(ア)異分野との交流拡大による人材と組織の活性化		
	-	県・市町の人事交流制度を活用した市町職員との交流機会の拡大(再掲)	中小市町を重点として100人以上を交流(目標年度 30年4月) 経営管理部人事課、自治行政課
	-	民間企業経営者や中堅社員との交流・共同討議の実施(再掲)	受講者数30人/年 経営管理部人事課
	-	海外機関への派遣研修などによる高度な語学力や専門知識を有する職員の育成(再掲)	毎年度5人派遣 経営管理部人事課
	(イ)民間専門家等の活用による組織の専門性の向上		
	-	県施策の状況に応じて専門的な人材を活用し、組織の専門性を向上(再掲)	毎年度、状況に応じて体制を見直し 経営管理部人事課
	3431	諸外国に対する高度な交渉力を有する民間人材の活用等	毎年度、状況に応じて体制を見直し 経営管理部人事課
	(ウ)"ふじのくに"づくりに向けた智囊の結集		
	3432	各部局の課題解決に向けたリーディングアドバイザー制度の一層の活用	毎年度実施 企画広報部企画課、各部局
	不断の行財政改革の推進	3433	大綱に掲載した全項目について取組の進捗状況を明らかにし、公表
3434		公開の外部委員会により、大綱の進捗状況の検証や新たな課題に関する検討を実施	審議テーマ数年間2テーマ 経営管理部行政改革課

資 料 編

資料 1	現在の行財政改革大綱(H22 ~ 25)の概要と成果	7 8
資料 2	“ ふじのくに ”づくりサポーター・若者と連携した事業レビューへの 取組	8 2
資料 3	市町と県との連携の推進(行政経営研修会(仮称)の概要)	8 4
資料 4	外郭団体の検証・見直しと効果的な活用	8 5
資料 5	「将来にわたって安心な財政運営の堅持」に係る目標設定	8 7
資料 6	ファシリティマネジメント(F M)の実施に向けて	9 1

* 本資料編には、大綱の具体的取組について検討を行った「静岡県行財政改革推進委員会」で使用した資料（その後の検討進捗等による修正・編集あり）を中心に掲載した。

資料1 現在の行財政改革大綱（H22～25）の概要と成果

本県では平成22年度に、総合計画 - 富国徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン - の基本理念「“ふじのくに”の自立の実現」を達成するため、総合計画（戦略4 - 3「地域主権を拓く行政経営」）の分野別計画として、現在の行財政改革大綱（以下「現大綱」）を策定した。

1 現大綱の概要

（1）現大綱の目標 ～自立した“ふじのくに”の姿～

地域が持続的に発展していくためには、自助、共助により、一人ひとりの能力と意欲が発揮され、個人、家庭、企業、地域社会が自立していくことが必要である。こうした自立を促し、支えるため公助として戦略的な行政経営を行うことにより、“ふじのくに”の自立の実現を図っていく。

具体的な「自立した“ふじのくに”の姿」を、現大綱では以下により示す。

（表3 目標とする自立した“ふじのくに”の姿）

“ふじのくに” ^{しみん} 士民としての自立	“ふじのくに” ^{しみん} 士民として、県民が主体的に地域づくりを進めていく。
基礎自治体の自立	市町が主体的に住民の多様な行政需要に対応し、県は広域機能や高度専門的な機能などを担う。
“ふじのくに”の自立	^{ばりき} 「場力」を最大限に活かし、未来を見据えた戦略的な取組を推進するとともに、これを支える人材育成や堅実な財政運営に努める。

（2）現大綱の戦略

目標とする自立した“ふじのくに”を目指すための作戦として、3つの戦略を立て、全ての取組をいずれかの戦略の下に位置付けている（次ページ図1参照）。

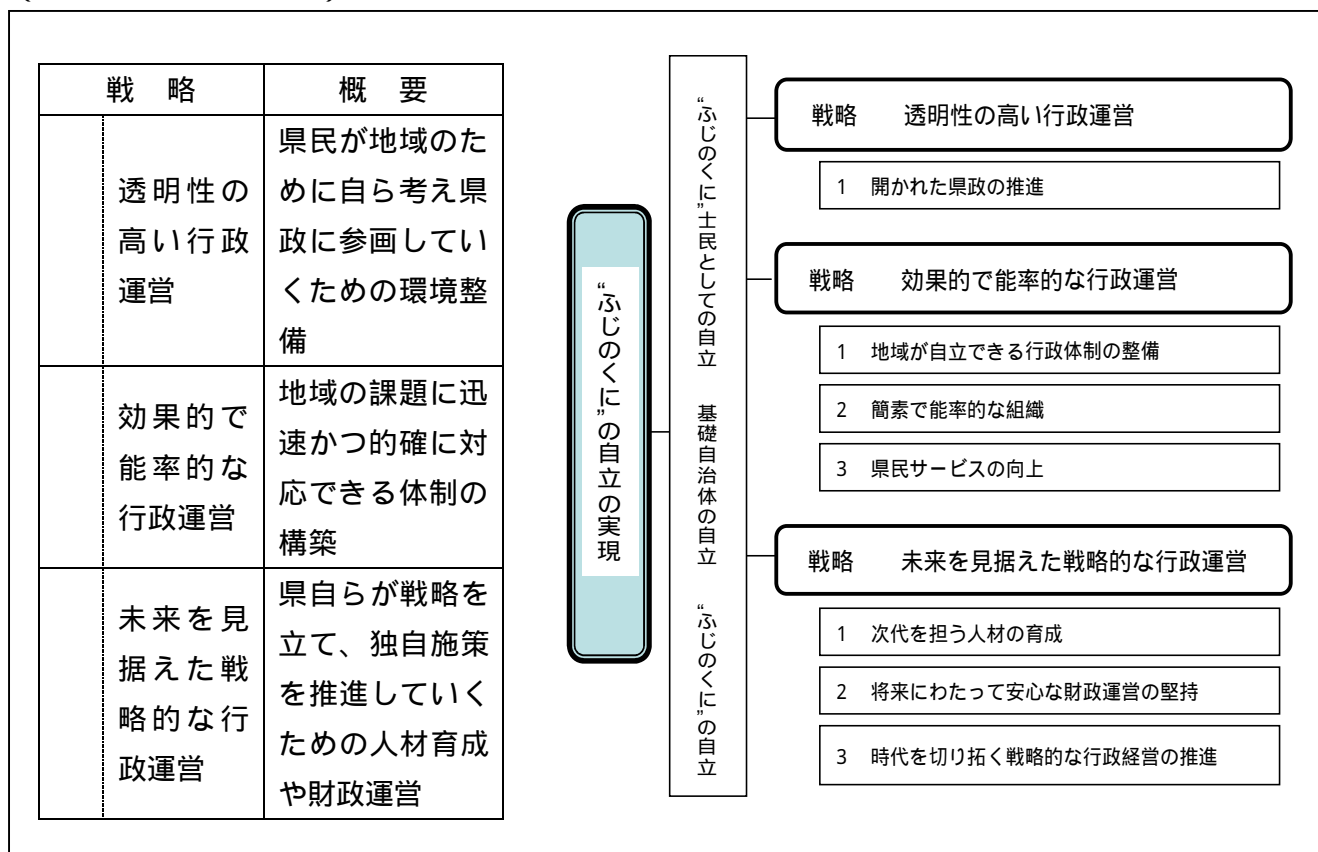
（3）現大綱の特徴

「“ふじのくに”の自立の実現」を達成するためには、県民等が地域に関心を持ち、主体的に地域づくりを進めていくことが必要であり、そのためには行政に参画しやすい環境を整えること、行政運営の透明性を高めることが不可欠である。

こうしたことから、「透明性の向上」を戦略の第1として掲げるとともに、作成プロセスや構成等についても、以下のとおり透明性を重視している。

- ・総合計画の分野別計画として明確に位置付け
- ・外部委員会を公開で開催し、その意見に基づいて策定
- ・全ての取組について、目標、担当課、取組時期を明示（取組一覧表の作成）
- ・取組の進捗状況を外部委員会により検証
- ・戦略ごとの目標（財源捻出等）を指標として設定

(図 1 現大綱の戦略)



2 現大綱の成果

(1) 全取組項目の進捗状況

現大綱では、324 項目（平成 25 年 3 月末現在）の取組を掲げ、全ての項目について目標を設定し、「行財政改革推進委員会」で外部視点により進捗状況を検証している。

最終的な達成状況は 26 年度に確定するが、25 年 8 月現在での達成見込みは、97.8%（達成不確実または困難な項目を除いた 317 項目 / 全 324 項目）である。

（次ページ表 1 参照）

(2) 数値目標の達成状況

現大綱の取組効果を示す目安として、13 の数値目標を設定している。

25 年 8 月現在で達成または達成可能性が高いと見込まれるのは、10 指標であり、達成不確実な指標（社会状況や県民意識に関係するもの）も、数値は上昇傾向にある。

（次ページ表 2 参照）

(表1 目標達成見込み)

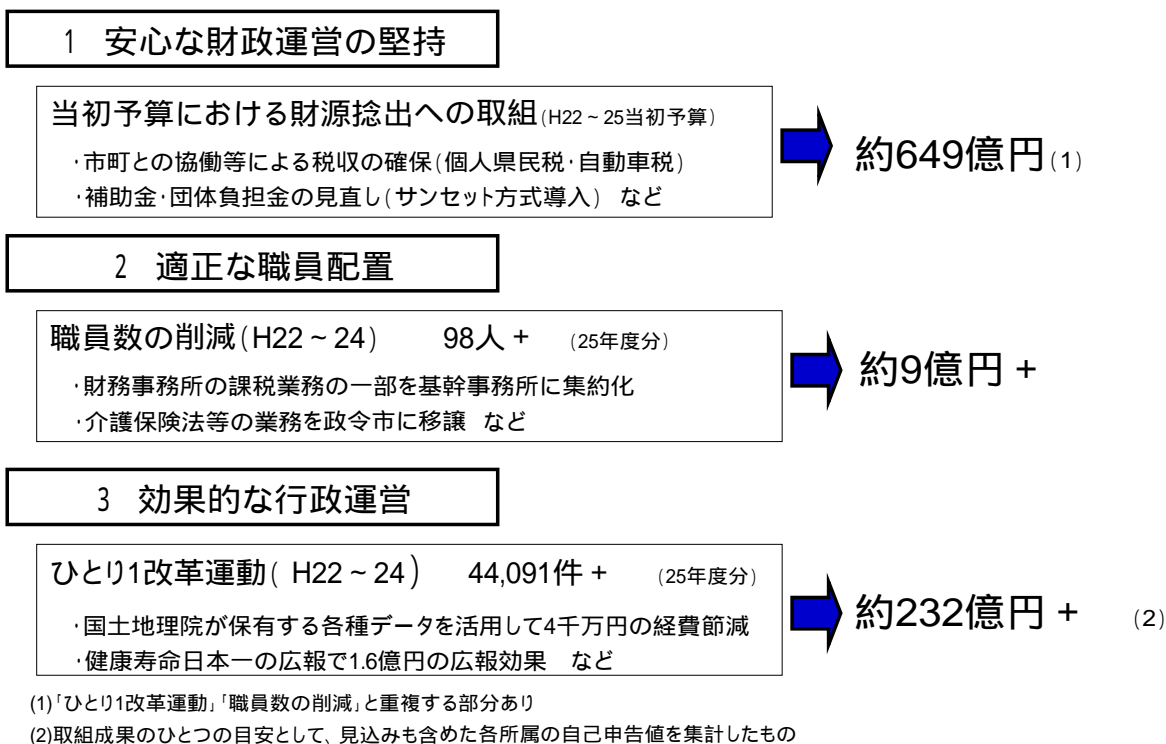
区分	項目数	主な項目
達成・達成 確実 (取組完了)	74	<ul style="list-style-type: none"> ・サンセット方式による補助金の見直し ・外郭団体(3団体)の解散、全団体に資金運用規程を整備 ・県有財産売却計画(H20~24)による未利用財産売却(88億円) ・県民のこえ意見箱の設置拡大(H21 17箇所 H25 104箇所) ・「分かりやすい文書」作成手引きの発行 など
達成・達成 確実 (取組継続)	243	<ul style="list-style-type: none"> ・県民参加型の行政評価(3年間で県民469名が事業評価に参加) ・職員出張旅費等の公表、出先機関(地域支援局等)の見直し ・市町への権限移譲の推進(権限移譲対象法律数は日本一) ・県税の電子申告率(目標50% H24 52.7%) ・全指定管理者施設で客観的評価の仕組み導入、施設利用者拡大(H22 613万人 H24 631万人) ・財源捻出への取組(4年間の目標600億円 実績649億円)など
達成不確実 または達成 困難	7	<ul style="list-style-type: none"> ・県政に関心がある県民の割合 66%以上 ・県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合 20%以上 ・人口1万人当たりの県・市町村職員数の全国順位 5位以内 ・静岡新産業クラスターによる製品化、事業化件数 210件 新成長分野の経営革新計画の新規承認件数 累計400件 ・企業立地件数100件/年 ・静岡がんセンターについて、全床開棟後3年以内に最適な運営形態を検討(看護師確保が難しく全床開棟が困難) ・静岡県共同利用電子入札システムによる全案件の電子入札(通常の新規関連業者以外の入札も僅かにあり全件数は不可能)
合計	324	(+ = 317項目)

(表2 指標の進捗状況)

戦略	指標(網掛けは達成または達成可能性が高いもの)	21年度実績	24年度実績	25年度目標	達成可能性
透明性の 高い行政運営	県政に関心がある県民の割合	57.3%(20年度)	62.2%	66%以上	
	県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合	7.4%(20年度)	14.5%	20%以上	
効果的で 能率的な行政 運営	県から市町への権限移譲対象法律数	日本一	日本一	日本一	
	NPO法人の事業費	149億円 (20年度)	187億円 (23年度)	年間200億円 以上	
	職員削減数(4年間の純減数)	-	3年間で98人	100人	
	人口1万人当たりの県・市町村職員数の全国順位	7位	7位(H24.4.1)	5位以内	
	同規模県(人口200万~500万人規模)と比較した人口1万人当たりの県職員数	最少	最少(H24.4.1)	常に最少	
	指定管理者制度を導入している公の施設(25施設)の利用者数	約497万人(23施設4年平均)	631万人	年間600万人 以上	
未来を見 据えた戦略的 な行政運営	自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合	54.9%	55.6%	60%以上	
	中堅職員の専門性の向上に配慮した人事異動の割合	66.7%	73.4%	75%以上	
	富国・有徳の理想郷“ふじのくに”づくりの実現に必要な新規・拡充事業等のための財源の捻出	187億円	4年間で649億円	4年間で600億円	
	県自らがコントロールできる通常債の残高	1兆9,610億円 (21年度末)	1兆8,248億円 (24年度末)	2兆円程度を 上限	
	全職員の行財政改革に対する不断の取組(ひとり1改革運動の件数)	平均14,024件 (17-21年度)	15,063件	14,000件/年	

参考に、取組効果の一つの目安として、数値換算できるものを以下に示す。

(図2 数値換算した取組効果)



資料2 “ふじのくに”づくりサポーター・若者と連携した事業レビューへの取組

1 背景

事業レビューに参加した県民評価者へのアンケート調査では6割を超える方が、今後も県政に参画したいと回答しており、継続した県政への参画が課題となっている。

また、県民評価者の中で、特に20～30代の若年層の参加率が低く、今後県の将来を支える若年層について、早い段階から県政への関心や理解を深めることが重要である。

2 要旨

過去に事業仕分け及び事業レビューに参加したことのある県民専門委員、県民評価者を「“ふじのくに”づくりサポーター」(以下、「サポーター」という。)として登録し、県政に関するニュースレターの発信や意見募集等を行う。

また、静岡県内の大学生の有志と連携し、若年層向けにフェイスブックを活用した情報発信等を行う。

3 目的

- ・ 県政に参画する意欲の高い県民が、継続的に県政に参画できる方法を提供し、県民自らが地域の発展のために考え行動するための環境づくりにつなげる。
- ・ 県の将来を支える若年層について、県政への関心や理解を深める。

4 概要

(1) サポーター

対象者

- ・ 過去に専門委員(県民委員)、県民評価者として事業レビュー(仕分け)に参加したことのある方で、サポーターへの登録を希望する方
(過去、479名が事業仕分け(レビュー)に参加)

サポーターへの情報発信等

ア 県政に関するニュースレターの発信

- ・ しごと改革ニュースや行政改革課が主催する会議やイベントの案内等の発信
(例：しごと改革ニュース、ひとり1改革年間事例発表、新大綱パブコメの案内、各部局が発行するメルマガによる情報配信 等)

イ 意見募集

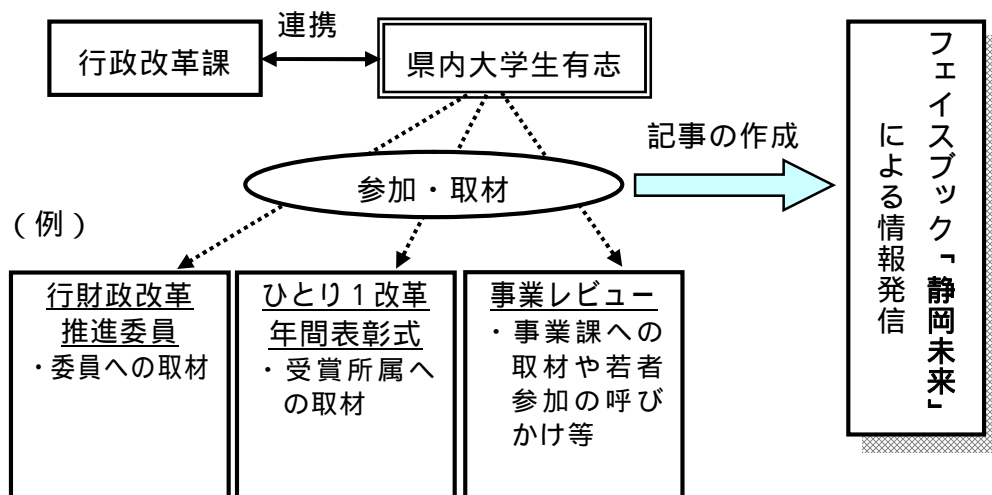
- ・ 政策形成過程における世論調査やアンケート調査を通じた県政への参画
(例：事業レビューに関する意見募集、外郭団体の見直しに関する意見募集、行政経営研究会(FM、クラウド)に関する意見募集 等)

ウ その他

- ・事業レビューの経験者枠をサポート枠に変更し、サポート枠から事業レビューに参加（平成26年度以降の実施を検討）

(2) 大学生との連携

- ・県が行う会議やイベントへの参加や取材を通じて、若年層をターゲットにフェイスブック「静岡未来」を活用した情報発信を行い、若者の県政への関心を高める
- ・事業レビューに若者を巻き込むための工夫・アイデアを共に考え、次年度の事業レビューに活かす（県民評価者学生枠の設置を検討）



資料3 市町と県との連携の推進（行政経営研究会（仮称）の概要）

1 趣旨

- ・ 将来予測される人口減少や、地方制度調査会の答申等を踏まえ、市町間、または市町・県等の連携や役割分担の在り方を再検討する必要がある。
- ・ 人口減少社会を見据えて、市町と県で共通する行政課題の解決に向け、市町・県等が連携して取り組む必要がある。
- ・ 県の行革大綱（H26～）の検討を行う「“ふじのくに”行財政革新戦略会議」「静岡県行財政改革推進委員会」から「市町と県との連携による行政運営を推進すべき」との意見をいただいた。



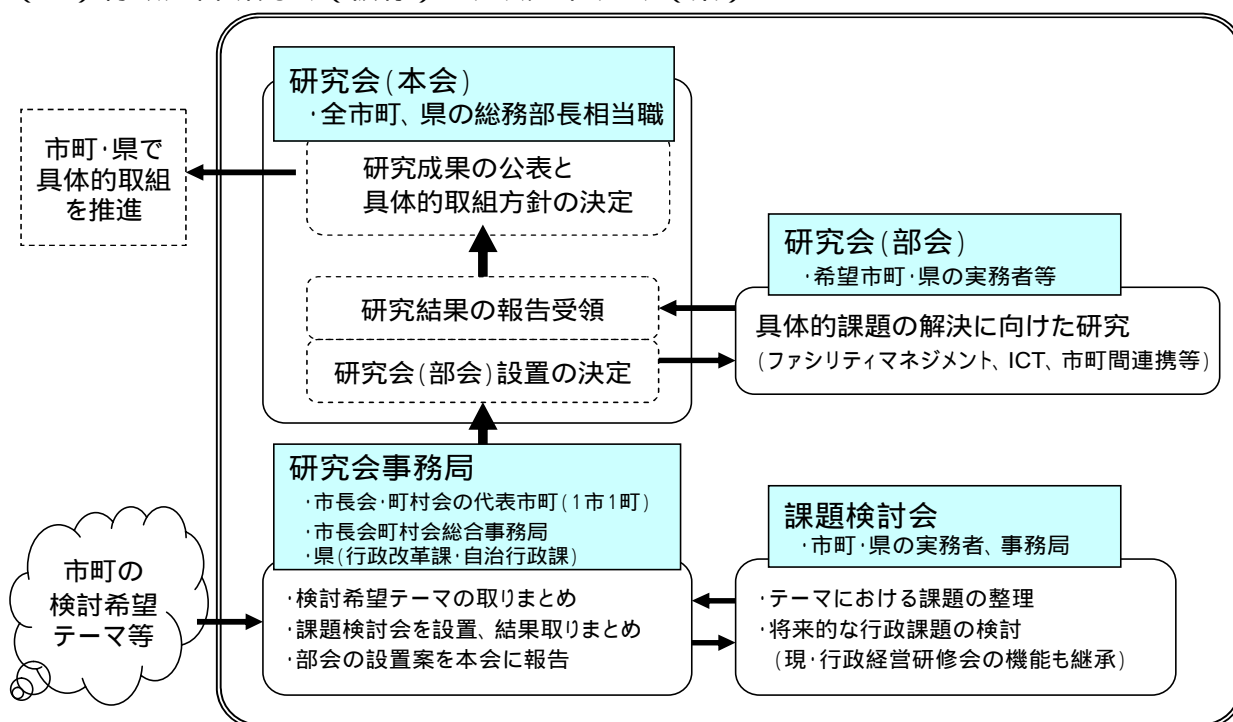
県全体の行政運営の効率化・最適化を目指し、連携を推進し課題解決を図る仕組みとして、26年度から市町と県による「行政経営研究会（仮称）」を設置する。

2 検討事項

(1) 第1回研究会（26年4月）検討事項（予定）

- ・ 研究会の組織と仕組みの決定
- ・ 研究テーマの決定
 - * 想定しているテーマは以下のとおり。その他、市町の希望等を受け決定
 - ファシリティマネジメントの推進
 - 自治体におけるクラウド等ICTの利活用
 - 教育行政における市町間の連携促進

(2) 行政経営研究会（仮称）の組織と仕組み（案）



資料4 外郭団体の検証・見直しと効果的な活用

1 現大綱における改革の取組

- ・大綱取組期間中、3団体が解散
- ・常勤役職員数を削減（22年度 455人 25年度 365人、90人）
- ・行財政改革推進委員会で検証（23年度：13団体、24年度：7団体、25年度：5団体）
- ・全ての外郭団体で定期的な点検評価を行い、事業内容や経営状況等を検証
- ・「外郭団体の資金運用に関する指針」を策定、資金運用管理体制等を見直し

（参考）大綱の取組期間中（22～25年度）に解散した3団体

団体名	概要
（財）静岡県埋蔵文化財調査研究所	・大規模、広域的な公共事業の減少に伴い、22年度末で団体を解散
（財）静岡県産業ビル	・23年7月に団体を解散 ・土地、建物を売却、残余財産を県に寄付（7億7千万円） ・目標年度（25年度）を待たずに解散
（財）静岡総合研究機構	・23年度末で団体を解散 ・研修機能は23年度から県直営化 ・調査研究機能は24年度から静岡県立大学グローバル地域センターが有する研究機能を活用することにより継承

2 新大綱における改革の取組

（1）定期的な点検評価と外部の視点の活用

定期的な点検評価の継続

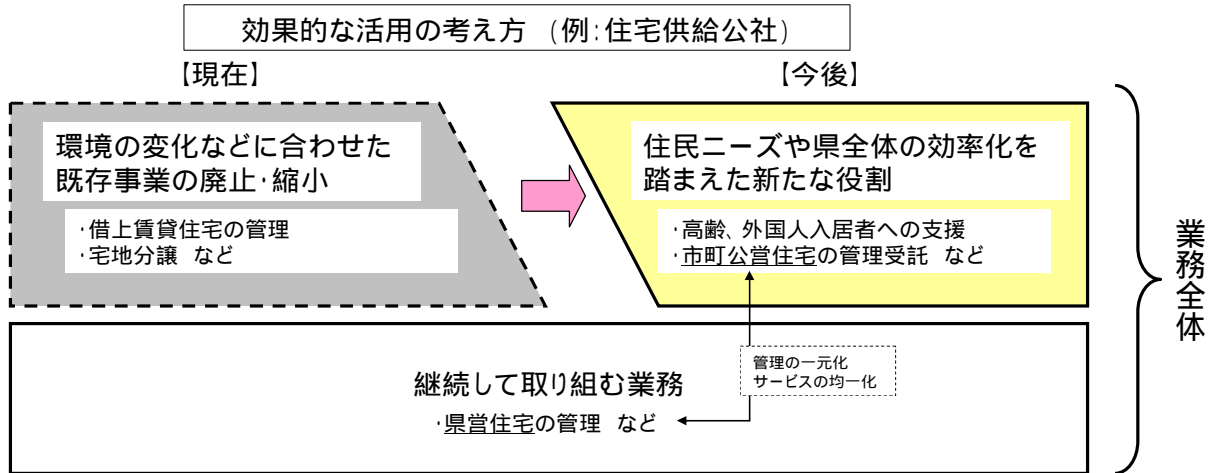
- ・点検評価表による、団体の「必要性」や「経営の健全性」に関する定期的検証を継続
- ・継続に当たり以下の点を改善し、評価の実効性を向上
 - 行政施策と団体活動との関係性を示し、団体の目的を明確化
 - 数値目標を設定し、活動実績を定量的に評価
（例：入場者数、賛助会員数、施設利用率等）
 - 可能なものは単位当たりコストまで記載し団体におけるコスト意識を醸成

外部の視点の更なる活用

- ・外郭団体の点検評価の結果について、その客観性を高めるため新たに県議会常任委員会に点検評価表を提出
- ・これまでの検証結果のフォローアップが必要な団体を対象に、外部の視点を活用した検証を実施

(2) 外郭団体の効果的な活用

- ・「自主的活動により行政を代替・補完し、住民の福祉の向上に貢献する」という団体の役割を最大限発揮
- ・「経営の健全性」は堅持しつつ、多様化・高度化する住民ニーズを踏まえて事業内容を見直し
 - 住民やサービス利用者からの意見を事業の見直しに反映させる仕組みを検討
- ・市町業務の受託など、県・市町を含めた県全体の効率化・最適化に貢献



(参考) 新事業の実施例

方向性	団体名	概要
新たなニーズに対応する新事業の実施	(公財)静岡県障害者スポーツ協会	民間企業との協働により、自動販売機の売上げの一部を障害者アスリートに寄付する取組を通じて、障害者スポーツの振興に貢献
	(公社)静岡県畜産協会	畜産農家が行う防疫演習等への支援や牛白血病の拡大防止に向けた衛生管理対策モデル事業を開始
	(公財)浜名湖総合環境財団	プレジャーボートの新規艇受入により放置艇の発生を防止し、浜名湖の良好な環境づくりに貢献
	(公財)静岡県産業振興財団	助成メニューに「新成長産業枠」を創設し、成長分野の研究開発を行う中小企業を重点的に支援
国等の制度(財源)を活用した新事業の実施	(公社)静岡県緑化推進協会	林野庁の交付金を活用し、里山林の保全活動や山村の活性化に資する取組を行う活動組織を支援
	(公財)静岡県腎臓バンク	(公社)日本臓器移植ネットワークの助成金を活用して広報活動を強化し、臓器提供の意思表示を広く呼び掛け
	(公財)静岡県暴力追放運動推進センター	法改正により付近住民の指定暴力団等事務所の使用差止め請求を代行し、住民の安全・安心に貢献
	(公財)浜松地域イノベーション推進機構	次世代車載無線通信システム(ITS)を活用した実証実験を行い、交通渋滞や災害時等における地域ネットワークの実用化を推進

資料5 「将来にわたって安心な財政運営の堅持」に係る目標設定

1 現状及び課題

(1) 現状(平成25年度までの取組)

- ・現計画期間において、県自らコントロールできる通常債の残高を上限2兆円程度とする目標を掲げ、目標を達成する見込み。(平成25年度末見込み1兆7,892億円)
- ・現計画期間において、600億円の財源捻出を目標に掲げ、H22～H25当初予算編成での取組により、約649億円の財源を捻出し、目標を達成した。

(2) 課題

- ・地震・津波対策の更なる推進、社会保障経費の増大など、今後の財政需要を踏まえ、財政規律を保ち、持続可能な財政運営を図っていく必要がある。
- ・富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりの実現に必要な新規事業等のための財源確保は引き続き必要である。

2 新たな目標設定

・600億円の財源捻出の取組を行う

富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりの実現に必要な新規事業等のための財源を確保するため、引き続き、4年間で600億円の財源を捻出する。

・県自らコントロールできる通常債の残高を上限2兆円程度とする

<ストック指標>

過去の最高残高(H14:1兆9,930億円)や、今後の地震・津波対策、財源対策等を考慮し、引き続き通常債の残高は2兆円程度を上限とする。

・プライマリーバランスの黒字を維持する<フロー指標>

これまでのストック指標(県債残高)に加え、フロー指標としてプライマリーバランスを目標として設定し、持続可能な財政運営を図る。

3 財源捻出について < 継続 >

(1) 目標設定

4年間で600億円の財源を捻出する

600億円は政策的に使える一般財源の半分程度に相当する額

「政策的に使える一般財源」とは、税収や交付税等の用途の特定されていない財源のうち、社会保障関係費等の義務的経費に充てた残余で、医療費助成や子育て支援など、県独自の施策に使う財源

(2) 基本的な考え方

富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりの実現のため、新規事業等に要する財源の捻出は引き続き必要

(3) 現計画期間の取組と充当事業

(単位 : 百万円)

区分	内 容	財源捻出額				
		H22 当初	H23 当初	H24 当初	H25 当初	計
歳入の確保	市町との協働等による税収確保	480	665	1,570	2,913	5,628
	核燃料税の確保	1,139	224	182	-	1,181
	未利用財産の売却	1,842	4,170	2,930	991	9,933
	有料広告の導入	15	22	20	36	93
	職員住宅の売却	-	359	194	-	553
	その他	46	356	263	763	1,428
	計	3,522	5,796	4,795	4,703	18,816
歳出のスリム化	補助金・団体負担金の見直し	-	372	840	1,087	2,299
	事務事業の徹底した見直し	3,154	1,656	1,681	1,887	8,378
	一般行政部門のスリム化	584	1,186	1,569	1,859	5,198
	職員給与の見直し	4,692	4,735	4,451	4,380	18,258
	他会計等への歳出見直し	2,995	78	549	-	3,622
	予算節減努力評価制度による取組	395	209	209	71	884
	事業仕分けによる見直し	3,072	1,748	(60)	(20)	4,820
	その他	285	1,091	597	607	2,580
計	15,177	11,075	9,896	9,891	46,039	
合計	18,699	16,871	14,691	14,594	64,855	

(新規事業等の具体例)

(単位 : 百万円)

年度	事業例
H22 当初	静岡式 35 人学級編制の拡充 (1,161) 県立学校耐震化 (487) こども医療費助成 (83) 6 次産業化モデル創出支援 (22)
H23 当初	“安全・安心の道”緊急対策 (2,500) 県立病院医師派遣 (91) 緊急リフォーム支援 (62) 新卒者就職支援 (14)
H24 当初	新エネルギー導入促進 (1,270) 大規模地震対策総合支援 (1,100) こども医療費助成 (294)
H25 当初	交通環境改善緊急対策 (2,500) 局地豪雨緊急対策 (2,000) コンベンションぬまづ取得 (928) 浜名湖花博 10 周年・全国都市緑化フェア (305) 静岡式 35 人学級編制の拡充 (304) 津波対策緊急整備 (98) 駿河湾フェリー (40)

4 県債残高について < 継続 >

(1) 目標設定

県自らコントロールできる通常債の残高を上限 2 兆円程度とする

(2) 地方債の概要

機能

- ・ 財政支出と財政収入の年度間調整（公共施設の建設や災害復旧事業など、単年度に多額の財源を必要とする事業を行う場合）
- ・ 県民負担の世代間の公平のための調整
- ・ 一般財源（地方税、地方交付税等）の補完
- ・ 国の経済対策との調整（国が行う経済対策と一体となって行う事業の財源として活用）

主な対象経費

国は建設国債、赤字国債ともにコントロールが可能であるが、地方は下記のとおりコントロールできないものがある

区 分	内 容	県のコントロール
地方財政法第 5 条によるもの	公共施設の建設事業費、災害復旧事業費等	可
その他の法律による特例措置	臨時財政対策債	不可
	減収補てん債	不可
	減税補てん債	不可

(3) 基本的な考え方

- ・ 世代間の負担の公平化など県債が本来持つ機能を適正に発揮する
- ・ 目標額については、景気動向や税制改正の状況により発行が左右される財源対策（減収補てん債、減税補てん債等）を考慮する必要がある
- ・ 直近の例でも減収補てん債を H20～H21 の 2 年間で約 1,000 億円発行した実績もあり、景気動向等による多額の県債発行の可能性は否定できず、今後、地震・津波対策を推進していくことに加え、災害復旧などの突発的な事業への対応も考慮し、引き続き、2 兆円を目標額とする

(4) 県債残高（通常債）の試算

（単位：億円）

区 分	県債残高	備 考
中期試算<H29>	15,537	H26:17,372、H27:16,768、H28:16,138
今回試算 <H26 ～ H29>	地震・津波 対策	252 70 億円/年（H26 以降、地震・津波対策のために追加で必要となる県負担額）×9/10（起債比率）×4 年
	経済対策	620 155 億円（H24.2 月補正並み）×4 年
	減収補てん	2,437 60,928 百万円（平成元年以降の最大発行額：H21）×4 年
	減税補てん	610 15,240 百万円（平成元年以降の最大発行額：H6）×4 年
	災害復旧等	+
合 計	19,456 +	

5 プライマリーバランスについて <新規>

(1) 目標設定

プライマリーバランスの黒字の維持

(2) 基本的な考え方

単年度の受益と負担のバランスを保つため、これまでのストック指標（県債残高）に加え、毎年度のフロー指標として目標設定し、持続可能な財政運営を図る

(3) プライマリーバランスの意義

- ・その年度の行政サービスの提供に必要な経費を、その年度の税収等でどれだけ賄えているかを示す。
- ・プライマリーバランスが均衡している場合、現世代の受益と負担が釣り合っている。

(4) プライマリーバランスの推移

(前提) プライマリーバランス = 借入を除く税収等の歳入（臨財債を含む）

- 過去の借入に対する元利払い（臨財債を含む）を除いた歳出

臨時財政対策債は、地方交付税の振替であるため、一般財源として算定

(単位：億円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
歳入 A	11,326	11,342	11,428	11,435	12,146	11,685	11,498	11,528	10,925
県債	1,348	1,254	1,425	1,837	2,340	2,197	1,952	2,051	1,940
通常分 B	945	890	1,096	1,437	1,531	679	731	792	580
臨時財政対策債 C	403	364	329	400	809	1,518	1,221	1,259	1,360
財源不足額 D	87	45	158	4	156	30	40	35	-
差引 E (A - B - D)	10,294	10,407	10,174	9,994	10,459	10,976	10,727	10,701	10,345
歳出 F	11,212	11,221	11,324	11,340	12,040	11,541	11,349	11,360	11,391
公債費 G	1,651	1,579	1,588	1,608	1,678	1,697	1,715	1,714	1,771
差引 H (F - G)	9,561	9,642	9,736	9,732	10,362	9,844	9,634	9,646	9,620
プライマリーバランス I = E - H	733	765	438	262	97	1,132	1,093	1,055	725

(参考) 県債に臨時財政対策債を含めた場合

プライマリーバランス J = I - C	330	401	109	138	712	386	128	204	635
-------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

注1) 各年度数値は決算額、25年度は予算額

注2) 財源不足額は、財政5基金の取崩額

資料6 ファシリティマネジメント（FM）の実施に向けて

実施方針のポイント

FM基本方針に基づき、これまでの個別最適の取組から、今後は、全体最適の取組へ、施設のマネジメント手法を転換する。
次期総合計画基本計画・行財政改革大綱の下、平成26年度から平成29年度までの4年間でFM取組の基盤を整備する。

1 県有施設の総量適正化（土地・建物）

これまでの取組及び現状

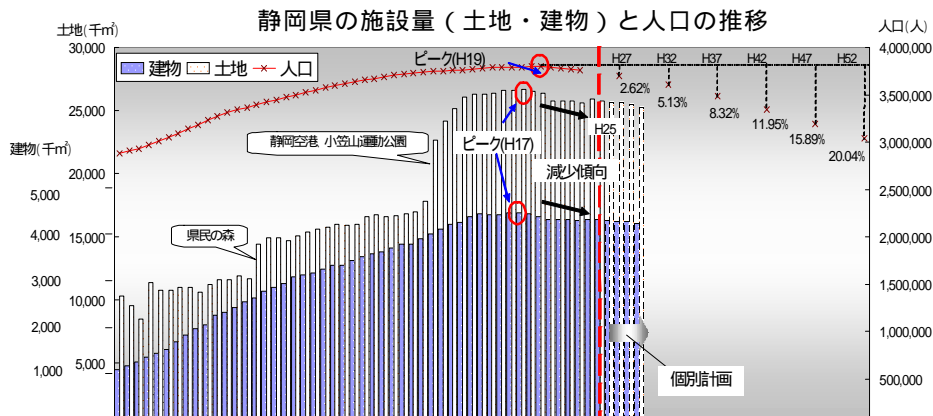
県有財産有効活用推進委員会(S57～)を中心に全庁調整を行いながら土地、建物を再利用ムダな施設整備は実施しない（総量抑制）

集中改革プラン(H18～)に基づく適正な組織・人員配置

高等学校(H17～)、警察署(H17～)、県営住宅(H18～)、職員住宅(H23～)等の個別の総量適正化の取組（土地・建物）

建物の耐震化に早期着手(耐震化率99.4%)し、総量削減も併せて実施
未利用財産（土地）については計画的に売却処分 15年間で205億円

総量の抑制を図りながら、H17には人口減少に先立って減少傾向へ



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所

静岡県の建物総量（県民一人当たりの延床面積）は47都道府県の中で少ない方から5番目となっている。（出典）総務省公共施設状況調経年比較表（H23）

課題

施設の全体像の把握 総量適正化の着実な推進 未利用財産の売却促進

今後の取組 ～人口減少社会に対応した適正な施設総量へ～

施設アセスメントの実施（H26 要領作成、H27～実施）

- ・施設利用度や建物性能などの指標で分類し、選択と集中へ

県有施設における空きスペースの活用

- ・用途別スペースのベンチマーキングを実施し、施設の再配置に活用

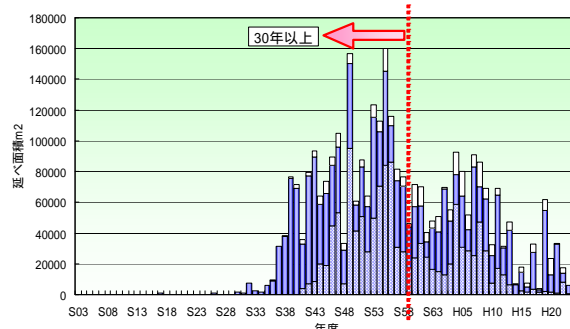
売却を促進するための新たな方策の検討（H26 要領作成、H27～実施）

- ・売却可能資産の効率的売却のため、建物付売却など新たな方法を検討・実施

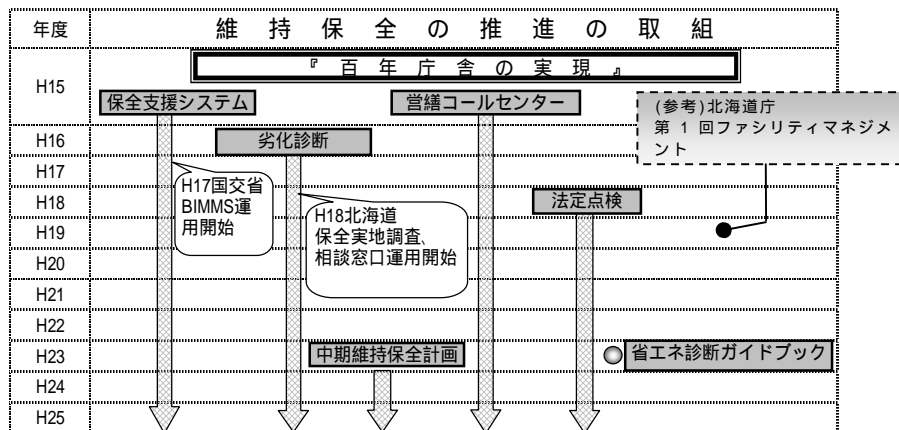
2 県有施設の長寿命化（建物）

これまでの取組及び現状

建設後 30 年以上経過した建物の割合は、延床面積ベースで 50%を超え、老朽化がすすんでいる（H25.3.31 現在）。



全国でも先駆的に、長寿命化のためのガイドブック『百年庁舎の実現』を策定(H15)し、維持保全の取組に着手、推進してきた。



課題

- 長寿命化の各取組の連携、体系化
- 劣化状況の把握対象施設の拡充
- 事後保全から計画保全主体の維持保全への移行
- 営繕部局と施設管理者の連携の強化

今後の取組 ～ 百年庁舎の実現に向けて～

- 長寿命化のための基準類の整備（H26～指針作成、H27～マニュアル改定）
 - ・長寿命化指針を作成し、庁内の連携を強化し、より効率的な維持保全のPDCAをめざす。
- 意見書制度の検討、導入（H26～モデル試行、導入、H27～段階的の導入）
 - ・部局横断的な技術的所見の予算編成への活用を高め、より一層の計画保全の推進、トータルコストの削減をめざす。
- 劣化診断対象施設の拡充（H26～手法の改善検討、H27～段階的に拡充）
 - ・施設管理者と連携し、劣化診断の対象施設を拡充する。

3 維持管理経費の最適化（建物）

これまでの取組

維持管理業務の共通発注

教委：9業務 461 契約を拠点校へ 166 契約に集約 **毎年 53,000 千円**

知事部局：本庁を中心に 3 業務で試行的に実施（試行中）

既存建築物の省エネルギー推進

省エネルギー診断の実施（H19～H24 38 施設を実施） **30,000 千円**（33 施設で）

課題

経費節減努力の限界 全体像の把握とデータに基づく対策

今後の取組 ～ベストプラクティスを目指して～

仕様・積算の標準化の検討、導入

ベンチマーキングにより改善を検討し、維持管理業務委託の仕様・積算の標準化

多様な発注方法の導入検討

共通発注のほか、長期継続契約等、多様な発注方法の導入検討

4 施設の有効活用（土地・建物）

これまでの取組

自動販売機設置者の公募による貸付 **2 億円超の効果/年**

営利目的の広告の掲示、行政財産貸付等 **2 千万円余の収益/年**

今後の取組 ～県有施設ポテンシャルの最大活用～

行政財産の余裕床の貸付け拡大

新たな貸付対象の検討・実施

提案公募型の利活用の実施

ネーミングライツ、未利用財産の利活用策の提案公募による貸付け

5 環境整備（土地・建物）

これまでの取組

県有財産有効活用推進委員会

昭和 57 年に部局横断的な調整を図る組織として設置。

電算システム

財産台帳システム、保全情報システム、情報一元化データベースで運用

今後の取組

県有財産有効活用推進委員会の充実強化

市町と連携した F M 取組の推進